第八章　産業

第一節　官營事業

札幌實業の母

開拓使時代の官營事業は札幌實業の母にして、札幌の歴史に一大異彩を放てり。

諸官業の淵源

東久世時代に於ては官廳官舍を建築し、農民を移して村落を作り、商工業者に家作費及營業資本を貸與して其發達を保護したるも、農業的工業は唯僅かに醬油釀造所を篠路に興せしに過ぎざりき。而も黒田時代に至りては、各種の官營事業を札幌に創設するに全力を盡せり。而して其大方針は道民の衣食住を改良して一新社會を作るにありたるを以て、雇外人の獻策を容れ、多く泰西の文明的施設を採用し他府縣の施設に率先したる者尠からず。而して其事業或は民業奬勵の爲め、試驗的に設置したる者あり。又營業の目的を以て企圖したる者ありと雖も。其淵源は札幌官園と工業局の器械場とにあり。前者は農業牧畜の起源を爲し、漸次分業的分離を爲して各事業に分れ、又農業的製造業の基礎を立てたり。其方針は

札幌官園

工業局構内（明治五年五月建設）

育種場（明治十一年五月設置）

偕樂園内醉化所（明治十一年九月設置）

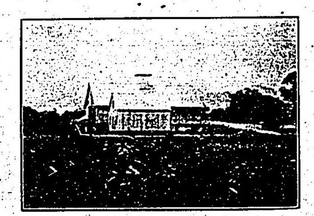

札幌農園家畜房（明治十年一月築造）

味噌製造所（明治十年一月設置）

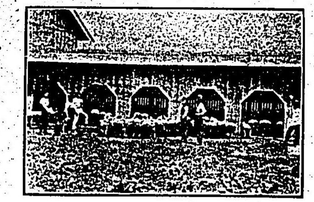

札幌綿羊舍（明治九年月設置）

札幌製絲器械所（明治九年月設置）

札幌製網所（明治八年一十年月設置）

先つ外國種の草木獸畜等を本道に移すに當り。直ちに風土氣候の異なる札幌に移さずして、先つ之を東京青山官園に移し、試驗の結果更に之を七重試驗場に移し、續て札幌官園に移し、初めて其風土に適する者を採りて、或は之を人民に賣下て其蕃殖を奬勵する所あり。或は其原料を以て各種農業的工業等を創立して、市民衣食の料となしたり。又は純粹工業に於ては工業局（ケプロン之を現術學校と稱す）の水車蒸氣二動力運轉の器械は農具、家屋、及家具等を製作して、市民に住の原料を供給し、尙東京出張所、各支廳等開拓使關係各官衙等の椅子卓子等は特に令して凡て工業局作品を用ひしむるに至れり。而して其官營事業の多き、次に列述する如くなるが。其各種官營事業は獨り札幌のみならず。實に全道衣食住の母にして、頗る記念すべき者たるを知ると共に、又其創業當時の苦心想ふべき者あり。

工業局

札幌官業と全道衣食住

札幌官園

一、札幌官園（育種場） 札幌官園は明治四年北六條の西偕樂園内に、三千六百坪の地を劃して、試驗所と稱し、米國より購ひたる小麥及裸麥、甜菜、甘藍、玉葱等五六種を試植したるに始まる。其目的は內外國凡百の植物を栽培し、風土の適否を試み、或は種子苗木を斥賣し、農事の奬勵を圖るにありしが。後植樹、牧畜等をも試驗し、園

穀類

內狹隘を感ぜしを以て、益、其接近の地を開墾し、十一年五月に至り、其地積十三萬三千九百餘坪に達す、因つて之れを育種場と改名せり。其試育したる者、穀類に在つては米國種、小麥、武州棒澤の陸稻、大豆、小豆、米國種の大麥及燕麥、扁豆、豌豆、玉蜀黍、本邦種大小麥、大野の水稻、獨逸澳地利產大麥、露國種夏蒔黑麥、西京產陸稻、露國產小麥及燕麥、蕎麥等にして。蔬菜類に在つては。米國產の甜菜、甘藍、玉葱、國產馬鈴薯及米國馬鈴薯、函館谷地頭の蓮實、米國種南瓜、西瓜、甜瓜、胡瓜、蒸菜、胡蘿蔔、蘿蔔、蕃椒、茄子、勸農局分賦の甜菜、國產油菜、荏、國產慈姑芬子、愛知縣の蘿蔔、方領宮重の二種、滋賀縣產の白色蕪菁等にして、又麻は、熊本縣種、栃木縣種、露國產種、米佛白三國の種子、新潟縣種にして。菜は、山形庄內種、茜麻は、靜岡縣種、英國種。藍は。阿波種。御種人參は、栃木縣種、會津種等にして。煙草は、米、露、雨國の種子。牧草は、英、米及伊太利三國種等なり。又植樹に在つては、椿苗を庄內及七重試驗場より、椿苗を秋田及七重より、假松苗を月寒山より移植し、又更に松、檜、假松、栗、槲、漆、櫻、樅、樺等の種子を東京青森宮城及七重等より播種せり。又牧畜業に在つては、手稻牧場、漁牧場、眞駒內牧牛場、札幌牧羊場、札幌羊豚場等の祖先畜類。花草類に在つては、現時札幌溫室の祖先花

植樹

蔬菜類

牧畜業

花草類

草等にして。何れも皆此官園の試育を經て、其內札幌の風土に適する者は、生存蕃殖し、以て吾人衣食の原料をなしたりも云ふべきなり。而して該官園は、諸試驗事業の擴張と共に、益、狹隘を告げたるを以て、牛は眞駒內に、馬は手稻漁兩村等に、羊は札幌牧羊場に、豚は養豚場に、漸次各分業的分離を爲し、札幌官園は唯だ蔬菜穀物種苗等の試育等に止る者となりたりしが。明治九年札幌農學校の開校と共に、左の如き嚴格なる條件の下に、札幌農學校の所屬となり。ウキリアム、クラークの直接管轄に歸せり。

衣食の母園

分業的分離

札幌農學校所轄となる

札幌官園の義は、人民農業の模範に可供見込を以て設立致置、牧畜培養其他實際著手の方法等先年來ヒチラルクプロン氏へ協議充分なる試驗を遂け候處、全道の農業に相應せる咖も疑を容れさる所に候然るに從來の慣習あり、動もすれは之に拘泥し、一般に擴充致兼候に依て自今右官園を札幌農學校の附屬とし、猶此上農功の方法を設け、正則を以舊慣を排除し、確乎不拔の標準を立て、最初設立の趣意貫徹致度候條貴下篤と此旨を諒得の上、可然御取計有之度申進候敬具。

明治九年九月十三日。　開拓長官黑田清隆。

札幌農學校副校長、ウキリヤム、クラーク　貴下。

果樹園

二、果樹園

明治四年札幌官園を開き、穀菜果樹移植試驗所となし、明治六年青山試驗場より、外國種林檎、梨、桃、李、櫻、葡萄等の苗木若干種を移植したるに始まり。七年本廳境内五萬八千五百餘坪の地を耕して果樹園となし。青山より内外國種の梨二千二十株、杏百十株、桃六百株、梅一百株を移植し。樹間に蔬菜を種るを廢し。專ら外國種の大小麥を播種し。或は麥酒醸造の料に供し。又民間麥種改良の基礎となしたり。尚ほ葡萄園五箇處及萩草園を開きたり。（別に錄す）是れ實に現時『札幌林檎』『札幌櫻實』として聲價を博しつゝある祖先果樹なるが、移植當時試驗の經過は左の如し。

札幌の祖先の果樹

梨

梨　六年より九年に至る栽植二千六百二十六株、能く生長すと雖も、泛寒積雪に害せられ枯損多し、十年に至り枯槁計二百十八株、枯るゝに隨て補植し、毎に其原數を全くせしに十年寒威殊に嚴に加ふるに。兎鼠樹幹を嚙み枯るもの八十六株。十一年始て華を著るもの二株あるも實を結はず。十二年結實十餘株あり。一株の收穫多きは二十斤、少きは二三斤。十三年に至り結實するもの全數十分の三に居る。十四年全數の半に及び。一株の收穫八十斤乃至二百斤とす。

林檎

林檎　六年より九年に至る栽植通計千八百三十七株、生長の狀稍美なりと雖も、泛寒積雪に傷られ、枯槁するもの百四十株、十年始て華を著るもの二株結實せず。十年寒威殊に嚴に、且兎鼠に樹幹を

李　櫻　杏　桃

嚙害せられ、枯るもの百六十六株。十一年僅に花を開くも、實を結ばず。十二年始て結實するもの僅僅あり。十三年結實全數十分の二に居り。其多き者は一株凡そ二三十斤。十四年全數十分の三に至り、一株の收穫多きは、六七十斤、少きは二三十斤とす。

李　六年より九年に至る栽植通計二百二十株。其生成速にして、他の果樹に比するに最も地味に適す。枯槁亦僅に十株に過ぎず。十年始て花を着るもの十餘株。且僅に結實するものあり。十一年結實前年に倍す。因て更に接枝するもの數百株。十二年結實するもの全數十分の六に居る。一株の收穫多きは、升景凡三四斗。十三年結實十分の九に至る。其多きは一株凡一石餘を收む。十四年結實前年に比すれば却て少なく、一株の收穫僅に六七斗に止る。其原因未た詳ならず。

櫻　六年より八年迄東京青山試驗場より移植の、米國種櫻苗通計二百六十六株。初め其成長頗る美なりと雖も。泛寒に傷られ、枯るもの三十五株。十年始て開花、且結實するもの十分の三。然れども十分の結實を得ず。十三年に至り、頗る善く繁茂し、結實多きものは一株凡そ三四十斤を穫。十四年僅に枯損するものあり、一株結實、凡そ五六十斤に至る。

杏　七八兩年間に栽植通計百十一株。經日枯損し、廢使の頃現在僅に五六株。到底繁殖の目途なしとせり。

桃　六七兩年にて千四百餘株を栽ゆ。爾來枝梢枯損する毎に之を截去して、新芽を生ぜしめ、最も培養防寒に注意せしか、初年より十年迄漸次枯るゝもの五百七十九株。十一年は泛寒殊に嚴に、且兎鼠に樹幹を嚙害せられ悉く枯槁し、存する者僅に十一株。盖し洋種は最も寒風を忌む。故に之を栽植するに、風を防ぐの地に非れば、枯損を免かれざるべし。國產は然らず、僅に觀る可きものあり。

り。

梅　七年養老、豐後の二種一百株を植ゆ。初め、稍〻成長すと雖も枯るもの頗る多し。十二年開花するもの僅に數株あり。十四年始て結實するもの二三十顆。

三、麥酒釀造　現時『札幌麥酒』として斯界に聲譽高き飲料は開拓使の官營事業に起因し、當時之を冷製麥酒と稱せり。當時札幌官園及札幌附近播種の大麥は概ね外國種子なりしが、其收穫頗る饒にして且つ品質良好なるを以て、是を原料として麥酒釀造業を起すに決し、明治九年九月始めて今の札幌麥酒釀造場の地をトし、其器械の裝置、房室の區畫、皆其制を獨國に模倣し、『麥酒製造所』を建築したり。其技師は嘗つて獨國に學びたる中川清兵衛にして。初年は草創の際なるを以て僅に二百石を釀出せしも、後倍石以上に增加したり。釀造用葎花は初め米國より購入したりしも、葎草園栽培の收穫物は其花粉香氣輸入品に讓らざるを以て、之れを用ふる事となし、大麥は當別村産の物最も適當するも、其足らざるは、東京青山試驗場の産物を用ひたり。又手宮埠頭側に岩窟を鑿ち、屈曲して光線の透入を防き其構造は浦鹽斯德の法に倣ひ、以て麥酒鏇詰等各地輸出の際の一時貯藏場となし

明治九年札幌麥酒製造所開業式

葎草園現時の北二條北五條間西三丁目

たり。又漸次家屋、器具、倉庫等の設備を完成し、又技術の斯く熟すると共に、醉價從て昂れり。十一年六月其製品を宮內省に獻上し、續て明治十二年、獨逸釀造學士オコルセットに品評せしめたるに、日本釀造の麥酒としては一の缺點なく、透明にして沈澱物なく、充分に炭酸を含有して實に良好なりと斷じたり。又十三年波斯地方航行の比叡艦に託し、熱帶地方に於ける試驗を爲したるに數月を經て變味せざりき。又十四年第二回內國勸業博覽會に出品して有功賞を得たり。其需用は本道に於て全く外國品の輸入を杜絕せしのみならず、其餘れるを他に輸出し、東京には大谷嘉兵衛を大取次人となすに至れり。是れ實に本邦に於ける麥酒釀造業の嚆矢たり。作業條例による興業費六千四百餘圓、營業資本八千六百餘圓とす。

麥酒の品質

葎草園　葎草園は明治十年四月今四三丁目通北二條より北五條に至る間に開設せる者なり。先是中川清兵衛麥酒製造所の傍に經營せし事あり。其面積五千五百坪、米國種六百四十四株、獨逸種二百一株を栽植せしに、善く繁茂す。十一年五月又米國種六千七百七十二株を栽ゆ。十二年更に同園を三ヶ所に設け、第一第二第三第四號葎草園と稱す。合計一萬四千二百六十五坪餘、葎草數六千六百五十二株、十三年一月農學教師ベンメロー葎花を分析す。其百分中の浸劑は米國產二七、二三札幌產米國種二八、〇三。同獨國種三〇、七五。同野生種二四、三四なり。五月更に三千二百十株な

葎草園

第四號園に栽ゆ。該種は花輪小にして收穫少し、蓋し真種に非す。八月薔花製方所を第一號園に設け、各種薔花繁茂の狀及製品の耳否を驗するに米國種を最とす。十四年悉く他の種類を廢し專ら米國種を栽ゆ。

葡萄酒、穀酒、武蘭地の釀造

四、葡萄酒、穀酒、武蘭地の釀造　葡萄酒釀造は麥酒事業と同く明治九年九月北三條東四丁目に葡萄酒製造所を設置したるに始まり、後て同所內に於て穀酒燒酎、武蘭地等の釀造をも開始したり。是れ實に現時の『札幌葡萄酒』『札幌武蘭地』『札幌穀酒』等の起原たり。始め札幌及附近の野生葡萄を採り、試驗したるに往往之を嗜む者ありしも糖分寡き爲め其味酸烈にして培養葡萄に劣れり。因つて十年には札幌果樹園培養葡萄を以て佛國の製造法に倣ひて釀造したるに、其味頗る美なり。因つて東京官園植培の米國種葡萄を第一號より四號に至る四葡萄園及眞駒內等に移植する事前後實に七萬五千株、十二年に至り漸次結實せしを以て該原料を以て其釀造に著手したり。先是、十一年九月野生葡萄覆盆子、猿桃等の液汁を化し、大麥及玉蜀黍を元質として、ホイスキーを作り、又米或は小麥を元質として燒酎を製し、又蔗粟、山葡萄を元質として武蘭地を試釀せしに、穀酒最も醇良にして、武蘭地亦廉價あり。頗る藥用に適せしを以て、札幌病院及其他出張所の藥品とな

葡萄酒製造所

明治九年札幌葡萄酒製造所開業式

第一號葡萄園（現時の北六條以北六條以後方に見ゆるは農園の家窖房なり）

すに至れり。葡萄酒は栽培葡萄の結實の增加に從ひ、漸次其醸造高を增加し、蒸餾所、酒庫、酒桶等を作り、札幌特産物の基礎を置けり。作業條例に因る興業費二千八百餘圓、營業資本千九百餘圓本邦に於ける葡萄酒醸造の嚆矢とす。

第一號園　葡萄園　所在地今の北六條、面積一萬四千餘坪、十年五月東京青山官園より米國種苗六千九百六十株を移し、同國栽培法に倣ひ、每樹距離八尺六寸とし、每株に木竿を建て蔓條を纏著し、石灰及堆糞を施用せしに、能く風土に適し、暢茂最も速なり。十一年結實するもの數千百株。十二年結實其中に過ぐ。十三年に至り、本園及第二號園にて醸料葡萄二萬三千斤餘を收む。十四年結實せさるものなく、一株平均四斤餘を得。之れを物産課に付し、醸造に供せしに、品位頗る美味なり。

第二號園　葡萄園　所在地開拓本廳構内、四千五百餘坪、八年七重試驗掛栽培の米國種苗數千株を移植す。九年東京青山官園より同種苗千四百四十株を移栽す。十二十三兩年間千餘株を增植す。北培養等は總て第一號園に異ならす。唯每株距離八尺六寸を改て六尺とす。十一年以降蟲に八九兩年間に栽植せしもの漸次結實。十四年に至り滿園結實せさるものなし。

第三號園　葡萄園　所在地北三條、三萬三百餘坪、十二年五月米國種苗二萬三千百二十七株を移栽し、其所屬園に同種三千三百三十株を栽ゆ。十三年本園結實するもの凡そ三百斤餘、屬園は僅僅結實あり。十四年に至り兩園結實の量平均一株一斤餘。

第四號園　葡萄園　所在地苗穂村、面積十萬六千六百餘坪、後谷葡萄園となり、現時製工場數地。十二年米國種苗五千三百十二株を栽ゆ。十三年同種二萬七百六十九株、十四年同種二萬三千百三十五

株日耳曼種二千百七十二株を栽ゆ。結實の景況第三號園に同しと雖も、日耳曼種は發芽宜からざるを以て、姑く假床に培養し、其健全を俟て本園に移植せり。

眞駒内　面積三千六百坪、十三年米國種苗一萬二百五十株を栽植せしに、頗る善く繁茂せしも、廢使の頃未た結實の期に至らざりき。

眞駒内ポーマル報文　十三年一月雇外人ルイスポーマルの葡萄報文は下の如し。『葡萄は畦幅を二尺とし、距離二尺毎に一株を植付、新芽二本を暢茂せしめ、内一本は花を摘み取り、一本を留て實を結はしむるは佛國の培養法なり。然れとも佛國の季候は當道より温暖にして其地味多く石灰を含めり。之れに反して當道の地質は多量の有機分を含むが故に、佛國に於ては牛馬の肥糞を用て效ありと雖も、當道にて之を用ふるも其效なかるべし。故に當道にて石灰と骨粉の類を用ひ、或は此地味を變して佛國の如くならしむるを得へし。先つ其實驗を要するを以て新設の葡萄園中の一部に畦幅四尺とし、距離二尺毎に一株を栽ゆるの新法を施すべし』

味噌醤油醸造業　**五、味噌醤油醸造業**　醤油製造業は釀業と共に最も古し。蓋し篠路の地夙に豆麥を產し、且札幌市街石狩河口共に水陸運輸の便あるを以て、明治四年七月該地に醸造場を設置せしが、十一年に至り篠路醸造所は澤口永將に、札幌の二醸造所は對馬嘉三郎に拂下げ、各民業となす。而して其翌十二年六月、又東創成町に官營味噌醤油醸造場を新築し、與業費四千七百餘圓、營業資本九千六百餘圓と定めたり。其

篠路製造所
札幌製造所

桶樽等は初め秋田地方の杉材を用ひしも、本道產椴材の製品亞も之れと異ならずとなし、專ら之れを使用したりき。

製粉業　**六、製粉業**　黒田時代の農業政策は食物改良に基礎を置き、麵麭を常食と爲すの原料として、既に小麥玉蜀黍の播種を奬勵す、製粉事業從つて起らざるを得ず。六年二月曾つて米國より購入したる器械を水車器械所に裝置し、茲に始めて製粉事業を創設せしが、九年七月更に工場を建築し、十二馬力の蒸汽罐を設け、汽力を以て水力に代ふ。先是、札幌官園に於て麥の選種及播種法を試驗し、之を農民に訓諭すると雖も開拓草創の際、良種を選ぶに遑なく、百戸百種の狀態なるを、其善惡を選ばず、皆採つて以て原料となしたれば、製品粗惡、麵麭用に適せず。而して試驗の結果日本種は米國種に劣れるを以て、米國種赤白二種の播種を奬勵し、尚札幌官園に於て赤白二種を同地味、同肥料、同一方法を以て、十一十二兩年試驗の結果。一段歩收穫赤麥は、十一年に九斗五升二合、十二年は一石三斗なるに。赤皮白麥は、十一年に一石八斗四合、十二年に二石三斗五升を得、米國北部地方と全く別異の結果を得たり。尚該二種及東京產白麥、札幌產和種の四種に就き、原料四斗の製粉を試驗し、札幌產

水車器械所

原料品精選

米國種赤皮白麥の最も優秀なるを知りたり。因つて以後之れを以て札幌必適の種類となし、多く此種の播種を奬勵し、十二年より大に製粉に從事し、一番粉、二番粉、三番粉等を製造し、十三年又別に四番篩を有する一器械を裝置したるが、從前の十二馬力器械は唯八馬力を使用するに過ぎざるを以て、更に玉蜀黍磨碎器械を裝置す。先是、明治十一年松方大藏大輔の洋行に託し、製粉の聲價を佛國巴里に問ひたるに、頗る好評なり。因つて翌年東京菓子舖風月堂に送り、洋菓を製せしめたるに、米國製上等粉に劣らず。聲價漸く高し、十二年五月其製粉を以て麵麭を製して、宮内省に獻上し、十四年聖駕北巡の際、其製粉を天覽に供す。興業費二千六百餘圓、營業資本三千五百餘圓にして聲價を博すると共に、需要漸く多く、市内には其製粉を以て。饅飩、饅頭、素麵、生麩、燒麩、麵麭、洋菓等の製造を營業とする者あるに至り。遠近傳へ來りて、其所產其需要に應ずる能はざりき。官營事業中最も有利の者たりき。

札幌製粉聲價

七、牧畜業　札幌官營牧畜は牛、馬、羊、豚にして、元村牧場、札幌官園内の假牧場、手稻牧場、漁村牧場、札幌牧羊場、眞駒内牧牛場、札幌養豚場等に於て之れを爲したり。初

牧畜業

明治八年開墾札幌桑園の耕犁

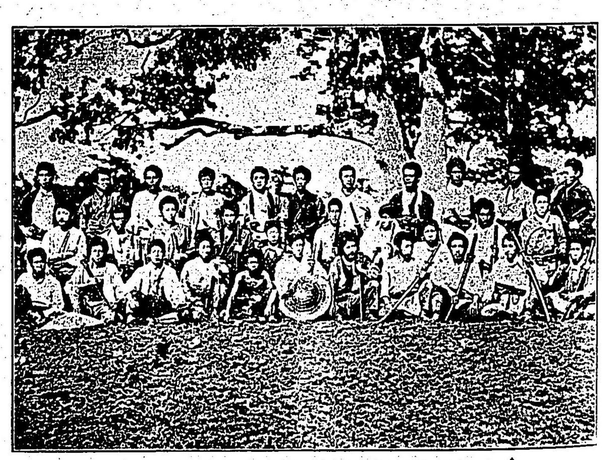

札幌桑園開墾者酒田縣士族中本多組

め札幌官園內假牧場に收容して後、各牧場後は、又更に牛馬羊豚を購ひて牧畜を營み、札幌の斯界に貢獻する所ありしは既に專門敎育章に記せり。

牧馬
雁來牧場
官園內假牧場
手稻牧場
漁牧場
馬種改良奬勵

牧馬　島判官經營の當時牧馬掛に、川口大主典、桑島少主典ありき。明治二年開拓使設置と共に、幕府經營の有珠虻田牧場は、開拓使の所有に歸したりしが、當時牧馬凡六百頭牧士十名、馬醫一名、犬追土人四名ありしが。翌三年馬種改良の方針を立て、一時諸牧場を全廢し、牧馬全體を各地人民に斥賣し、或は驛遞備馬となし、或は農業篤志者に下附せしが、此時札幌に送りたる者、三百二十一頭、元村に牧場を開き、(後雁來村に關す)牧圃して備馬となす。虻田牧馬は文化年間牝馬を南部仙臺に購ひ、官馬と合せて放牧せし者なり。四年正月、備馬中百二十頭を札幌市民及附近農村に貸附し、續て年賦拂下を爲したるが。明治九年に至り札幌官園假牧場內に、新冠牧場より國產牝馬數十頭を移す。盡し日高國各郡產出の者たり。九年四月、手稻村に二十萬三千四百十六坪の牧場を開き、札幌官園の牧馬を移し、十年登別牧場を廢し、其牧場を漁牧場に移せしが、其內に雜種牝馬二頭、牡馬五頭ありたり。而して其官營牧馬事業は新冠牧馬場に於て馬種改良に力めつゝあり。又農學校園及眞駒內に少許の牧馬あるの外、多く見るべきものあらざりしも、民間に對する馬種改良の奬勵は頗る勗むる所ありたり、九年十月に於て左の諭達を爲し、且つ是れを嚴勵せし結果、一時爲めに其蕃殖を妨くる者ありしを以て其一般を知るべきなり。

本道の馬は身體短少、能く日に數里を走るも、重きを負擔し、車を曳き農具を使用するに不便なる

■を以て、今般馬種變換の方法を設け、官馬の分より其種の牡馬を購入し、季節を圖り、本道在來の牝馬に接せしめ、漸次其馬の産出を期せんが爲め、已に登別幌別等の官馬に著手せり。牡馬の率丸を去るは假然に似たれども、如斯方法を設けざれば、馬種を變換する能はざるより、泰西の諸國此法を以て馬種を變換する例少からず。故に來る明治十年より季節を以て、人民私有の馬も、勸業課より役員派出、去勢可爲致候間、一時の姑息に拘泥せず、前件の主旨深く注意すべく若し率丸を去り、三十日間に斃死候はゝ、代馬可下渡、且當分の内は、種馬として他道購入の其牡馬を、札幌官園漁登別兩牧場に差置、年年季節に至、其最寄便宜を以て、前三所に率來候はゝ、孳尾爲致遣候條、人民へ懇諭可致置、此旨相達候事。

牧牛

牧牛　札幌の官營牧牛は、明治七年九月札幌官園内假牧場に、東京育山試驗場内に飼養せし、但馬國産牝牛七頭を移したるに始まり、翌八年又ダルハム種牡牛一頭、ハイクレード種牡牛二頭、但馬國産牝牛十頭を移したりしも、札幌官園の假牧場狹少にして、冬間の飼料に乏きを以て、雇外人エドウキンダンをして更に牧場地を選定せしめたるに、今の眞駒内種畜場の地西北豐平川を隔てゝ山嶽に對し、東南樹林を帶び、清流其中を貫き、地勢高燥頗る勝地なるを相したるを以て、黒田長官ダンと共に騎馬之を實驗し、馬上其設計を談じ、直ちに其設備に著手し、總面積二百六十九萬餘坪内に三十八萬餘坪を畫して、其周圍に木柵を樹て、四十一萬餘坪を牧草地となし、官園内の牧牛を悉く此に移し、眞駒内牧牛場と稱せり。翌十年又新に三層樓の米國風の家畜房（バーン）を築き、馬豚を飼養し、東京育山より ダルハム種牝三頭、牡一頭及漁村牧牛の全部を移し、十一年牧場附近に民牛の放牧を禁じ、露國牝牛五頭を浦鹽斯徳より購入し、十二年新に産牛室を設け、十三年場内の水利を補ふ爲め、更に長百二十町餘の溝渠を開鑿せり。而して其牧牛は逓年蕃殖して場内容るゝ所なきを以て、其若干頭を漁村畜牧場に移し、是れを附屬牧場となし、夏季の放牧場に充てたり。其所産の粉乳、乳油及乾酪は之を第一回内國勸業博覽會に出品したるに褒賞を受けたり。又場内の生牛、生乳、粉乳、牛酪、豚及餘有の燕麥、玉蜀黍、馬鈴薯、蕪菁、牧草等は年年之れを斥賣したり。

眞駒内牧牛場

牧羊

牧羊　は明治七年九月、札幌官園内の假牧場に、七重より米國種羊サウスダン牝七頭、牡一頭を移したるに始まり。翌八年又育山官園より米國種羊サウスダン及コッチルト牝二十九頭、牡十一頭、七重より同種サウスダン牝牡各十頭を移し、明治九年に至り、石山道以西錢函街道以北、今の師範學校敷地の邊八萬八千坪を選び、札幌牧羊場を設置し、悉く之れを移飼す。當時綿羊場と俗稱せり。爾來生育頗る良好、毛質緻緯緻密にして、毛量平均一頭より十斤許を得、十年内國勸業博覽會に於て、牝羊一頭、風紋賞牌を得、十四年又第二回内國勸業博覽會にメリノー、コッチルド、サウスダン各種一頭宛を出品して、有功二等賞を得たり。其不洗毛は十三年東京千住製絨所に送付して、製絨料としに製品頗る精良なりき。先是、九年育山官園よりスパニシメリー種牡一頭を、十二年又米國よりスパニシメリー及コッチルド種六十五頭を購入して、蕃殖を圖り、或は其生羊を拂下げ、或は屠殺して肉及皮を斥賣し、又其毛を刈りて製絨料となせり。該場の組織は是れを三區に分つ各一區凡三萬三千餘坪、牧草「チモセ」を播し、乾藁を製して冬季飼料に供す。第二第三兩區各種牧草を播し、夏季放牧場とす。牧方は凡そ五月中旬牧草發芽に及で常に牧場に放ち、九年八月米國より購入せし馥羊犬を用て犬害を禦ぎ、十一月中旬降雪に至りて舍飼を爲せり。

札幌牧羊場

毛量

生羊肉羊拂下

毛羊、肉羊倶に能く札幌の風土に適し、就中毛羊「メリー」種育て一も病に罹るものなく其體格小なれども毛量多く、且つ長毳なり、蕃殖方は毛量肉量二途を目的とし、系統純粋の良種を選で種羊とす。羊舍は牧場中央に在り、其結構專ら防寒を主とし廣さ七十九坪にして、三百餘頭を容るゝに足り、凡そ一坪四頭の割とす、場地積七十英町餘にして、一英町凡四頭合計凡そ三百頭を牧せり。

養豚　は明治四年四月函館在留學國人ガルトネル伺養の豚牝牡四頭を購ひ、元村牧場（後厩米牧場と稱す）に移せしに始まる。當時開拓草創の際、牧方備はらず蕃殖從つて多からざりしが、後七年東京青山より米國種豚サツフチーク牡一頭七重より同「バアクシヤー」牡三頭、サツフチーク牝一頭を、翌八年又東京青山より米國種豚牡牝三十頭及七重官園よりも、米國產牝牡四頭を移し、以て蕃殖を驗せしに舍舍狹隘にして生育充分ならざるを以て、九年九月札幌育種場內に面積三千二百七坪を以て札幌養豚場を設置せり。場內樹木鬱蒼盛夏陰を爲し、湧泉湧出、涼浴に便にして、牧夫一人五十頭を養ふに足る。分ちて八區と、なし、豚舍を築き舍內を三十圖に畫し、元村牧場養ふ所を悉く茲に移し、一室を築き、火屈な製し、翌十年第一回內國勸業博覽會に出品して花紋賞牌を得たり。此歲青山官園より、米國種「バアクシヤー」及サツフチーク牝牡十八頭、十一年又七重官園より同種十二頭、牡十八頭、青山官園より同種牝七頭、牡三頭、十二年七重より「バアクシヤー」種牝牡各一頭、十三年サツフチーク種牝牡各一頭、十四年「バアクシヤー」牝八頭、牡九頭を移して、蕃殖を圖りしに、皆頗る蕃殖せしを以て、或は人民に貸與して蕃殖を圖り或は豚兒を頒ち或は屠殺して生肉鹽肉豚油又は火腿となして之を人民に斥賣せり。

八造林業　札幌市府經營前、札幌及札幌の四園は實に美なる一大森林なりき。

而して其造林業は、明治四年正月札幌市民に令して、樸、刺桐、槐、櫻、桂、椵、白楊樹及桑の立木伐採を禁じ、其內椵樹に限り、家屋建築材の隨意伐採を許し、同時に野火戒嚴を密にして天然行進の造林法の一端に著手したるに始まる。六年札幌市民の伐木場を手稻村と定め、官道兩傍十間宛の樹木は、家屋電柱支障の外斬伐を禁じ、望月山峯界、厚別、發寒山、圓山、紅（クレハ）葉、垂別、眞駒內、龍舞、野津幌、精進川等を官林と定め。從來市民家材拂下等は其事務營繕課に屬し、同課更に之を請負人山頭等に一任せしを、茲に至りて民事局管轄となし。伐木入用者は、願書及柚子人別書を添へて出願し、免許及柚子印鑑の下付を受けて後伐木の事を規定し、丘珠、對雁兩村桑林內の支障樹を除去し、豐平川兩岸水防に要する者は、一里內の伐採を禁止したり。十年二月市民に令し、椵松、落葉松、蝦夷松、五葉松、棋楠樹、玉柱、厚朴、胡桃、刺楸、栗、槻、巖楓（イタヤモミヂ）、石檜、山櫻、山桑、谷月桂（ヤチダモ）等は家屋、船車、橋梁、其他必要の良材なるを以て、官林私林の別なく薪炭用材となすを禁じたり。同年札幌農學校敎頭クラークに對し、山林保護法を質問し、其答を得て四月山林監護規則を設け、山林を官、公、私の三林に分ち、官林は保存林にして、公林は更に是れを三等に分ち、伐採を許可し得べき所とし、其一等林は、土木工

作等官用材伐採林。其二等林は官廳市街近傍道路左右、人民遊覽所たるべき所、大小河川の源及河畔の林一町乃至三十六町内(家屋構營開墾地は除く)等にして、伐採を禁ずる者、其三等林は官私及一二等公林外人民の伐採を許す所と定め。木材は百石に付五圓乃至十圓、薪炭用材は一敗三錢より五錢内を以て拂下げ。白川(シロイカハ)、雁舞、眞駒内、上下發垂別、野津幌、河川兩岸、道路兩岸を官林と定め。又上下手稻、發寒、月寒、輪厚、厚別、島松を以て公林と定めたり。又當時札幌の柚夫等鋸鐇の用法に熟せず、徒らに良材を毀損するを以て、明治十二年木曾山柚夫を雇ひ、月寒厚別官林に於て伐木及山出の術を傳習せしめたりき。

札幌附近官林別木曾柚夫

又當時禁伐及野火の戒嚴は幾度となく令せし所なりしも。野火濫伐相續き、枯損木は無代拂下を爲すを以て、特に放火し燒損木を作り、以て其無償拂下を出願する者あるに至れり。因つて十一年遂に拂下規則を改正して、枯損木も亦有償拂下となしたりき。又黒田長官は特に濫伐後の將來を憂ひ、時に電報命令等を以て、之れを嚴禁したる事あり。殊に圓山及インカルシベ山等は實に此黒田長官の電令によりて禁伐林となりし者なるも、北海道廳時代に至り、始めて個人に貸下げ、伐採したる者たり。

野火盜伐の禁。

植樹は明治四年、松、杉、檜、桐苗等を札幌試驗場内に移植したるに始まる。後九年に至り、七重試驗場より檜苗一萬杉苗五千、松苗千株を移し、又秋田産種子若干を播種し、六月其苗樹を調査せしに、是れより先き移植したる者を併せ、遞年人民に下付せし外、尚楮九千三百、松五千、檜四萬、杉八萬、漆一萬千五百、槇四十二、櫁五十五、要冬青(カナメノキ)百六十三株ありたり。十年月寒山根松六千株を本廳構内に移し。十一年東京青森地方の栗、樫、松、檜、椴種子二石餘を試驗場に播種し。十二年又櫟、栗、榧及杉、漆等の種子を播種し。十三年又桐種子を播種して、育種園となし、各樹木を播植する所となし、管内森林收入一萬四千圓の内、七千圓を以て山林種植及育種園費と定め、後之を常例となしたるが、是れ札幌養樹園の起原にして、十四年又桐苗四百、神樹苗二百、明石(アカシヤ)屋樹苗百株、及神樹種子二升を購入し、又林木拂下規則修正種子、九種子を内務省山林局より購求し、勸業課育種場内に播種せり。十四年末現在苗木は桐二萬四千四百三十五、栗三千、樫七千九百九十、櫟八千、明石屋樹五百、銀杏千、楮一萬、松二千、蝦夷松二百、神樹五百、檜千、椴松五千、杉九萬五

植樹。

十四年末現在苗木

四山育種園

百十八、花柏五百、椴千五百、漆四百株にして、十三、十四兩年中、圓山育種園内に播種せしものは、東京種栗二百三十坪、東京種槲四百坪、東京種櫸二百四十坪、七重種杉四百坪、宮城及西洋種松五百四十坪、札幌種桐五百十坪及扁柏二百四十坪、花柏六十坪、菓子柏十坪、九形菓子柏十坪、銀杏百五十坪、及蝦夷松十五坪、椴松十五坪等なるが、此等は皆遞年札幌及本廳管内に賣下げられたる者にして、今日札幌市街路傍樹又は市民の所有に屬する者の原種なるが、賣下移植の重なる者は札幌近傍に於ては、十年杉苗三萬本を札幌神社境内に移し、翌年又三萬八百餘株を移したると、十一年上下手稻、平岸、月寒四村に杉苗を下付し、十四年札幌郡各村に、樺千二百、桐二百五十、槲千二百株を賣下げたるにあり。

賣下移植

花草園

九花草園　明治七年東京青山試驗場より、西洋花草七十五種を、札幌官園に移植せしに、皆能く風土に適せしを以て、翌八年之を所所に分移し、又希望者に下付し、翌九年大通二箇所三丁目四丁目二角に各一千九百四十七坪を開き、各種の花草を移植し、以て衆庶の縱覽に供したり。又其歲十一月北三條通に三千三百三十一坪の地を以て、花草園となし、更に東京及米國より各種の花草を購入し、大通の花草園を

大通花草園

北三條花草園

育種場内溫室

廢せり。更に若干の種子を米國に求め、育種場南面高燥の地に土窖を築き、窖内を二層となし、溫室に代へ、窖外花壇を繞らし、本邦種二十五、西洋種六十八種を栽培せり。是今の農科大學附屬溫室の起原にして、祖先植民者の寂寥を慰して、今に至れる者なり。

養蠶業

河邊盈德

十、養蠶業　本道に野生の桑樹多し、曾うて安政六年南部藩幌別戍衞の士養蠶を試みたる事あり。明治三年又少主典河邊盈德蠶種を仙臺に購ひ、山桑を採つて始めて札幌に養蠶を試み、成繭一石八斗を得たり。四年札幌再經營に著手するや、正月先づ野生桑樹一切伐木を禁じ、翌月市民に養蠶奬勵の布令を發し、三月には既に丘珠村に官設蠶室を築きて、黄白蠶種二十枚を、陸前及磐城に購入し、野桑を用ひ、倘育日數六十一日にして、成繭十石を收めたりき。爾來毎年蠶種を製して人民に下付したりしが、七年に至り是を廢し、創成通舊廳内に假蠶室を設け、前年の製種十五枚を倘育し、生繭四石六斗を收め、蠶種五十六枚を人民に下付したるに、漸次其業に熟し、市在の生繭三十八石餘に達せしを以て、養蠶世話役を置き、生繭買上の法を立て、假機織場を設け、座繰製絲を試むるの域に達せり。當時生絲は國産中最も重要

丘珠村蠶室

舊廳内蠶室

養蠶世話係

假機織場

なる者なりしを以て、今や札幌地方に於ける養蠶業の好成績たるを見るに及び、黒田長官は大に蠶業の擴張を圖り、將さに募集せんとする屯田兵授産の基礎を、此處に置かんと欲し、蠶卵、生絲、桑苗培養等の實地調査の爲め、上州富岡竝に島村等蠶業繁榮の地に出張し、親しく其現狀を視察して、札幌蠶業政策の大方針を立て、翌八年今の札幌病院所在の所に、大養蠶室を新築し、其附近二十一萬餘坪に桑園を開き、尚野桑伐採を重ねて禁止し、又製絲機織を營む紡績場を創設したり。

屯田兵授産の基礎

札幌養蠶室

養蠶傳習

札幌蠶室は、上州島村の蠶室を模擬したる者にして、天然育室附屬室各一棟あり、田島定邦を聘し、養蠶係員となし、市在移民男女三十名、屯田兵家族男女二十名を募集し、原種二十五枚を試育したるに、氣候不順の爲め結果好良ならず、室温を補ひ漸く結繭せしめ、福島、置賜兩縣に男女六名宛を派遣し、蠶業を傳習せしめたり。其生繭は之を札幌製絲場に附して其原料となし、其所製蠶種は或は之を市民に拂下げ或は之を府縣及伊太利地方に輸出したり。原種は丘珠蠶室製の者起原を爲し始め專ら之を用ひたり。八年以後伊、佛、清三國の蠶種を試育せしと雖も、嘗て好果を奏せず。邦産金青種及今昔、昔最も風土に適するを以て、後專ら金青原種を用ひ、

原種

蠶種

其所製の蠶種は之を人民に下付するを常例とせり。先是、明治四年原種五百枚を東京其他に斥賣し、又伊太利公使に贈り、五年又試驗の爲め、各縣に配付したりしが、其結果概ね不良なりき。然るに十二年伊國に輸送したる、黄繭蠶種二十五枚は成績佳良の報ありしを以て、十三年更に五十枚を送りたるに、十四年に至り、二千五百枚の注文を受けたりき。其管内人民に下付する者は、極めて精良の蠶種を選び以て品種の改良を圖れり。

桑葉

桑葉は初め野桑を專らとなしたりと雖も、其葉質府縣の培養桑に若かずと爲し、明治七年福島、置賜、熊谷諸縣より桑苗四百廿七本を購入し、先づ本廳構内に假植し續て翌歳虻田通一番官邸に移植したりしが、明治八年蠶業政策を確立すると共に、黒田長官の特命に基き、舊酒田藩士族百五十七人を徴募せしに、皆帶刀應募し來り、六月四日より九月十五日に至るの間、帶刀を脱し樹枝に懸て、鍬鋤を握り四書五經を懷にし業間之を讀み、今の北七條南一條間、西八丁目以西の地、二十一萬餘坪の荒蕪地を悉く開拓す、乃ち「酒田開墾」又は「酒田桑園」と稱し、桑苗十四萬本を酒田縣より購入し、翌年此地に移植して、一大桑園を作れり。現時尚同方面を「桑園」と稱するは

札幌桑園

蓋し此に原因す。該桑園は明治十一年に至り、第一號桑園と改稱し、毎歳野桑二萬千株移栽の制を定めたるが、十年福島縣より、鶴田、柳田、兩種一萬四千餘株、十三年上州鼠茚若干株、十三年上州三年苗、五千五百餘株を移植せり。尚桑園は一號桑園の外、十三年、上州三年生桑苗一萬四千二百餘株、及十四年一萬三千三百餘株を移植したる上白石村の第二號桑園あり、又濱益通桑苗試驗園には、十年東京青山試驗の桑苗各種八百五十種を移植し、十二年上州鼠返苗若干を移植するあり、札幌官園亦栽培し、篠津太蠶室近傍には、野桑林を爲し、高一丈乃至二三丈、周圍兩拱手に達する者あるも、十二年更に同地に野桑及培養桑二萬一千株の桑園を開けり。而して琴似、山鼻屯田兵給與地内には、四十餘萬株の培養桑のあるあり、第一號桑園の地積を四十八萬餘坪に增加し札幌及附近は忽ちにして實に一大桑園の地と化したり。然るに氣候桑園に適せず、栽培頗る力めたりと雖も、札幌の養蠶業は野桑又は野生培養桑によりて、其發達を爲せり。

十一、紡織業　既に養蠶の民業を奬勵し、尚桑園養蠶の官營事業あり。紡織業亦て興らざるを得ず。紡織を分ちて製絲、機織の二となす。

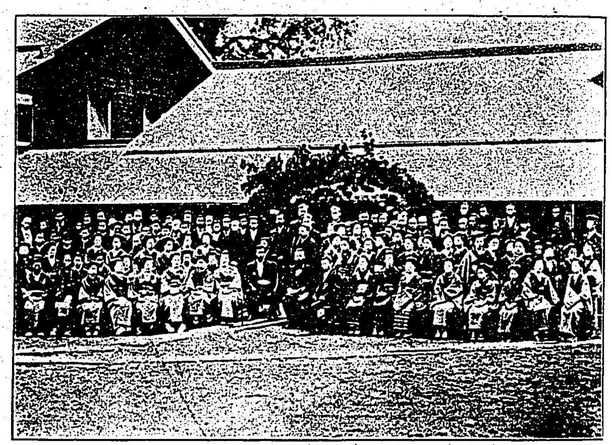

明治九年札幌製絲所開業式（此内に堀基調所廣丈エドウキンダリイムホウイルルイスポーマー等あり）

第一回農業博覽會（明治十一年十月開設會場は柵内のみにて背面の洋館は雙平館及學校諸官邸なり）

札幌製絲場

製絲業　明治五年丘珠村靱室に於て其産繭を以て、座繰絲若干を製して、横濱に販賣せし事あり。後七年札幌市在の生繭三十八石二斗を買上げ、北二條東二丁目廻漕所内に、假機場を設け、宮城縣白石地方慣用の座繰器械を使用せしも、功程頗る遲緩なるを以て、僅に三斗七升を繰了し、殘餘を東京麻布第三苑に送れり。又札幌管内の婦女二十五名を募り、宮岡製絲場及星野長太郎の製絲場に遣り、翌八年八月始めて製絲場を設置し、工女十二名を東京に募り移民の子女三十七名を集めて、其業を習はしむ。場内に製絲室、貯繭室、殺蛹室各一棟あり。木製製絲器械十六座を設置し、繰車を運轉せしに、車軸屢、折れ、絲汤又適度に沸湯せず、夥多の生繭を紡了する能はざるを以て、工女竝に生繭九十二石を東京に送り、麻布官園の繰車を以て製造し、翌九年九月宮岡製絲器械を模造したる繰具二十四座及大馬力の蒸汽機關を設置し、又瑞典式繰釜を模造して前年の木製器械に附著し、又伊國製新式火熱兩氣の殺蛹器を新設し、尚製絲貯繭殺蛹の各室を增築したり。此時據に宮岡製絲場及置賜縣に派遣したる傳習生男女若干名を東京に募り、又管内十三歳以上二十五歳以下の子女三十名を傳習生となして事業を開始し、器械絲、座繰絲、紬絲、屑斗絲、絹絲、木綿絲、手繰絲等を製造し、蠶種製造を自用に限りて專ら製絲を奬勵し、民間の生繭を買上げ、又官民の生絲を審査し、其優秀者を褒賞して之を奬勵して後列となし。翌十年七月六馬力のダーピン式水車を作り、前年の木製器械に付し、茲に至りて水汽二力を以て運轉すべき製絲器械全部六十臺を完備せり。後十二年木製器械を改良し一臺毎に煮繭器を附せり。

其製絲は明治十年第一回内國勸業博覽會に出品して鳳紋賞牌を得たるが、同年伊太利國未蘭府商業會議局に示し、『此は最も良品なり、後來歐米市場に於て伊國

の產と其聲價を競ふ可し』との品評を得たり。

機業　勸業課紡織場

機織業　土人の紡織業古来唯オヒョウ、赤ダモの樹皮を以てアツシを製するあるのみ。機織官營業は明治八年上野國より職工四名を雇ひ、同國慣用の器械を造り、北二條東二丁目廻漕所内の假機織室に於て、札幌附近奥羽地方移民に傳授したるに始まり、十年十一月製絲所内に織室一棟染室一棟を築き樓上に伊國製撚絲器械三臺、屬器七具を設け、水車を以て運轉し、勸業課紡織場と稱し、更に第二號機械室を增築して附屬器具を完備し、眞綿、振綿、小倉、雲齋、及縮緬類、養老織、紅梅織、絲織、紬類、海氣類、八丈島、七子織、白精好、綾織類、琥珀等の絹布を製造せり。　十二年作業條例に依り、資本金を二萬八千八百餘圓と定め、洋風水車を以て人力を省くの議起り、多少更革を施し、織室を絹織所、木綿織所、經緯舒卷所となし。　絹織所に大幅織七臺、小幅織十臺、木綿織場に大幅織五臺を裝置せり。　其製品は明治十一年佛國萬國勸業博覽會に大幅海氣、琥珀織、博多織、女袴地、同西洋腰帶、本邦女帶地、白縮緬、綾織、鼻拭地等を出品して、銅牌一箇、附屬賞狀三を得。　尙十四年第二回內國勸業博覽會に、大幅琥珀織、博多織、男女帶地、御召縮緬各種、厚子織敷物、蝦土人剌繡を出品し、琥珀織綾織は有功賞三等を得たり。

馬具製造業

十二、馬具製造業　洋式農業の奬勵と共に乘馬農馬等に必要なる洋裝馬具の需要漸く多きを以て、明治八年職工黑柳喜三郎を東京より聘し、其歲八月北一條東一丁目角に馬具製造所を設置し、續て育種場内に移轉し、馬具製造と同時に現術生徒に簡易馬具修繕法を傳へ後薄野東京樓跡に移り對雁在住樺太土人等にも傳習したるが、十一年二月、工場全部を金千三百餘圓四十箇月賦を以て黑柳に拂下ぐ。

製紙業

十三、製紙業　明治六年八月製紙職匠三人を庄内に募り、北四條に製紙場を作り、野桑の皮を採つて、試製せしに、粗硬にして、製紙に適せず。八年楮皮を他縣より輸入して原料となし、又楮苗一萬株を酒田縣より札幌官園に移植せしも創業以來費す所三千餘圓にして、收入五百圓に過ぎず。收支償はさるを以て、十年遂に中止し、翌年札幌監獄囚人の業務に移す。

運送業

十四、運送業　札幌本廳の運送業官營は當時之を陸運改良掛と稱せり。蓋し黑田長官十一年八月浦鹽斯德に航し、同年冬又哥爾薩港に至り、其運輸狀況を視察し、乘馬車、乘橇、馬四頭及職工三人を携へ歸り、陸運の改良を企圖せるに基き、工業局をして露國形馬車、馬橇を製造せしめ、十二年四月本係を設置し、小樽、錢函に派出所、錢函、三樽別に繼替所を置き、先づ手宮、札幌間の貨物乘客の運送業を營めり。廣く一般に切符を發賣し、其切符持參者の需に應ず。十三年札樽鐵道開通後は、轉して札幌室蘭間の運輸に從事す。當時札幌に民營馬車會社ありしに、改良掛は之と競爭を試みたりき。又當時豐平丸空知丸の石狩川專用航行に充用して諸運送に從事

せしめたり。

活版業　**十五、活版業**　開拓使の布達印刷の目的を以て、明治六年八月東京出張所内に設置したるを、十年十月初めて札幌に移し、南一條東一丁目に置き札幌活版所と稱し、官用の外一般人民の需に應じたり。十二年五月類焼、舊本廳内小使室に移り、後大通西三丁目に移轉したり。

製網事業　**十六、製網事業**　本道は世界に著明なる水産國たり。其漁網の需要知るべきなり。從來漁家皆是を北越南部等の地方より輸入し來りしが、開拓使は本道の風土麻及亞麻の栽培に適し、其纖維强靱にして野州産に讓らざるを見るや、夙に其栽培を奬勵せしに、逐年産額增加したるを以て、明治八年十一月製麻製網に熟練したる男女四名を水澤縣に雇ひ、南一條東二丁目に製網所を設置し、修業生を募りて傳習せしめ、專ら鮭網鰊網を製造せり。其傳習を受けたる者を各地に派して更に傳授せしめ、所内には常に二十餘名の技手あるに過ぎずして、農家農間の副業として製作せしめ、製網所は製網料を給して、製品を收め、是を各地の賣捌人を經て、年賦を以て漁家に拂下げたり。始め漁家舊習に慣れ輸入品を好みたりしも、幾もなく强靱

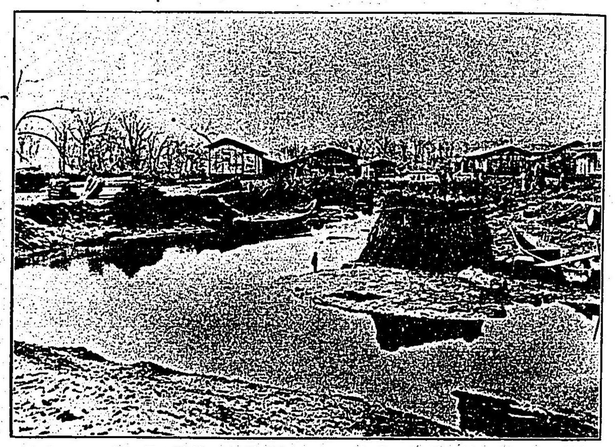

伏籠札幌川により札幌に水運を通ずる篠路の景

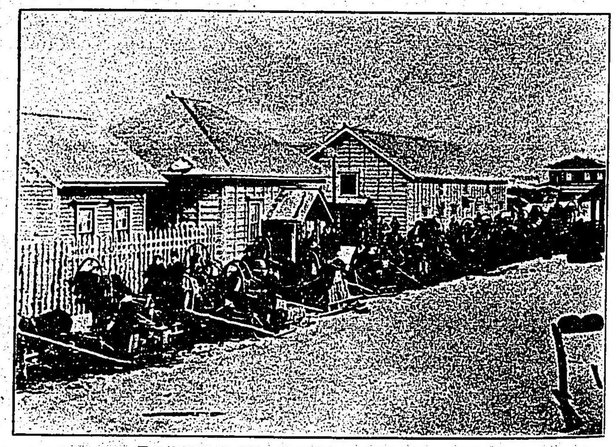

明治十二年陸運改良掛冬季馬橇を以て貨物運搬の景

廉價にして能く其用に堪ゆると、網足の石を鉛に改めたる者、頗る聲價を博し、需要漸次增加し、新潟岩手兩縣の輸入大に減じ、其代價亦五割を減せりと雖も、當時農間製網に從事する者一千有餘人を以てし、尙全輸入品の約四割を製造するに過ぎざりき。該製網は明治十年內國勸業博覽會に於て褒賞を受けたり。作業條例に因る營業資本金三萬六千餘圓、與業費四千七百餘圓とす。

十七、製油業　明治八年東創成通廻漕庫內に札幌製油所を設置し、搾油事業を開始したり。蓋し札幌產の菜種及荏種費消の路を開かん爲めなり。十一年三月新に製造場を築き、器械を整へ、又增築及職工舍を築き、作業條例上の營業資本を四千三百餘圓と定め、野生胡桃實を以て油を試製し、二石二斗五升を搾り、八升を得たり。味頗る美なれども、雇外人等亞麻仁油と同視し、食用に適せずと云ふを以て、翌十三年東京試藥場に於て、試驗せしに比重攝氏十度に於て〇、九三、其性無毒なれど適度に用ゆれば下痢を發し、空氣に接すれば乾燥して固形體となるを以て、魚肉漬の實用に適せざるべしとの報を得同年七月堀基に事業一切を千七百餘圓三年賦にて拂下ぐ。

鑵詰業

十八、鑵詰業　明治十年九月米人ユ、エス、トリート及トレス、スエット二名を雇ひ、石狩に鮭鱒の鑵詰所を作り、又翌年美美に鹿の鑵詰所を作れり。十三年に至り石狩鑵詰所に於て、札幌野生葡盆子及札幌官園産の李、梨、林檎、葡萄、櫻實の鑵詰を試製せしが、砂糖の價貴くして收支償はさりしが、翌年又李鑵詰五百九十箇を試製せり。

製革業

十九、製革業　維新以前輕物と稱する獸皮類の産物は札幌開拓の遽因を爲せり。製革業起らざるを得ず。既に函館には明治五年其事業を開始したるが、八年又東創成通に製革場を設け、其皮革を東京に輸出して販賣せり。然るに其價廉にして、收支償はず、蓋し器械備らず、技術に熟せず、精巧を缺くを以てなり。因て十一年四月廢止し、函館製革所に合す。

魚卵孵化業

二十、魚卵人工孵化業　明治十一年九月、製造物試驗場を札幌農學校園の近傍に設け、養魚池を堀り、魚卵人工孵化を試む。同月十八日、二十四日二回に、鱒魚雄雄百二十五尾を捕へ、卵子十三萬五千八百粒餘を孵化せしに、水蟲の害と、孵化の術至らざる所あるに因り、其孵化するもの一萬餘粒に過ぎず。因て其半を分て東京青山試驗場に送り、餘は當地の池に放養す。雨場とも生長頗る好し。十月魚卵孵化試驗の爲め、委員を根室に派遣す。十二月雌雄七十二尾雄雄八十七尾を捕へ、卵六萬餘顆を採り、水蟲の害を防がん爲め、孵化器を流水に浸すの方法に代るに、噴水唧筒を裝し、水を數尺の高に噴騰して、孵化器中に注下す。唧筒の口には鐵網を張れども、水蟲尚ほ微隙より侵入し、殆ど其半を害す。其餘は約三十日を經て孵化す。其中二萬九千許を東京勸農局及青山試驗場に送り、餘は皆本場に放養す。初め卵を採るの後、其健康の者九十四尾を選び、十五尾は尾端に白金輪線を著け、七十九尾は銅製輪線を付け、豐平川に放ち、管下に令して其魚を獲る者あれば、是れを屆出しむ。十二年十一月更に孵化場を築く。尋て養魚池下流に水閘數箇を設け、種魚放養場とす。本年又雌雄百二十尾を捕へ、卵二十四萬七千四十二顆を採り、雄雄百六十四尾の精を用て孵化方を施し、其孵化頗る多し。場池に放養す。十二月前年根室派遣の委員擇捉產紅鱒卵子四萬餘顆を携へ歸り、孵化器に移せしに、其孵化するもの僅僅千餘顆に過ぎず。蓋し途上函館の逆旅に於て火災に罹り、卵子火熱の爲めに害せられしなるべし。

石材業

二十一、石材業　明治四年ヲルフキールドの札幌經營案中、『獨り札幌附近に建

築用石材を發見せざるを遺憾とす』と述べたりしが、翌五年三月、請負人大岡助右衛門、圓山村に石材を發見して、採掘を出願せり。續て發垂別に硬石山を發見して、其採掘に著手し、明治八年に至り、穴ノ澤軟石山を發見し、建築用材千九百八十五箇を掘採し、翌九年又千二百五箇を掘鑿せり。茲に於て黒田長官は、特命を爲し、小樽海岸直路修繕費三萬二千圓の殘金を以て、山鼻村より眞駒内及石山に、直線馬車道を開鑿し。豐平川に馬渡舟を準備して、石材運搬の道を開き、名づけて石山道と稱せり。翌十年穴ノ澤軟石四千三百十四箇を切採し。十一年五月札幌農學校敎師ペンハローをして、札幌近傍建築石材を檢査せしめたるに、左の報文を出せり。

穴ノ澤軟石

石山道

石材試驗

石山の石は、丹灰色砂石にして、其質緻密ならず。且固有の裂線ありて大塊及一定の材に斫取るときは意外の破線を見はすへし。此鑿石場は、札幌に近く、大石を採るに甚便なれとも、石質惡し。只家屋基礎の大さに斫取り、雨露に暴されさる場所に用ひは、多く其用に適すへし。發寒圓山の石は、其質灰色緻密の中古沙石にて、遙に石山の産に勝り、堅硬にして鑑別すへき程の鐵を含ます。破碎も甚少し。此石は縱橫に脉線多けれとも、隱れたる破線甚だ少く、何樣の大に斫るも難からさる以て、之を建築用に適當せり。且其表面を割去らは內部は破線少かるへし。鑿石場迄の距離大約一里半とす。其他穴ノ澤向の石も、發寒圓山と同質にして脉線多く、唯異る所は稍一樣色を帶るのみ。發寒圓山、穴ノ澤向兩所の石は、品位同等なれは、距離の遠近と運賃の多寡を以てすれは、發寒圓山に如くなし。其鑿石場より麓迄一樣の勾配を有せる斜道を開かは、運搬速にして、石の破損少なかるへし。運搬費の增減は、道と車の具否に由れは、其道路を本道より直角若くは稍直角に開き夫より直線に山に達し、幅を十乃至十二尺とせは、運搬便にして開路費も少額に止り、運賃の減額を以て、之を償ふに餘りあるへし。其他夏日は牛に石橇を用ひ、冬天は馬に雪舟を挽しめは、大に便利なるへし。

而して石山道路開通後、十三年には、穴ノ澤軟石二萬六千十二箇。石山硬石一萬八千三十九箇を鑿取し。翌十四年は實に穴ノ澤軟石五萬七千餘箇を產出運搬するに至れり。

二十二、木工業及鐵工業　明治四年黒田次官海外より歸朝の際、既に蒸汽水車の雨器械を購入し來る。蓋し札幌經營の爲め、道路橋梁屋舍の建築、其他萬般の事業に器械力を應用し、以て從來機械什器一に皆給を他道に仰ぎたるを改めんとするにあり。明治五年五月先づ東創成町以東南一條より北一條に至る三町餘四方內を工作場設置の地と定め、米人エンダプリユ、ホルト及サンド、ホルト、クラルクの二名を雇入れ、機械を裝置し、鍛工十二名を東京に募り、鍛工所を建築し、職工八名に器

木工業
鍛工業

工業局工作場

札幌區

械運轉を傳習せしめたるに起因し、其後漸次擴張して十二年六月に至り、水車器械製造所(六年五月創設)蒸汽木挽器械所(五年七月創設)木工所(八年六月創設)煉鐵所(五年五月製鐵器械所(十二年三月創設)及二鎖造所(第一は六年五月第二は十一年三月創設)等及厚別水車器械所(十二年二月創設)に區別し、農具類、車竝樏類、諸器械類、建具類、家具類、鍋釜類、家根桂挽分木材、船具等の製造を爲し、其製造品は獨り官廳の需用に應ずるのみならず、廣く一般衆庶の請に應せり。此等工場は皆工業局の主管に屬せしが、同局は勸工、土木、營繕の三課に分ち、其工場に於て製作せし材料を以て、官廳の直營工事に從事するのみならず、札幌の民屋建築の請に應せり。該事業の沿革左の如し。

工作場沿革

蒸汽器械所

鍛工所

鑄造所

五年五月器械所を設け、雇米國人ホルト、クラルク二人なして器械製置及び運轉を敎授せしむ、鍛工を東京に募り、鍛工所を建築す、二月クラルク擔任して、蒸汽木挽機械所建築に著手す、七月蒸汽木挽機械所成る。ホルトは水車機械所建築を負擔し、盡地八拾坪二階造にして、地平より五尺下に土臺を据へ、尙ほ深七尺餘幅九尺、横一丈八尺に掘下げ水槽千九百四十四立方尺の水槽を設け、元車を裝置し、水は木圍堀を以て、創成川より利用す。鍛工所に鏇床一個を備ふ、六年二月水車機械所に圓鋸二、竪鋸一、桂挽一、鉋機械一、鏇床機械一、小鉋機械一、粉磨機械一を裝置す、五月假に鑄造所を設け、鑄工一名を函館に募り、傳習者二名を屬し、農工器具を製造せしむ。水車附屬器械七種の內圓鋸竪鋸、桂挽側削り鉋の運轉を試む、八月煉鐵所にボックスハンド一個を備ふ、金屬の孔を穿ち、或は剪截し、汽鑓製造修繕等に用ふ、七年一月鍛工鑄造兩所狹隘なるを以て、地を移し新築す、水車器械所、鏇床四鋸、粉磨三器を裝置するに、元車馬力充分ならず、且つ機械五種漸次裝置するに由り、木鐵製三十馬力元車一個を模造し、又梯子を架し、木圍堀より直に材木を樓上に曳揚するを爲め、三馬力元車一箇を增置す。六月機械所を增築して、圓鋸、廻挽鋸、鉋盤、柄付五機械を裝置す。十月水車機械運轉を試む。八年三月水車機械所成る。六月木工所を築き、十一月鑄造所を改造す。是歲工作修業人を募る。九年五月木材枯燥所を築く。七月塗物所を置く。十二月鍛工所を增築し、度盛衡三器鐵物製造所に充つ。十年二月水車機械所裝置の竪鋸及び木鐵製元車不便なるに由り圓鋸及び薄板挽竪鋸を米國に購ひ以て之れに換ふ。桂挽器鐵製十馬力元車を模造し、之れを裝置せん爲め二階を增築す、六月新に鍛工所を築き、煉鐵機械鑢錐器鏇床、金屬縱削、自動倒床五器を備ふ、是歲第一同內國勸業博覽會へ出品し、農具七種、木製家具九種、鳳紋盾牌及び疫狀を得、三月鑄造所一棟を新築し、專ら銅釜を鑄造す、是月露領浦鹽斯德及び清國上海へ木製製椅子卓及家具類見本數種を輸出す、製作品賣捌所を小樽札幌兩所に設く、八月鍛工所の傍に炭庫を設け、十二月木工所を增築す、創成川凍合し、水車運轉せず、此の如き事毎年約れ三ケ月、黑田長官之を親命して水を伐り流さしむ、流水常の如く、水車運轉す、後以て例とす、十二年二月厚別山水車機械所築造に著手す。厚別は札幌を距る南方約四里、澁山根松蝦夷松の類繁茂し、且つ水利あり、因て桂挽三、次圓鋸一、桂鉋二、小圓鋸一、横切鋸二、鏇床一、八十二馬力元車二個を裝置す。三月製鐵所一棟を新築す、

煉鐵所

水車機械所

木工所

木材枯燥所

厚別水車機械所

元礦山機械に屬せし十二馬力汽罐一箇及び二十馬力水車一箇を造り、機械五種を裝置し、鍛冶所備へ鑪床鑽剪二種を移す。六月工場を七部に區分し、作業條例により、資金を蒸汽機械所に二千六百八圓、水車機械所に一萬千三百七十圓、木工所に二萬二千四十五圓、煉鐵所に二萬千八十八圓、鑄造所に六千二百六十六圓、厚別水車機械所に一萬二千百九十八圓を交付す。而して該工場は是れを此の如く區別すと雖も、各個獨立するにあらず。例へば一農具を製するに鐵を鍛錬して其形體を造るは錬鐵所に於てするが如く、互に聯帶して事業をなす。十三年二月厚別水車機械所建築成る。七月塗物所火災に罹り燒亡す。十四年八月聖寫本場に臨幸せられ、蒸氣木挽機械水車諸機械運轉、各工場製作農具類木製諸器具を天覽に供す。十一月鑄造所一棟新築す。是歳第二回內國勸業博覽會へ製造品十八種及び水車機械圖を出し褒章を得。（札幌史料）

各工場統一

二十三、度量衡製造　明治九年六月、度量衡改正の公布ありたるも、當時本道內其製作を請負ふ者なきを以て、稟裁を經、職工十三名を東京に募り、度量衡製造所を工作場內に設け、鑄物場を置き、其製造に著手す。十年三月十五日より全道に賣捌人を置き、其新製三器を賣下げ、同時に舊器の檢査に著手せしが、十二年に至り、殆んど一般に供給せしを以て、其製作を中止す。

二十四、製造物試驗　札幌本廳內に製煉課を置き製煉所を設け、札幌及附近の產物を以て諸製造の試驗を爲せり。其事業左の如し。

製造物試驗

蒲公英越幾斯　十一年試に蒲公英根二十貫目を採り、越幾斯十五斤中を製し、衞生局審查を請ふ。其報に云く其稠原宜を以て藥用に適すと。該草は札幌地方到る所に繁茂す。製造費平均一斤金三十錢輸入品は一斤の價金七十五錢なり。

蒲公英越幾斯

玉蜀黍稈製糖　玉蜀黍稈製糖　十一年十月試に玉蜀黍稈を以て糖密を製し、其製方を廣告して人民を勸誘す。其方秋季霜未た下らさる時稈を莖取急に皮葉を去て剉む事凡一寸餘百梓之を挫碎し、直に壓搾器を用て、搾れは稈三千本より液汁凡そ七斗五升を得之を鐵鍋に盛り、溫火にて煮既に沸騰に至り、汁一斗に炭酸曹達八匁を率し四五度に分て投し、徐徐攪伴怠るなく、煎熬して一斗二升餘となるを度とす。製造費金三圓二十錢。

玉蜀黍稈製糖

煉化石　十一年十月所在の粘土を蒐集し煉化石を試驗す。

煉化石

馬鈴薯澱粉　十一年十二月試に馬鈴薯一石を以て澱粉を製す。適逢寒に際し、水分凍結し、結果十分ならず、僅に澱粉十七斤半を得たり。

馬鈴薯澱粉

玉蜀黍澱粉　十二年試に黃白玉蜀黍澱粉を製す。其方先つ玉蜀黍を磨碎粗粉となし、水に浸す事五日水を換る事數回、更に磨し、復水に浸し、濾過する事三回、洗澱するものを取て日光に晒す。黃玉蜀黍三貫五十匁より澱粉六升五合、白玉蜀黍同量より一斗を得たり。

玉蜀黍澱粉

炭酸製篤亞斯　炭酸製篤亞斯　十二年試に炭酸製篤亞斯を製す。其方木灰を淨水に泡す事二十四時間にして其浸汁を取り、煮熬して茶褐色の粉末を得、之を鐵鍋に盛り、武火にて燒き、粉末の全く溶流するに至るを候し、火より出して放冷し、再淸水に溶して煮熬すること前方の如くにして淸淨の白粉を得、此を

炭酸製篤亞斯

各工場統一

元噴山機械に屬せし十二馬力汽罐一箇及び二十馬力水車一箇を造り、機械五種を裝置し、鍛冶所備へ鑛床鑽剪二種を移す、六月工場を七部に區分し、作業條例により、賃金を蒸汽機械所に二千六百八四水車機械所に一萬千三百七十四、木工所に二萬二千四十五四、煉鐵所に二萬千八十八四、鑄造所に六千二百六十六四、製鐵所に四千六百八十二四、厚別水車機械所に一萬二千百九十八四を交付す、而して該工場は是れを此の如く區別すと雖も、各個獨立するにあらず。例へば一農具を製するに鑛を鍛錬して其形體を造るは錬鐵所にて、之を精製するは製鐵所に於てするが如く、互に聯帶して事業をなす、十三年二月厚別水車機械所竣築成る、七月塗物所火災に罹り燒亡す、十四年八月聖寫木場に臨幸せられ、蒸氣木挽機械、水車機械、水車諸機械運轉、各工場製作農具類木製諸器具を天覽に供す、十一月鑄造所一棟新築す、是歳第二回內國勸業博覽會へ製造品十八種及び水車機械圖を出し褒賞を得。（札幌史料）

度量衡製造

二十三、度量衡製　明治九年六月、度量衡改正の公布ありたるも、當時本道內其製作を請負ふ者なきを以て、稟裁を經、職工十三名を東京に募り、度量衡製造所を工作場內に設け、鑄物場を置き、其製造に著手す。十年三月十五日より全道に賣捌人を置き、其新製三器を賣下げ、同時に舊器の檢査に著手せしが、十二年に至り、殆んど一般に供給せしを以て、其製作を中止す。

製造物試驗

二十四、製造物試驗　札幌本廳內に製煉課を置き製煉所を設け、札幌及附近の產物を以て諸製造の試驗を爲せり。其事業左の如し。

蒲公英越幾斯　十一年試に蒲公英根二十貫目を採り、越幾斯十五斤半を製し、衛生局審査を請ふ。其報に云く其稠厚宜を以て藥用に適すと。該草は札幌地方到る所に繁茂す、製造費平均一斤金三十錢輸入品は一斤の價金七十五錢なり。

玉蜀黍稈製糖　十一年十月試に玉蜀黍稈を以て糖密を製し、其製方を廣告して人民を勸誘す、其方秋季霜未た下らさる時稈を莖取、急に皮葉を去て剉む事凡一寸餘、白梓之を挫碎し、直に壓搾器を用て搾れば稈三千本より液汁凡そ七斗五升を得、之を鍛鍋に盛り、溫火にて煮既に沸騰に至り、汁一斗に炭酸曹達八匁を率し四五度に分て投し、徐徐攪伴怠るなく、緩煮して一斗二升餘となるを度とす、製造費金三四二十錢。

煉化石　十一年十月所在の粘土を蒐集し煉化石を試驗す。

馬鈴薯澱粉　十一年十二月試に馬鈴薯一石を以て澱粉を製す、適值葉に際し、水分凍結し、結果十分ならず、僅に澱粉十七斤半を得たり。

玉蜀黍澱粉　十二年試に黃白玉蜀黍を磨碎粗粉となし、水に浸す事五日水を換る事數回更に磨し復水に浸し、濾過する事三回、沈澱するものを取て日光に晒す、黃玉蜀黍三貫五十匁より澱粉六升五合、白玉蜀黍同量より一斗を得たり。

炭酸剝篤亞斯　十二年試に炭酸剝篤亞斯を製す、其方木灰を淨水に泡す事二十四時間にして其浸汁を取り、煮熬して茶褐色の粉末を得、之を鍛鍋に盛り、武火にて燒き、粉末の全く溶流するに至るを候し、火より出して放冷し、再淸水に溶して煮熬すること前方の如くにして淸淨の白粉を得、此を

精製とす、木灰百分より剝篤亞斯二十分を得たり。

家鴨舶　十二年清國家鴨舶製方に倣て家鴨舶三十七隻を製す、諸費頗多く一隻價一圓二十錢に當れり。

鷄卵人工孵化　鷄卵人工孵化　十三年六月二十六日、佛國法に據り鷄卵五十顆を孵化す、七月十七日に至り、三週間を經て鷄雛化生する者五羽、他は皆腐敗す、又露國法に據り五十顆を孵化す、化生する者僅に四羽、其他は皆腐敗す、十四年清國法に據り火爐二基を築き、先つ鷄卵の好惡を檢し二百五十八箇を土鍋内に納れ、爐上に架し、爐中には木炭を熾し、藁灰を以て之を覆ひ、一日數回反轉交換し、洽く温氣を受けしむ、期に及て孵化する者百八十八羽、其雛鷄を飼養するに牝鷄の孵化するものと毫も異なるなし、四十日を經て一鷄の重を量るに一斤あり。

木醋　木醋　十三年十月製法試驗場を月寒村林中に設く、其方術大葉樹等の樹を長四尺許に鋸斷し、皮を去り其皮は魚網を染る染料とし、其幹を蒸燒し、得る所の樹脂を以て各種「メルサム」を製し、醫藥及工業上の需用に供す、其法樹心より出る所の液汁に石灰を加へ、表面に浮ふ所の汚物を去り蒸溜すれば「アルコール」含有の水分蒸溜して醋酸は石灰に合して器底に沈停す、是則醋酸石灰なり、是を蒸溜器に盛り、又火に上せ、含有の水分を蒸發せしめ、後ち之を焚燒して得る所のもの、即ち粗製醋酸石灰なり、又之に硫酸を和し、蒸溜して得る所即ち精製醋酸なり、又其初め蒸溜せし「アルコール」含有液を再び蒸溜するときは粗製木醋となり、又是を蒸溜すれば精製「アルコール」を得るなり、又其樹脂液汁を搾るの後其材は以て木炭となすべし。

山慈姑澱粉　山慈姑澱粉　十三年山慈姑は札幌地方山野到る處に生ず、試に其根を採て澱粉を製す、其方根を水に洗ひ、毋根を除き皮を去り極めて清淨ならしめ、日幷之を碎く、粗硬にして碎粉し難きものは碓を用ふ、之を筵に盛り、桶中の水に漬て濾過すれば渣滓は筵中に止り、澱粉は桶底に沈澱す、此時少く其上水を排泄し、木綿袋を用ゐ更に洗滌濾過する事數回にして、全く沈澱に至れば又上水を傾洩し、更に數回濾過し、一夜靜定すれば悉く沈澱す、是に於て水を去り凝固ならしめ、筵上に盛て日光に乾す、山慈姑根一貫八百七十目より澱粉五百十二匁七分を得たり。

百合澱粉　百合澱粉　十三年百合亦山野到る所に繁茂す、其根を採て澱粉を製す、其法根の能く澱粉を含有する部分を揀取り、壓搾器に搾碎し、木綿袋を桶中に置き、碎粉を其中に投し、水を其上に灌き、澱粉をして水と共に木綿袋を透過桶底に沈下せしめ、其沈澱を候し、土水を傾瀉して更に清水を傾洩し、上層の汚物を去て他器に盛り日光に晒す、根益三十六貫三百目より澱粉二十三斤を得たり。

（開拓使事業報告）

第二節　民業狀態

開拓使時代に於ける札幌の產業は、官營の諸事業獨り其光彩を放ち、民業は萎微として振ばざりき。由來開拓使の官營事業は其旨趣民業の奬勵に在りと雖も、其施設頗る雄大にして、當時の民度に適應せざる者多く、又其種類も頗る多方面に亙り、札幌の天地を擧けて、一大官營事業場となし、其商工の徒には、家作營繕及營業

資本を貸付け、其農民には扶持其他の保護を與へ、其職工及び勞働者は皆官營事業に使役し、官立の病院學校等には官費治療患者官費學生等あるに至らしめ、札幌の住民を擧けて開拓使の小作人、保護商工、雇職工人夫にあらずんば官費學生若くは官吏たらしめ、獨立自營の民に至りては、極めて僅少たらしめたるを以て、又其間に民業の發達の餘地あるを見ざりき。然れども當時の札幌官營事業は、ケプロンが工業局器械場を以て一種の實習學校と許せし如く、各種官營事業場に於て、多數の男女傳習生徒を募集して其技術を習得せしめたる者、大に他日に於ける民業發達の淵源を爲し、後明治十一年以降漸次官營事業拂下の事ありて以來、明治四年の募移工商及其他の自移工商等と相應して、札幌民業發達の基礎を置けり。

官業と民業の關係

農業

農業　開拓使創始以來農業は最も保護奬勵したる所なり。既に募移保護農民の制ありて、明治四年二月九日農民の商業を兼營するを嚴禁すると共に、商人に對しては其本業の餘暇市内に於て開墾を希望する者に地所を給與し、起返料として、一段歩金二兩宛を支給するの特典を立てたるを以て、其一般を推知すべし。當時市街宅地割渡の方法は、官舍宅地は多く一町四方の一區畫を四區畫に分ち、町家宅地は間口五間奥行二十七間百三十五坪を以て一戸分としたるを以て、皆其裏地に於て工商業の傍ら果樹其他蔬菜を植ゑて農業を營むの餘地ありき。官吏も亦其官舍の裏地を以て多く菜園と爲したり。松本判官の如きは其構内に花草を培養し、時人『御花屋敷』と稱するに至れり。

自家用菜園

各家の構内には自家用の蔬菜及海外の果樹等を培養すべき充分の地所あり、園中には日本の風景を顯はし能く整頓せり、以て自家植物の栽培を全道に勸誘すべき一大模範となるべし、松本判官は自宅の園中に各種の植物を培養して北範を示せり、是れ各國最良農園の一たり、人若し北海道の氣候の爽快なると地味の肥膸なるとを疑ふ者あらば、須らく松本判官の園に至り、玉蜀黍其他の穀類を見るべし、聯邦中の有名なるアメサ及ミシシッピー平原に生長する植物と同じからざる者なし

云云（明治七年九月十八日ケプロン報告書）

農產種類

明治七年十月開拓使民事局は、札幌區内の產物調査に著手したりしが、當時列舉したる種類は、米、大麥、小麥、大豆、小豆、粟、稗、黍、唐黍、蕎麥、隱元豆、豌豆、大角豆、絲、蘿蔔、蕪菁、馬鈴薯、茄子、木瓜、牛蒡、瓠瓜、西瓜、南瓜、菜種、胡麻、麻子、麻、藍、煙草、生薑、生絲、眞綿、鹿皮、蠶種紙、薪炭、鮭等にして、鹿皮、薪炭、鮭を除けば殆ど皆農產物なりき。而して明治八年五月札幌市街豫定地一里方内の地と雖も官用地見込以外の土地拂下を許したるが

收穫高

其收穫高は札幌市街に於て、同八年には繭五石三斗一升、大麥二石、小麥二十六石四斗、大豆一石六斗、小豆一石、蕎麥一石四斗、黍二石同九年には、繭一石九斗九升、大麥十一石四斗、小麥十三石七斗八升、小豆三石六斗、蕎麥二石六斗、黍八石六斗、麻一貫三百目。同十年には繭八斗三升、大麥一石二斗、小麥三石三斗六升、大豆六十八石一斗八升、小豆十七石七升、蕎麥九石三斗、黍一石八斗三升、麻百七十四貫五百目ありたりき。又牧畜は明治三年既に其曙光を放ち、札幌市街内民有馬十頭、牡牝各五頭あり。四年には牝馬三十八頭、牡馬十九頭、合計四十七頭。五年には牝馬五十一頭、牡馬六十四頭、合計百十五頭。六年には牝馬二百頭、牡馬二百六十頭、合計四百六十頭。七年には牝馬二百五十五頭、牡馬三百四頭、合計五百五十九頭。八年には牝馬二百二十八頭、牡馬二百五十四頭、合計四百八十二頭。九年には牝馬三百五十頭、牡馬三百八十頭、合計七百三十頭。十年には牝馬二百二十一頭、牡馬百八十四頭、合計四百五頭を算するに至りしが、同年堀基官を辭し、一時熾に牧畜業を營めりき。又養蠶は札幌本廳に於て夙に奬勵し、官營事業の計畫ありしが、民業に於ては明治五年坂東彦兵衛初めて蠶を養ひ、蠶種紙若干を製し、翌六年往往養蠶の徒あり

牧畜

養蠶

果樹

札幌農業の地位

しと雖も、視るに足る者なく、七年に至り五石三斗一升の收繭ありしも、漸次減少せり。又札幌本廳は明治八年初めて各種の果木千五百本(內七百三十二本枯)を市民に付與し、亞で九年九千八百六十本(內四千八百八十一本枯)十年五千八百本(枯無し)を市民に付與して、其宅地內に移植せしめたりしが、林檎樹最も風土に適せり。現時の水原林檎園は、當時水原寅藏の移植栽培したるに起因せり。

當時の札幌民間の農業狀態は斯の如くなるが開拓使事業報告は、札幌本廳管內明治十四年末產物狀態を記し、管內各地に比較し、其割合を示して、札幌(全郡)の產出高は、管內中に於て、越瓜は十分の九、小麥は十分の七、硬米は十分の六、蕎麥、南瓜、西瓜、冬瓜、麻等は十分の五、粟、稗、豌豆等は十分の四に當るとなし、又大麥、裸麥、玉蜀黍、蘿蔔、胡蘿蔔、牛蒡、百合、茄、甘藍、胡瓜、甜瓜、蕃椒、紫蘇等は、札幌を以て第一と爲し、馬鈴薯は札幌有珠を第一とし、大小豆菜類は札幌及有珠を最とし、豌豆は札幌及沙流を第一とし、瓠、葱、玉葱、胡麻、亞麻、鷄、家鴨等は札幌を最とし、蜜蜂、甜菜は有珠を第一とし、札幌之に次ぎ、蕪菁、蒜は小樽を最とし、札幌之に次ぎ、蕨、薇は古宇、岩內を最とし、札幌之に次ぎ、黍、蜀黍、扁豆、蠶豆、慈姑、薤、葉藍、藍靛、煙草、葉煙草、芥子、蒟蒻、麻等は僅僅と錄せるを以

て、當時の農況一般を推知すべきなり。

商業　島判官の經營時代は、金穀掛なる者を置き、野村權少主典、田中主掌を其掛員と爲し、米穀其他一切日常需要の物資は皆該掛より支給したり。因つて當時札幌に商業の必要を見ずと雖も、札幌經營の爲め使役する職工、人夫、勇拂アイヌ等は一定の用度掛の支給を以て其欲望を充たし得べきにあらず、彼等欲望の必要に應すべき商業は忽ちにして起れり。飲食店、旅人宿及湯屋是なり。明治二年札幌經營開始と共に、錢函山大印運上屋支配人高橋龜次郎、吉田茂八の居宅を借受け、旅人宿を營み、福山人、清水利右衞門又今の創成橋の西北(北海道銀行所在地)に同業を開始して丸八と稱し、其南向に菅原治左衞門亦旅人宿及御用達筆紙墨等の商業を開始して秋田屋と稱し、其西鄰には小川萬次郎湯屋を開始せり。湯屋と云ふも五衞門風呂草小屋に過ぎざりしも當時創成川又は豊平川に水浴せし諸人等、皆爭ひ來り浴し、其收入一日二十五六圓にも達せりと云ふ。又此等旅人宿には皆飯盛を置けり。又札幌村方面には明治二年既に錢函より假病院を移せしが、同年十一月石狩の越中屋中川良助は、札幌村農夫高木長藏(長藏は札幌本陣を引受け移轉す)の居

宅を借受けて、雜貨小賣及飲食店を開始し屋根柾に『大山酒一升三分二朱、金龍(煙草名)一玉一分と二百文、御肴イロ〳〵』等の看板を掲げたり。頗る顧客ありき。然れども島判官去り札幌經營の中止に際し、頗る寂寥を覺えたりしが、明治四年札幌再經營と共に、再び活氣を呈し來れり。

明治四年の再經營は島判官の時代よりも雄大なりき。因つて金穀掛に十文字大主典、功力少主典及金鼎一あるの外、別に用度掛を置き、功力少主典を主任とし、永井權少主典、渡邊敬一郎、堀江騰吉等を係員となし、以て札幌經營の官吏職工人夫等一切の日用品需要の供給に應せしめたり。然れども官衙の施設假令周到なりとも、固より一切の民需慾望を充たし得べきにあらず。因つて同年春函館より商賈十二を募集し、官費を以て札幌に移住せしめ、居宅家具等を給して、各其志す所の商業を營ましめたり。其人名及職業左の如し。以て當時の需要の一斑を推知すべきなり。

中村甚五兵衞(仕立屋)野村梅吉(髮結)內田松五郎(髮結)大友甚作(旅人宿)狩野末治(飲食店兼旅人宿)木村安兵衞(飲食店)三浦忠吉(同上)菅原忠藏(同上)高瀨和三郎(同上)寺澤治郎兵衞(晴夏)廣瀨金之助(未詳)

用途

又用度掛は初め一切の必要品悉く之を東京に仕入れて、直接人民の需に應じたりしが、三年春水戸の井筒屋事木村傳六を以て、御用達並小買物御用を命じ、四年又更に木村萬平伊坂市右衛門、渡邊長七、合同商店に御用達を命じ現時の南一條東一丁目一番地に宏壯なる商店を建築せしめ、用度掛所藏の貨物一切を引渡して商業に從事せしめたり。當時之を三店と稱せり。

三店にて用度掛の庫より引渡を受けたる貨物は種種雜多の者にて、琉球飛白琉球紬等の呉服太物類より、泡盛酒鹿兒島砂糖等あり、其價格數萬を以て算せり。創成橋東の北側に東京大傳馬町の太物問屋の構に似たる宏壯なる總二階の家屋を建て、屋根に「サダッ」を上げ、三店に分ち、西店は木村万平の運送業、中店は渡邊長七の雜貨店、東店は伊坂の酒醬油味噌呉服の販賣店と爲し、頗る盛なる構なりしが其資本は皆開拓使よりの借入金にして、御用達とは本廳の命令にて貨物を仕入れて之を納付し、又一般の商業を爲す者なり。（札幌史料）

商賣の移入

札幌再經營は明治五年に入り、益、其規模を擴張し、諸職人等の札幌に入込む者實に三千餘人に達せり。其盛況遠近に傳はり、既に御用達又は用度掛の制ありと雖も、尚諸商人は續續札幌に入込み來り家作營繕費の貸付を受くるの商工六百に達せんとせり。因つて開拓使は、先づ酒、醬油、鹽、味噌、其他小間物類の仕入を廢止し、商

用度掛仕入一部廢止

人の自由營業に委するの方針を採り、五年四月二十六日左の訓諭を發せり。

札幌表之儀昨年來より漸漸市街を爲し候處從今盛大に本廳其他營繕に付此上諸職人等凡三千人餘も繰入可申答に候條誠に土地繁昌之儀は必然の事に候然る處是迄用度掛に於て、萬品御調入を以て、官員始め願受致し候に付自然商民の賣買相開き不申義に可有之依て當年は先以て酒醬油、味噌、其他小間物類御調入不相成、商民に於て賣買爲致候積右は全く商民御取立の御趣意に候條各其心得を以て身分相應商法の道相立所謂小利を不貪長く家業繁昌の基を開候樣可致事。

仕入一切廢止

而して同年九月黒田次官札幌會議列席の爲め札幌に來るや、開拓使御用達板本六兵衛、田中次郎左衛門の東京爲替店札幌商店支配人石川正藏を伴ひ來り、種種の改革を斷行し、用度掛の仕入一切を廢し、三店の外板本田中等の爲替商店にも御用達を命じたり。因つて爲替商店も亦今の南大通西四丁目角に宏壯なる商店を建築して其業務に著手したり。然るに此等の御用達は皆開拓使より資金を借用して營業せし者なるが、三店は店務不整理の爲め、板本田中等亦事業に失敗し、何れも破産したるを以て、石川正藏は板本田中の後を承け、引續き獨立營業を以て爲替商店及御用達の業務を開始せり。後明治六七年開拓使事業の頓挫と共に、札幌は大に衰運に傾きたりしと雖も、四年五年の活氣時代に於て自移商賈の勤勉なる者は、既

爲替商店御用達

自移商人の發達

に漸く產を爲せり。請負人に於ては中川源左衞門、大岡助右衞門、水原寅藏、畠山六兵衞等あり。普通商人に於ては角佐星新田貞治、(角佐星商店は初め今井藤七、高井平吉、新田貞治の三人一棟の家屋中に三商店を設き、各函館九二の仕込を受け、三店皆角佐星と稱せしが、後高井先づ函館に歸り、今井亦別に丸井吳服店を營み、新田獨り角佐星の商號を繼續せり)今井藤七、藪總七、あり。就中新田貞治の商業群を拔き、後藤半七商店、岡田佐助の丸十商店(一時共に盛を極め後破產等は皆新田貞治使用人の設立に係る者たり。石川正藏亦最も意を民業の發達に用ひ、資金を貸與し、人をして其業を成さしめしが、明治九年御用達を廢せらるゝや、馬車會社を起し、獨力馬三十餘頭及荷馬車、乘車等二十餘臺を備へ、札幌幾函間の貨物乘客の運送を開始し、明治十二年小樽幾函間車道開通と共に馬車を小樽に通じ、冬季は馬橇を用ひ、明治十三年札樽鐵道開通後は、轉じて札幌停車場の貨物運搬を取扱ひたるが、是れ札幌に於ける會社事業の嚆矢たり。時に堀基及對馬嘉三郎も亦官を辭して、明治十一年大有社を設立して、米穀雜貨類輸入及本道海產物輸出の業を開始し、幾もなく解散したりしも、魚鳥會社(十三年設立、魚菜會社十四年設立、資金千五百圓、社員五十

人等の設立ありて、漸次商業の振興を見たり。今開拓使開始以來札幌民業の發達に關係ある者を列記すれば左の如し。

荒物商　敷野屋(小樽)刀根孫四郎、竹內清吉、角金佐藤金治(仙臺)金丸只野甚吉(越後)遠藤清五郎長部忠次郎(越前)久慈勘吉(岩手)後藤半七(山形)南部與七(越前)谷吉三(同上)藪總七(同上)等。

吳服店　山和奧泉清吉(岩手)角佐星新田貞治(越後)北村伴次郎(同上)丸井今井藤七(同上)安田音松(同上)新田由平(江州)越後屋。

酒造業　刀根孫四郎、本郷八左衞門、柴田與次右衞門、佐野平三郎、多田市太郎、笠原儀左衞門、朝山平助、玉木伊八郎、藤井喜三郎、大澁市助、本間長助、新源左衞門等初め皆濁酒にして、明治五六年頃より漸く淸酒を醸造せり。

請負業　中川源左衞門、福原龜吉、大岡助右衞門、水原寅藏、中山藤吉、鈴木元右衞門、土方藤之助、淸藤源次郎、關口藤四郎、澤田福藏、吉田茂八、鈴木幸吉、小宮與吉、畠山六兵衞等。

湯屋　の設立及位置順序は札幌發達の順序を示せり。即ち小川萬二郎先づ南一條西一丁目に共桑祖を爲し、次て南三條西二丁目の金由湯屋、東創成町の山中善松湯屋等の設立あり、山田新兵衞又東二丁目に赤湯を設置し、薄野方面には土田淸助開業せしが、明治六年に至り、山崎十三今の南二條四丁目に東京湯を設置したる者、始めて湯屋の體を爲せり。續て南一條四四丁目の丸仙印佐藤與平次、南二條西一丁目吉田芳造及南三條又は東二丁目等にも漸次開業を見たり。

仕立屋　中村甚五兵衞、今井德次郎等。

藥店　荒井六兵衛(越中)。
染屋及豆腐屋　常陸重次郎。
火藥銃砲店　小幡半右衛門。
桶屋　館山久兵衛。
水車　寺尾秀次郎、小野吉兵衛。
看護婦　駒崎與平の妻。
易占　聖明堂と稱し周伯なる者嘯矢たり、苦小牧出生者なるを以て『苦小牧坊』又放馬を占むる。に巧みなるを以て『馬坊』の號あり。
菓子屋　明治五年蝦足園と稱する菓子屋あり、續て東創成町の山上菓子屋、十二年には長盛堂(今立直吉)等あり。
理髮床　野村梅吉、中村重兵衛、小林宗吉、渡邊孫三郎、符金宗三、泉助十郎。
女髮結　山崎テフ、藤山マツ。
馬追業　橋本長五郎、及川寅吉、刀根孫四郎、堀内龍太郎、谷藤由太郎、本田源次郎、飛鳥喜八、中村與助、小牧平藏、藤太左衛門、小田中與次平、增谷榮作、正田新助。
芝居　秋山久藏。
寄　山下治兵衛。
旅人宿　高橋龜次郎(會森)、小坂吉右衛門(福山)、清水利右衛門(同上)、小田部三郎兵衛(水戸)、木谷與吉(福山)三枝木吉五郎(越後)、高木榮五郎(同上)、安田榮太郎(福山)、木村傳太郎(會森)。

本陣　島田八郎左衛門、石黒林太郎。
脇本陣　山崎十三。
料理店　高山菊次郎(函館)の苔海樓、高木長藏(元村)の長盛樓、藤田榮作(會津)の柳屋等最も古く、現今の東京庵は明治五年南一條西四丁目に後藤彦左衛門(東京)番參屋等を營める者なり、又加藤直吉(福山)は彌生樓と稱する旅人宿兼業の料理店を開き、又四洋料理には、渡邊金次郎あり頗る熟達せり、其弟子原田傳彌(東京)明治十二年魁養軒を開けり。

工業　札幌に於ける民營工業は官營事業の拂下に因りて其曙光を放てり、初め開拓使の官營工業を開始するや、頗る熟練なる技術者を精選して雇聘し來り、且つ傳習生を付して夙に其技術を傳習せしめつゝありたり。因つて民營工業は其官營事業の拂下に應じて益、發達を爲せり。其拂下は明治十年に始まり、札幌農學校專屬の製靴所及洋服裁縫所、札幌馬具製造所、札幌製油所、札幌味噌製造所篠路味噌製造所、札幌味噌醬油釀造場等相續て拂下ありたるを以て製靴業、洋服裁縫業、馬具製造業、味噌醬油釀造業、製油業等は官業より皆民業に移りたるが、札幌民營工業上、宛も宗教上の性質を除きたるヒユーゲノットの移住に類する者あり。先是既に寫眞館あり、西洋洗濯屋あり、又和服仕立所あり。明治十二年には木曾杣夫を雇ふて札幌杣夫に伐木業

を傳習せしむるの事ありき。

製靴業　札幌製靴工場職工岩井信六明治十年其工場諸器械製皮類一切の拂下を受け十一年一月四日開業式を擧げ在來の農學校厩職工三名及見習アイヌ三名を使役して業務を開始せり、今の岩井商店製靴工場の起原是なり、信六明治初年西村勝三初めて本邦に伊勢勝製靴場を創立するに際し入りて其靴工となり、佛人レマルシヤンに就き其高弟たり札幌及本道各地の靴工岩井靴工場に業を受けたる者多し。

馬具製造業　明治十一年二月札幌馬具製造所職工黒柳喜三郎其器具附屬品一切の拂下を受けて獨立營業を開始せり、喜三郎明治初年來東京京橋林武次郎に就いて業を受け、馬具製造所に於て現術生徒及樺太アイヌの對雁在住者等に術を傳へたり、現時札幌及本道各地の斯業者多く喜三郎に學べり。

寫眞業　札幌本廳は初め佛人スチリン、プリートを寫眞師に聘せしが武林盛一等をして就いて其技を傳習せしめたり、盛一明治初年函館に於て夙に田本研造に就て寫眞術を學ぶ、研造は內田九一、下岡蓮杖、上野彦馬等と共に當時第一流の寫眞師なり、盛一始め開拓使官吏たりしが明治六年職を辭して武林寫眞館を創立せり、東京に支店を置く、今の武林寫眞館の起原なり。

洋服裁縫業　札幌農學校職工島田龍吉其器械原料品の拂下を受け獨立營業したる者なり。

和服裁縫業　明治四年札幌本廳の募集に應じて來札せる中村甚五兵衛の獨立營業せし者にして就て學ぶ者甚だ多かりき。

西洋洗濯業　明治八年伊藤長造初めて開業す、是西洋洗濯屋の起原なり、札幌區內の營業者中其業

味噌醬油醸造業

味噌醬油醸造業　篠路味噌醬油醸造場は明治十一年澤口永將に拂下げ、一旦民業となせしも同十五年再び官業となれり、札幌味噌醬油醸造場は十一年九月對馬嘉三郎に拂下げ民業に歸せしが翌年二月開拓使は更に同一事業を別に北五條東一丁目に官營したり。

製油事業　明治十三年七月札幌製油所を增設し、種油及白絞等を製造せり。

伐木業　明治十二年札幌本廳は札幌柚夫の不熟練にして徒らに其材を損傷するを憂ひ、木曾柚夫古根小文治外六名を雇ひ月寒山に於て伐木せしめ後藤百人澤田福藏に屬せしめ、厚別山林に於て北厩柚夫數十名に伐木及山出の方法を傳習せしめたるが翌年解厩迄の間木曾柚夫は月寒山林に於て夷松三千七百三十九株、厚別山林に於て二千四百六十株を伐採し其方法全く從前の比にあらず。傳習柚夫五十餘名亦其技に熟達し、從來の弊を一洗せり。小文治此時指頭を切斷したりき。

製油事業

伐木業

桎製業

車製造

桎製業　工業局に於て始め木挽器械を以て挽割桎を製造し釘打となしたりしが需要多くして供給間に合はざる爲め南部人菊次郎なる者厚別山に於て椴松の割桎を製造し竹釘を用ひて赤湯の屋根を葺き續て諸所の普請に使用せしが挽割桎より永續するを以て遂に官業の挽割桎を壓せり。

車製造　車は明治四年の頃は丸太を輪切となし、其中心に穴を鑿ち木製心棒を用ひしが不便甚からず、工業局は東京より別に十輛を輸入せしも亦木製心棒にて忽ち破壞せり、後明治十年西南戰爭に際し、新納常隆該地方より金屬製心棒を實見し歸り模倣したる荷車を案出したるが其製造は工業局之を爲せり。

新聞業

新聞業　明治十三年六月十六日、石川正藏等の首唱に係る札幌新聞第一號を發兌せり、札幌に於ける新聞事業の嚆矢たり、社員三十餘名の株式組織の創成社を設置し、石川正藏社長となり、澤口永將副社長編輯長兼印刷人にして、毎週水曜日毎に發行す。土佐半紙四ッ折、表紙共平均十四枚、『官令』『開拓使錄事』『雜報』『小樽相場』『廣告』『投書』等の欄あり、一部定價金二錢、廣告料一行金二錢を標準とし、二十五號にして廢刊せり。

第九章　郵便電信

第一節　郵便

御用狀驛傳法

東久世時代札幌の通信制度に、御用狀の無賃繼立驛傳の方法あり。四年正月其無賃制を廢し、二年一月公定の驛場賃錢中、御用定賃に相當する者、卽ち一里に付人足一人二百三十文馬一匹二百五十文宛を支拂ふ事と爲し、其賃錢は各官廳及出張先役員等、御用狀差出の際、御用狀宛先里數を見計ひ、人足賃請取帳に、其定賃現金を添へ、之を驛所に差出し、逐次繼立驛所に於て、其內より所定の賃錢を受取り、之を帳簿に記入して轉傳する事に改正せしが、後又現金添付を廢し、人足請取證を添へ、毎年六月十二月に其支拂人足賃を合算し、人足賃請取證を一冊の繼伸帳に仕立て、札幌本廳庶務掛に申出て、之と引換に金錢受領の事と爲せり。

官廳幸便

郵便の施設は、五年三月委員二名を選び、驛遞寮出張員と共に、郵便線路及其開設方法等の商議に著手せしめ、其開設準備中、諸方より到來の信書は、官廳の幸便に託

郵便開始

各種郵便の開始

するを得べき旨を布達し、札幌本廳に達したる人民の私信は之を市會所に送付し、市會所之を其小使に命じ、本人に傳達せしめたり。

然るに其歳六月既に後志膽振兩國以南、市在一般に、郵便往復を開始し、七月には函館郵便局を開設し、十月一日よりは、函館室蘭渡海を經て札幌に達し、又札幌より小樽迄、各毎月六回往復の線路を開通し、南四條西五丁目角に札幌郵便局を開設し、渡邊新助を局長と爲し、民事局驛遞課の管理に屬せしめたり。七年一月には長萬部岩内を經て、小樽に至る、月三回往復の線路開通して札幌に聯絡し、八年一月苫小牧より、浦河を經て根室迄、錢函より留萌を經て苫前迄、九年一月苫前より宗谷、利尻、枝幸、網走を經て、根室國厚別に、根室より別海を經て千島國後に、又三月には森より西岸小樽に至る線路を、札幌に延長したる等、漸次札幌より全道に達する郵便線路を完通したり。金子入郵便物取扱は、十一年三月より郵便爲替は十二年一月より、郵便貯金は同年六月より皆何れも之を開始せり。郵便設置の初めは、紛失遲滯等頗る多かりしを以て、官廳の交通は、總て書留郵便に限り、亞で郵便行嚢を製し、各廳一括逓送の便法を施行し、其税金は其郵便物の重量を平均し、月額辨納に定めたることあり。又根室北見日高地方等は、冬季十一月より翌年三月迄郵便往復を中止したる事あり。當時の郵便局は、二等局にして、渡邊新助免職受刑後は、南一條東一丁目に移轉し、山崎貞與局長と爲り、次で南二條西一丁目に移轉し、重久阿都男局長たりき。本邦に於て初めて東京大阪間に公衆信書逓送の道を開きたるは、實に明治四年三月なるに、其翌五年六月夙く既に札幌に於て其開始を見たるは、他道府縣に比し、敢て後れたるものにあらず。

第二節　電信

中央の施設に先稼

札幌線路

札樽線路

札幌に於ける電信架設の計畫は、郵便に先立てるのみならず、中央政府の進歩に鞭てり。中央政府は明治二年十二月初めて横濱東京間に架線し、亞で四年八月東京青森間の架線に著手したるが、開拓使は三年四月既に本道の電信架設を議し、費用概算を工部省に質問し、翌年七月其一里概算三四百兩を要すべきの答を得て、直に其豫算を議し、五年六月既に函館より新道筋東海岸に沿ひ、千歳を經て札幌に至る電線架設の稟裁を受け、六年一月又札幌小樽間に函館線接續、七年一月には函館

函館線

福山間架設の布告を得、經費を開拓使豫算定額中より支出し、建設を工部省に託し、電線其他器具一時工部省豫備品を借入れ、電信局設置所を選定し、五年七月より先づ札幌、函館、室蘭の三所より工事に著手し、函館より札幌に至る里程凡八十里、翌年全く其線路の測量を終り、障碍樹木を伐採し丁り、中央政府の起工中なる東京青森間電線架設の成功遲遲たるを擧げて、六年五月太政官に左の上伺を爲したり。當時太政官は之に對し『伺之趣諸般釐正中に付難聞屆事』との指令を與へたりしも、開拓使の上伺は、正に其進歩に鞭ちたるの功あり。

東京より青森縣及函館まで電信機架線之義、辛未及壬申年中御發令有之當使に於ても、札幌より函館小樽二港へ架線御許容の上、即今施設中に候得ば、不遠落成の筈に付、右青森電線落成期限電信寮へ及問合候處、同寮金額の都合により手配の順序も有之、右全線及函館迄の海底線架渡等の費用充實不致趣にて、落成の義は若干の時日に相渉候趣、然處當管内の義は、道路遼遠郵便往復不便利の地方にて、諸御布告等も概ね三十日餘も不經候はては頒布相成兼、往往機會を誤るの憂有之、殊に物産運賃等に至て、人民の損失を釀候義も不少、通信の便不便は、開拓成業の遲速に關係仕候に付、一日も速に施設相成候樣企望罷在候折柄、前文通の次第にては、當使建設の電線も函館以南の通信を閉き、其效用全を得ざるは失望の至、且東北諸縣も頗る不便の地方に有之、右電線落成の上は、獨北海道而已ならず、東北諸一般の便益なるは勿論の義にて、既に御發令以來時日も移り、衆心渴望罷在候得は、緩急情實御斟裁の上、別段の御差繰を以、至急建設相成候樣其筋へ御沙汰有之度此段本伺候也

通信開始

七年一月線路略成り、四月電線の建築に著手し、九月先づ札幌小樽間の電線架設竣工したるを以て、其通信を試驗し尋で其歳十二月函館小樽間全部竣工したるを以て、十二日より先づ官報通信を開始したり。茲に於て本邦電線は北は小樽より西は長崎に至る全國串通の脊髓線路初めて成れり。次で八年三月福山小樽間の海岸電線開通し、後又茅沼幌内兩電線及札幌小樽手宮間の鐵道電信等、皆札幌に連絡せり。

維持及取扱方

本道内の電線は斯の如く、工部省の管理に屬せざりき。然れども其經費は開拓使之を支出し、開拓使の屬員之を使用すと雖も、電線建設器械施行方法等は、總て電信寮の指揮を受け、大破損の修繕は、電信寮に具申して其處分を受け、電信寮の規則に依りて、其檢査を受くるにあらざれば、等級を變更するを得ず。又各所局中の諸規則音信料等皆電信寮の規程に因りたり。尤も其收入は、本道線の分は凡て開拓使の收入となしたり。

札幌電信局

札幌電信局は七年十二月大通西二丁目に開設し、現字機二臺を置き、松井精一主

任たり、十年四月函館電信局の所轄となり、札幌電信分局と改め、十三年以後村井一郎局長たり。技術生は、初め札幌假學校生徒及札幌に於て募集せし生徒又は技手等を東京電信寮に遣はし、傳習せしめたるもの等なりしか、工部省技手を藉りて處辨したる事もあり。先是、八年七月電信寮監督長エドワルド、キルベルト、電信頭芳川顯正と共に、初めて本道の電信線路檢査を爲したりしが、當時左の如き概評を試みたり。

電信頭等の概評

開拓使電信の大概を論ずれば、電信の性質及工業甚手輕く且山林藪地に横り架線せしは、遙に内地の架線方に超え其線路三百英里に亙り道路に傍はざる半英里に及ふものあり、誤れりと云ふ可し、若し雨天等に際すれば監守を怠るは勿論或雖所の如きは晴天の節と雖も人其架柱に近つき得ざるに至る、如斯方法にて電線を架するは誠に難しと云ふべし、然に此難事に勝へ、通信を開く者は、主任官吏の勉勵に由ると雖も、其建築方法に於ては余の取らざる所なり云云。

第十章　警察衛生

第一節　警察

札幌經營の當初未だ警察の設備あらず。開墾係の權限頗る廣大にして、警察事務も其處理に屬せしが明治四年四月に至り始めて刑法係を置く。刑法係は係員二名の下に手先繩取若干を使用し、今日の所謂警察裁判、監獄に屬する事務を司り、本廳主任判官親ら其局に當れり。函館は明治四年九月護衛兵をして市中を巡邏せしめ、五年六月邏卒伍長五名、邏卒四十五名を召募して、邏卒本營を置き、小樽假役所又四年六月既に邏卒六名の配置ありしに拘はらず、本廳所在地たる札幌に於ては未だ其設備を見ず。然るに明治五年札幌本道及錢函街道の開鑿、札幌市中諸工事等ありて、職工人夫多數入來せしに、此等人夫等端なくも一騒擾を起せり。蓋し其裡面の眞相は刑法係と營繕係との衝突なり。薄野に賤妓あり、始めて營繕係の人夫と情死せしに刑法係の檢視前に於て營繕係員等其死屍を假處分したるに基

開墾係
刑法係

邏卒設置近因

薄野騒擾

く。事途に營繕係の曲事として終局したるが、營繕係員等私かに含む所あり。幾もなく豐平川對岸の假小屋に居住せる工事人夫等薄野妓樓に對する惡感より數百人隊を爲して薄野を襲ひ、妓樓を破壞し、又之を鎭撫せる刑法係員二名に重傷を負はしめて豐平の對岸に引上ぐ。本廳の吏員大に憤き、刀を提げて現場に走る者あり。弦に於て急電函館邏卒三十名を召致せしが、該邏卒の著札前。繩取山下治兵衛の盡力を以て、首謀者六名を縛したるも、警察設備の必要顯著なるを以て、函館邏卒の例に準し、十五等出仕當樫信好を權區長となし、伍長二名邏卒十八名を招募し、創成通官舍に假屯所を設け、八月六日より市中を巡邏せしめたり。之を札幌警察の起原となす。續て九月十五日太政官に邏卒五十名を札幌に置くの議を奉り、同月十八日裁を受けたり。

邏卒屯所

邏卒五十名裁

當使本廳下札幌表ノ衰退退移住民或ハ寄留モ相增シ日月ニ人民輻輳ノ勢ヲ成シ然ルニ諸職人等ニ至テハ往往粗暴ノ擧動モ不少途ニ鬪爭等ノ基ヲ釀シ卽今開化進步ノ際ニ當リ彼ノ蒙昧淳朴ノ民ヲシテ却テ無賴ノ風習ニ浸染セシムルニ至リ尤モ歎スヘキ者ニ有之依テ人民保護ノ爲メ先途テ伺濟相成候函館邏卒ノ方法ニ倣ヒ札幌表ニモ定額金ノ內ヲ以テ邏卒五十人取設候樣仕度此段申伺候也。（明治五年九月十五日太政官へ伺、御指令）九月十八日何之通。

弦に於て同年十二月邏卒心得規則を定め、六年二月刑法局中に警邏課を置き、三月邏卒等級を大中小の三等に分ち、五月今の大通西三丁目に邏卒屯所を新築し又非常警報の點鐘を掌らしめ、十一月警邏課をして囚獄課を兼ねしむ。（該兼掌は八年五月廢止す）十二月行政警察規則を定め、大綱を㈠人民の妨害防護、㈡健康看護、㈢放蕩淫逸制止、㈣國法違反者隱探警防の四とし、八年二月府縣と同しく警察官をして直ちに檢事の職務を行はしめ、邏卒の名稱を廢し、一等以下六等の警部、一等以下四等の巡查となし。其上に警部長を置きたり。（其支給品は府縣と異なり）九年制服を定め、警察月報を編纂し、巡查の下宿を許し、十年二月非常の際、巡查は本廳備付の兵器を執つて、長官指揮の下に立つ事となし。十二年巡查携帶の木刀を棍棒に改めたり。先是、八年四月刑法局警邏課を民事局中に移し、裁判監獄事務を其所管に分つ。十年六月一日札幌巡查屯所を札幌警察署と改め、小樽に分署を置く、十四年警察課を札幌署內に移す。

邏卒心得規則及組織

札幌警察署

管轄職務

開拓使の札幌警察署は其所轄札幌本廳の全管內にして小樽、室蘭、岩內、增毛、幌泉、浦河、留萌等に分署又は派出所を置きたり。而して札幌本署の直轄區域甚だ廣し、

庄内遷卒會津巡査

其職務は法規に基くは論なしと雖も、官衙の警衛等は最も重視したる者の如く、札幌本廳に常詰巡査二名、工業局に四名を配置し、又囚徒の外役は巡査をして之を監守せしめ又鐵道除雪人夫をも監督せしめたりき。其初め警察を組織するや庄内地方より其職員を募り、續て多く會津人を登用したるを以て『庄内遷卒』『會津巡査』の稱ありき。開拓時代に於ける警察行政の重なる者は市内の取締と水防及火防となり。

警察取締
警察令

警察取締　明治五年初めて札幌遷卒屯所を設置するや、七月先づ心得方九條の布達を爲せり。是れ所謂札幌に於ける警察令の初めなり。

第一　撙商人共公ノ建物並四辻小路等ニ相集リ、時ヲ移シ諸人ノ往來ヲ妨ヘカラサル事。
第二　若市中ニテ亂暴人等有之候ヲ町役人取鎭候共不聞入、手向等致シ、手ニ餘リ候節ハ、其段遠ニ巡邏先又ハ屯所ヘ可申出事。但、屯所ハ當分二番邸四番五番假官邸ノ事。
第三　往來ノ邪魔ニ成候程ニ、諸物品等積出シ置候義ハ不相成事。但、軒先雨ダレ落ヨリ三尺迄ハ用捨可致事。
第四　小荷駄ノ義口取一人ニ付五疋以上不相成事。
第五　小荷駄ヲ市中中央ニ手放シ置候義ハ不相成、兩側ノ檐下ヘ繫セ可申、且來遠往來ノ節ハ市中片端ヘ寄往來可致事。

第六　晝中タリトモ赤裸ニテ市中往來致シ、且男女立浴等決テ不相成事。
第七　人家建込ノ場所ニテ、花火杯ノ類一切玩ヒ候義不相成事。但、廣場ニテ不差障所ハ不苦事。
第八　醉ニ乘シ市中放歌且暴行シ往來ノ妨致ス等ノ義アルマシキ事。
第九　往來御許無之場所ヘ水ヲ流シカケ、或ハ不淨ノ品ヲ投ケ捨溝堀ヘ塵芥ヲ投入候義不相成事。右ノ通堅可相守、若於相背ハ、捕押告メ申付候條、心得違無之樣、小前末末迄不洩可觸示モノ也。

次で七年二月消防規則を定め、八年十月末日初めて庶民の爲めに、共同便所を設置し、十年賣淫規則を定め、又演劇寄席見世物類興行貸座敷藝妓娼妓取締規則を定め、遂式詿違條例を發布し、十一年畜犬規則を發布したり。蓋し、先是、明治六年中狂犬病流行して人を噛み、又牧場の駒を噛み殺せしを以て、同年五月撲殺の布令あり。茲に至りて規則を制定せしなり。同年又質屋並に古著古銅鐵古物渡世取締規則を定め、又牛馬放牧取締方を遂せり。當時の狀況は、牛馬を飼養する者、牧柵を造りて其内に放牧するにあらずして、牧畜者隨意に野外に放牧し、日夕驅逐往返し、牛馬自在に各所に散在するを以て、農耕者却つて其畠地の周圍に柵を繞らして放馬の侵入を防ぐの有樣なりき。因つて猥りに野外に放馬し、又は野外往返に街上數十頭を驅逐するを禁止したるなり。十二年又非常信號取扱方を定め、十三年火藥運

三業

搬規則、檢視規則及公訴手續等を定め、又消防規則、三業取締規則、遊警罪目等、幾度か改正追加し、市街の發達に應じて、漸く札幌警察の設備を立てたり。

三業　とは藝娼妓及貸座敷營業者を總括する當時の通稱にして、東久世時代以來黒田時代も、遊廓保護政策を執り、岩村判官の如きは、新開の土地は先づ遊廓を設置するを急務と爲すの意見を懷き、既に東京樓御用女郎屋を設置せし程なりしが、明治五年正院は、人權自由の主義より、藝娼妓等の年期奉公人一切解除を公達するに當り、札幌本廳は北海道は府縣と比較相成難しと爲し、先づ管內布達を見合せたるに、正院之を聞き、其不可を詰責したるを以て、六年二月二日薄野遊廓規則を廢し開廓局吏員急に薄野魁春樓に假役所を設け、種種の改革を三業の上に施し、更に新法を發布し、遊女屋の名稱を貸座敷と改め、酌取、飯盛の名稱を廢して藝妓娼妓と唱へしめ、娼妓の自宅及旅籠屋、料理屋、貸座敷、揚屋渡世以外に於て寄寓するを禁じ、薄野遊廓及仲ノ町、藤井町、柳川町の町名を廢し、各其通筋の名稱を唱へしむることゝなし、年期解放者の貸金は二十圓以上は六箇月、五十圓以上は十二箇月、百圓以上は十八箇月、二百圓以上は二十四箇月、三百圓以上は三十箇月より急に取立つる事なからしめ、又娼妓の檢徵を開始する事とせり。後十年及十三年多少の規則改正あり。十三年三月初めて貸座敷營業者より、一箇月各金一圓宛の賦金を徵收せり。

消防及水防

消防及水防　明治五年春岩村判官の『御用火事』は端なくも札幌消防組開設の因を爲したりしが、當時野火及失火に對する戒告は頗る到れるものなりき。明治三年十二月既に『札幌の儀過日來數度の出火有之、一體此後建府の御運にて、漸次役邸を始め農商家等許多御取建相成筈に候得者火の用心殊更嚴重に無之ては不叶に付、夜廻等の規則も被相立義には候得共、卽今より尙又焚火に氣を附、火の元堅く相愼候樣無洩可相觸者也』と警告し、其後野火を禁じ、火の用心を戒めたる者幾回なるを知らず。而して『御用火事』と同時に組織したる中川組及其他工業局諸負人等の私設消防組は、出火の都度現場に出て來りしが、明治五年八月ポンプ附屬品、指揮旗、提灯、消防法被等を始めて東京より輸入し、工業局に於て常設消防組を組織したり。翌六年又區立消防組組織の議起り、官許を得て、一組三十人の消防隊五組を組織し、創成町膽振通を一番手、浦河通樣似通を二番手、南後志通渡島通を

消防組起原

工業局消防組

區立消防組

三番手爾志通檜山通を四番手津輕通扁島通を五番手と爲し五箇所に各番小屋を置き龍吐水を備ふ。札幌本廳一組に金三十圓宛を附與す。因つて有志の寄付を合せ各消防道具を東京に注文し一番手は南二條西一丁目に番屋を設け東京千組の形を採り二重馬連將棊の駒に『一』の字を現したる纏を作り二番手は南二條東一丁目に番屋を置き二の字崩の纏三番手は南二條西五丁目に番屋を置き三の字重ねの纏四番手は南三條西二丁目に番屋を置き東京四谷く組の形に『北』の字を現はしたる纏五番手は薄野に番屋を置き東京京橋も組と同じく秤量形に『所』の字を現はしたる纏を作り其他差又梯子水桶等諸器具を備へたり。當時東京其他各地の來住者中經驗者尠からず比較的實力ある消防組を建設し工業局消防組と兩立するに至れり。茲に於て六年十二月十二日合して消防事務は民事工業兩局の擔當と定め七年一月五日札幌本廳門前に出初式を行ひ梯子乘を爲す。同年二月初めて消防規則を定め市中消防を消防人足と稱し工業局消防を消防人夫と稱し創成町膽振通を一番組浦河通樣似通幌泉通を二番組渡島通を三番組檜山通扁島通を四番組薄野通を五番組と定め一番二番兩組を一番手三番四番兩組を二

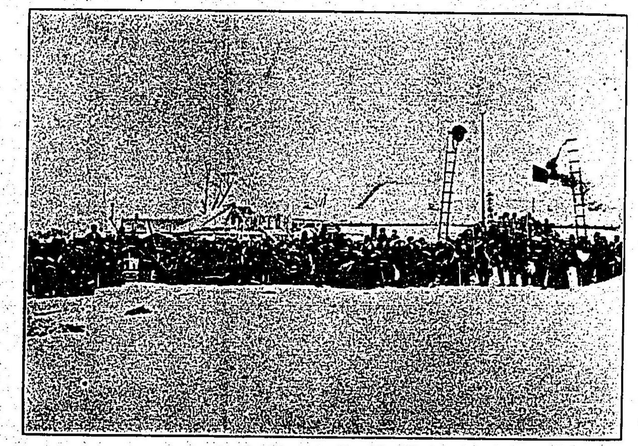

工業局消防出初式

明治六年五月竣工札幌區卒屯所

番手、五番組を三番手と改め、又工業局消防も、之を一番手、二番手、三番手と別ち、出火及野火の際は、邏卒屯所は區戸長の指揮に依り、邏卒始めて警鐘を打ち、火元目的付けば、何通と三呼し、鎭火は拾打共五打と定め、現場に於ては消防夫は警官の指揮を受けず、民事工業兩局員及戸長の指揮を受く可き者と定む。八年二月消防規則を改正し、又消防手をして水防に從事せしむるの規定を發せり。（豐平川治水の項參照）其改正の重なる者は、工業局請負人等の消防を廢し、市中消防組を一組五十人、五組合計二百五十人と定め、區費より一箇年二百五十圓を手當として支給し、消防器械の損所は區費を以て補修する事とし、現場の取締權は民事局官員にあるも、官廳其他學校、病院、倉庫地、工作場等にして、火災現場たる場合は、各其局員の取締と爲し、消防夫は現場に於て伍長組組に付添ひ、丁長之を率ゐ、區戸長等の指揮を受けて進退する者と爲し、從來工業請負人中の特志に基く消防人夫も、亦同樣區戸長總代の指揮に從ふ事と定め、消防數時間に亙る時は、區長は區費官の指圖ある時は官費を以て焚出の用意を爲さしむることゝせり。

後十二年一月札幌本廳火災に罹るや、同年一月末日又非常出火信號法を改定せ

り。先是、明治六年五月本廳附近の出火は早打、市中は三ッ打、近村は二ッ打、方二里内の野火は二ッ宛五度打、野火官廳市家に迫るときは、市中同樣三ッ打とし、場所見定付きたる時は、何何通りと三度呼ぶ事と定めて以來多少の改正ありしも、皆半鐘方法なりしが、更に號砲、號鐘併置の法を採り、號砲は假本廳内に設置し、非常五發、本廳出火は三發、近火は二發とし、號鐘は假本廳、物業課詰所、紡績所、札幌警察署、農學校、工業局、監獄署等に設置し、非常は早打、假本廳出火は五打、同近火及各官衙出火は三打、市村失火は二打と定め、尙消防夫は現場に於て警察官吏の指揮を受くる事とせり。尙細則を定め、假本廳に乘馬二頭を常置し、非常及本廳出火近火の節は、早馬を以て山鼻屯田週番所に急報し、屯田兵は直に假本廳に繰込、上長官の指揮を受くる事。又勸業課の現術生、騎馬にて五名駈付、當直官吏の指揮を受くる事。巡査は二名宛諸門を警戒し、消防夫と雖も鑑札檢査を受たる後にあらざれば、入門を許さゞる事とせり。而して此號砲は其年二月より、午前九時、正午、午後六時、午後十二時の四回、毎日發砲して札幌標準時を示すことゝなりたり。其歳六月又八年規定の消防及水防規則を定めたるが、札幌消防組は、爰に至り

て、漸く稍、其組織を完成せり。其改正の要點は、現場に於ける指揮權を警察官に統一し、從來の五組を三組と爲し、一組八十五人合計二百五十五人として、組頭小頭を置き、之を本組消防夫と稱し、戸長をして之を選擇せしめ、工業局雇人厩工中、身體强壯の者百五十人を選拔し、新に消防組を組織して、之を別手組と稱し、蒸汽喞筒一臺を備へ、工業局員之を指揮するも、消防方向等は一切警察官と協議することゝなし、本組消防夫には手當として、一箇年一組金五十圓宛、辨當料一日七錢、看板一枚、頭巾一箇、股引一足宛を給し、尙死亡扶助料三十六圓、埋葬料十圓、輕傷者一日十五錢を給與する事等にして、其他器具器械等、又大に面目を一新したり。

第二節　衛生及醫事

札幌に於ける衛生命令は、經營の當初市民中月見茸を劇茸と信じ、之れを食して一家悉く死亡したる者あるに當り、開墾係より、『良菌と心得喰し、毒氣に中り終に及失命者有之候に付、右樣の儀無之樣可心得候事』云云との布達を發したるに始まる。續て五年鼠取藥等毒性含有の藥品賣買を禁止し、又六年五月塵芥掃除に付、

札幌市中に左の布達を爲したるが衛生上よりも寧ろ體裁上に重を置きたるに似たり。

塵芥掃除

當廳下是迄塵芥取捨場不相定ヲ以川筋或ハ道路等ヘ投棄置候樣ノ心得違往往有之其不潔タルハ勿論第一不體裁ノ儀ニ付此度左ノ場所塵芥取捨場ニ相定候ニ付左ノ條條堅ク可相守若此上心得違有之者、急度可申付者也。但本文ノ場所ヘハ塵芥捨場ト記セシ榜ヲ掲ケ置ケリ。

一塵芥取捨場

波島通虻田西ヘ入南北側　（南一條西四丁目）
同　通有珠西ヘ入北側裏手　（同　西四丁目）
留志通有珠西ヘ入北側中程　（南二條西五丁目）
檜山通有珠西ヘ入南側裏手　（南三條西四丁目）
樣似通日高南ヘ入中程　（南一條東二丁目）
同　通新冠南ヘ入中程西側　（南三條東二丁目）
上磯通有珠西ヘ入南側　（南六條西五丁目）

一塵芥取捨場相定ムルト雖モ、燒捨タキ者ハ兼テ相違置候通相心得可成丈家ノ距離ヲ遠クシ、充分用心可致事。

一塵芥取捨場ハ境界目標建置タレバ、各自心付境界外ニ捨置ベカラズ。但右場所ハ最寄伍長其時時見巡リ不都合無之樣可致事。

右ノ通區區無遺漏可觸示者也。

諸取締

種痘

後明治十年貢薬行商の無鑑札を取締り、道路掃除及下水疏通を諭達し、十一年融雪の候汚水滯留の爲め道路川筋及下水の掃除法を達し、又藥舗の合劑及鍼灸業等を嚴禁し、十二年製氷に對する衛生上の取締方等を規定したりしが、開拓使時代の衛生行政は重に虎列剌病豫防、種痘、及檢徴にありたり。檢徴は五年六月北三條第一號官舍に假檢毒病院を設け、毎月一六の日娼妓を檢徴し、有毒者を入院治療せしに始り、九月雨龍通に徴毒院を新築し、薄野廓内元會所中に娼妓徴毒檢査所を設け、六年一月札幌假病院を本院に移し、徴毒院の稱を廢し、薄野廓内に娼妓徴毒檢査所を新築し、九月娼妓徴毒檢査を定め、毎月五日目毎に檢査を爲し、有毒者は封客し、且髪飾化粧等を禁じて、入院若くは通院治療せしめ、又藝妓も娼妓同樣徴毒患者の救助入院を許したり。同年一月札幌病院新築落成と共に檢徴所を札幌病院内に移し、十年五月規則を改め、毎月土曜日毎に檢徴し、有毒者の入院料及藥劑價等は總て税金内より之を給する事となす。

種痘は維新以前に於て既に之れを實施したりき。本邦の種痘は文化年間擇捉番人五郎治露國に

人口減少の大原因を爲したり。古昔土人に天然痘流行して其

捕囚中其術を得て歸朝し、後初めて之を松前に實施したるに基づき、安政年間函館奉行は各蝦夷地に官醫を派遣してアイヌ人に種痘せしめたりしが、當時アイヌ人等、天然痘の流行に會せば、恐れて山中に逃れ、敢て種痘を好まず。因つて運上屋をして百方說諭せしめ漸く普及せしめたり。維新以後明治三年六月又石狩移住民六名、天然痘に罹る、因つて患者を花畔村假小屋に收容し、中川乙男**セツカウシ**、發寒へ**イワヲクテ**、札幌太**シヤニイサマ**等をして、札幌石狩土人に各七日分の食料を準備して、一先づ空知太迄立退かしめ、翌月四日痘病患者漸次快方に赴きたる後、始めて土人の出山を布達したりき。後明治八年三月天然痘豫防規則を定め、各病院區戸長、平醫、一般人民の心得方を達し、十四年更に種痘醫規則を定め、醫術開業醫免狀を有せざる者は、種痘施術開業免狀を受くるにあらざれば、種痘を許さず。而して其免狀下付の方法は師家より斯術習熟の證明書を受け、之に履歷書を添付し、區郡役所を經て本廳に出願する時は、取調の上之を許可する者にして、敢て試驗を爲さゝりき。

虎列拉病の流行は明治十年に始まる、西南役より凱旋したる屯田兵船中に發病せし者十六名あり因つて之れを函館の七重濱、小樽の高島與等の避病院に收容したるが、凱旋後又山鼻琴似屯田兵士中傳染患者あり、茲に於て、手稻村に避病院を築き、一般市民に內務省發布の豫防心得を說示したるが、患者は兵士間に十五名を生じ、死者五名ありしも、一般市民には傳染せざりき。然れども當時之れを『コロリ』と稱し、又西鄉死して鬼となりて官兵を殺す者なりとの傳說より、『西鄉病』とも稱する者あり、頗る恐怖したりき。明治十二年又流行す、其原因は忍路入津船舶の水夫中に患者ありて死去せしに、諸人之を通常視し、往來其病を問ひ、又其葬途に與かりたるより、數日にして忽ち新患者を續出して、蘭島に蔓延し、遂に石狩濱方面に及び、石狩忍路最も猖獗を極め、死者二百有餘名に達し、遂に札幌にも傳播したるなり。因つて札幌警察署內に豫防事務所を設け、委員數十名を選定し、手稻村の避病院を圓山に移して增築し、尙同所及山鼻村に消毒所を設け、死體取扱竝埋葬法等を諭達し、未熟の果物腐敗肉類の販賣を禁止し、專ら豫防に力むる所あり。十月十日避病院を閉ぢたりしが、入院患者中、治者一名なりき。當時諸人頗る其病勢に辟易し、普通賃錢を四倍し、尙特別給與あるも、患者運搬夫を得る能はず、強て之れを役

すれば途中往往患者を棄てゝ走る者ありしと云ふ。

札幌病院

札幌病院　島判官の札幌經營に著手するや、二年九月大學二等醫一名を伴ひ來り、錢函假治所内に於て治療に從事せしめ續て十一月札幌村に一小屋を作りて假病院となしたり。是れ札幌病院の起原にして、當時病院規則として定むる所左の二項に過ぎず。

一諸官員病氣の節は、醫師診察の上、其次第により入院療養可致、從僕は其主人の斷を以入院の上診療治療可請、尤藥料は可相納事。

一入院治療の義は御救恤第一の義に付貧民は藥賄共可被下筈に候得共、身分相應の者は冥加として日日金百匹相納申べし、且諸國船方の者入院願出候節も右同斷の事。（明治二年十一月定）

續て兵部省の石狩小樽管轄を廢するや、同省の病院亦開拓使の所轄に歸したり。因つて石狩小樽兩病院を札幌病院に隷せしめ、其年十一月東創成通官舍に移轉し、四年六月病室を新築して患者の入院を許し、判任以上の官吏よりは藥價を徵するも、使掌以下及農工商は之れを免除したりき。先是、三年十月全道の病院皆函館病院の所轄となりたりしが、函館病院は當時實に大學東校の所轄たりき。其稟裁文左の如し。

大學東校取扱

函館中心

函館病院其外北海道詰醫官ノ儀去秋大學東校ヘ示談申助教比等以下ノ醫生ヲ當使ヘ引請所管ノ官員ニシテ萬般取扱病院規則藥種器械等迄當使限ニテ夫夫相整來候然ル處函館病院ノ義ハ開港場ニモ有之、殊更隆盛ニ無之ヲ不相叶、第一疾病ヲ治療シ、人命ヲ保持スルノ儀ハ、開拓ノ最緊要タル筋ニシテ須更モ緩セニ難仕、既ニ去冬來樽太ヲ始根室宗谷杯ヘ入込候農工民等ノ内癘瘋疫寒ノ風土ニ不慣、許多及殘命候段實以憫然ノ次第、其豫防セシムルノ道又充分樽調ノ域ニ至兼候段ハ、何レモ恐懼ノ至、畢竟中助教比等以下ノ醫官當使ヘ引請病院等委託仕置候テハ、治療物理ノ筋ヲ始、其術研ヲ不盡儀ハ勿論、函館病院ノ儀外國人居留ノ場所ニモ有之、長崎橫濱等一貫スルノ所置無之テ不叶ニ付更ニ北海道醫官ノ進退、病院規則ヲ始メ藥種器械ニ至ル迄、悉ク大學東校ノ取扱ニ致シ、尚藥術相應ノ醫官、彼地ニ差向ケ後來治療筋ハ勿論物理精究其地ニシテ藥草藥石ヲ採製スルノ儀ヲモ、相開キ衆民保全ノ道相盡シ候樣仕度候間、其旨大學東校ヘ御沙汰被下候樣奉存候事。

（御指令）付可然何之通、最貫川ノ儀ハ、其使定額ヲ以ヲ可相充事。

黒田時代に於て諸般の施設皆札幌を中心としたるに拘はらず、獨り醫事に於て函館を選び、ケプロンと共に雇聘したる、米醫スチユワルド、エルドリッチをして、外科醫長として函館病院に在りて、治療及醫術の敎授に從事せしめ、後明治五年七月、澁谷良治、新宮拙藏、竹内正坦其他醫員十數名を東京より札幌に聘し、又醫學校を札幌に設置するに當りても、尙且つエルドリッチを札幌に移す能はざりしは、蓋し當

札幌病院の擴張

時函館は開港場にして、外國宣教師特に露國人の病院設立の計畫に對抗の必要ありたるに由る。然れども黒田時代は五年以後札幌本廳管内の各病院は、皆札幌病院の出張所となして札幌に於て之を統轄したり。又札幌病院は獨り患者の治療に止らず、醫學教授、産婆講習、及檢徴等をも爲したり、又其組織は官立にして、患者中官吏、生徒、舊土人、扶助農民、困窮者、遞卒、囚人、活版職工、屯田兵等及其家族の藥價及入院賄料を徴せず。且つ其入院料及藥價等甚廉なりき。六年九月今の北三條東二丁目に新築病院落成し、續て傳染病豫防室を築き、九年貧富に拘はらず一般患者の官給治療を廢す。初め恣に市中に開業醫を營むを禁じ、札幌病院の檢査を受けしめたるが六年一月に至りて、其規定を解けり。時に柏倉忠蔚漢法醫を以て開業醫を開始したりき。

開業醫

第十一章　裁判監獄

第一節　裁判

開拓使の司法權

開拓使時代に於ける札幌の司法裁判權は開拓使長官の權内に屬せり。函館に於ては明治七年裁判所を設置して以來、聽訴斷獄、檢事の事務皆司法省に歸したりと雖も。札幌に於ては明治九年五月に至り、僅かに終身懲役は函館裁判所に、死刑は大審院に、各其擬律案を提出して、其批可を受けて執行する事となり、續て十四年十二月控訴は函館控訴院管轄となりたる外、其他は依然開拓長官の掌中に在り。監獄事務も亦當初よりして開拓使の所掌なりき(他府縣は明治九年二月司法省の管轄より、内務省に移り、府縣之れを處理する事となる)而して開拓使は、初め明治二年十月、目安箱なる者を設けて、開墾係の所管として庶民怨訴の途を開き、目安箱懸札として左の布達を爲し。

目安箱

一何事にヨラス申出傚候事ハ書面ニ致、住所姓名相記シ、此箱へ指入ヘシ、上書ニ

住所姓名相記シ無之分ハ封ノ儘令焼捨者也。

明治三年三月小樽假役所に刑法係を置きて警察、裁判、監獄の三事務を掌らしめ續て四年五月札幌開拓使廳開設と共に、札幌に刑法係を移し、行政司法兩事務を混交執務し、其法律適用は一般法律に基き、其内本道に適應せざる者は、經伺の上特例を設けたり。

開拓使の刑罰

上川流刑　札幌村農某、其姑家の器物を破壊し又創傷罪を犯す、時に會〻平田使掌上川運上家引繼授受の爲め該地出張に當り、其隨行の從者應する者なきに苦む、因つて某を上川流刑二年に處し、平田使掌に從ひ上川に赴き同所小使を勤務し、刑期中節札を許さず、其間小使並の俸給を支給す。

半髪半眉剃落刑　始め賭博犯人は創成河岸又は牢屋前に於て笞杖實決五十乃至百に處せしが、四年五月懲役刑に改むるや、徒罪人の半髪半眉を剃落して然る後服役せしむるを以て恥と定む。此刑は明治四年春始めて實施す、罪人最も此刑を忌み、理髪者又後患を恐れて剃るを肯せず、既決の結果、漸く其刑を實施す。

裸體刑　姦夫姦婦を裸體となし、札幌本廳前(現時停車場通)を馬に擬して歩行せしめ、庶民の觀覽を許し、犯罪人を懲戒すると共に亦他を戒む。(札幌史料)

松本判官の改革

東久世時代の裁判監獄は、支那法繼受主義に、大岡裁判式を加味したる者なりしが明治六年以後漸く其面目を一新するの緒に就きたり。松本判官の始めて根室に至るや、先づ監獄を作り、札幌本廳主任となるや、先づ開墾係の箱訴を刑法係に移し、六年二月刑法係中に警邏課を置き、裁判課を置き、續て六月三日刑法係を刑法局と改め局中に斷刑、聽訴、囚獄、警邏の四課を置き、犯罪人の處分は、判決文を毎年末一括して司法省の檢査を受くる事となし、又六年改定律令發布せられ歐米法繼受時代となるや、七年三月醫學校より千葉元貞、資生館より上島職を刑法局に登用し、八年又『民事の裁判に成文の法律なき者は、姑く慣習に依り、慣習なき者は條理を推考して裁判すべし』との裁判心得を發布せらるゝや、元貞、職等を東京に派遣し、岡少判官、玉乃世履及河野敏謙等に就き、三年十二月發布の新律綱領を研究せしめ、又九年七月民刑事處分法傳習委員を函館裁判所に派出し、漸次裁判の改良を圖り、八年四月警邏課を民事局に移して、司法事務と警察事務を分ち、九年二月民事局警察課中に懲役取締を置き、續て懲役係となし、十三年四月囚獄課を廢して監獄事務を分離し、始めて刑法局は民刑事裁判を管掌する所となしたり。後十五年又始めて違警罪を各警察署及各分署の處分に委ねたり。

笞杖實決

笞杖實決は明治六年六月既に一般に廢止したりしも當時札幌は府縣と其事情

呼出規則

代言人

民事訴訟

異なる者あるを以て、特に懲役百日以下の刑は、總て笞杖實決に處して依然十一年四月に至れり。而して刑事上告期間三日は懲役限内に算し、笞杖實決に處する罪人は拘置三日を以て笞杖三つに打算して之れを除けり、又始め廳下在籍、寄留又は止宿人たるを問はず、取調の廉ありて、斷刑課の召換を受けたる時は其親類組合等の内にて本人を召連れ、出頭すべき規定を立て、町役人をして判決言渡に立會せしめしが、十年七月に至り、本廳詰町役人本人に付添出頭の事に改め、其罪の輕微にして逃走の患なき者は、親戚鄰保なき者は役人に預託して責付を許し、親戚鄰保なき者は役人に預託して責付を許し、町役人更に之を市中の旅人宿又は刑法局手先等に預託するを例としたりき。代言人規則は九年二月規定せられしが野崎兼愛、牛越寅之助、小平元勞等早く其業務を開始したり。

又札幌本廳内の刑法局は、本廳管内の各地に出張所を置きて、司法事務を統轄し、審理上被害者及證人は成るべく書面取調を爲し、懲役一年以上相當の犯罪者は、札幌に送り、百日以下の者は出張所の書面上申により審理判決する事と定めたり。

民事訴訟は當時市民一般先づ市會所に理解願を差出し、町役人の居中調停に據るを習慣とし。夫婦喧嘩、金錢貸借關係等に至る迄、人事日常の事殆んど町役人を通過せざるなかりき。明治七年十二月札幌本廳は民事上に關し、市在人民呼出の節は、區戸長總代を經て之れを達し、事故ある時は代人出頭を許し、虚病又は故なく不參又は遲參の者は罰金を課すべき旨を布達し、九年三月勘解假規則を定め、凡民事に掛る者は、金錢の多少事の輕重に拘らず、勘解を乞ふ者は、必ず本人自身本廳に出頭(病氣事故の時親戚代理を許す)し、事由を陳述して願出る時は訴狀を作るに及ばず、情願に任せ、必ずしも規定に拘はらず、便宜に從ひ勘解する事となし、十年一月更に民事の詞訟は、可成一應本廳の勘解を乞ふべき旨を布達し、同時に勘解幾十回に亙るも、區戸長をして人民に說諭せしめ、以て勘解の實を擧ぐ可き旨を訓示せり。人民呼出の費用は區内一般に涉る者は、區割、一身に係る者は當人辨償とし、當人無產者なれば親戚、親戚なき時は區割となし、區戸長の出張は公事の節は官費、區事の時は區費、人民一身上の爲め附添の時は人民支拂、人民無力の時は親戚及區割となし、又民事裁判上の訴訟入費は、敗訴者の負擔なれ共、無力の時は各自の負擔と定めたり。

刑法局長

明治十一年刑法局長を置きて、長官經伺事項と、專決事項とを區分せしが、同年四月民刑事務は總て刑法局に委任し、十四年、民刑事裁判に關する諸願伺届は凡て刑法局長宛に呈出せしむる事となし、十五年一月刑法治罪法を實行し、警部をして檢察官の事務を執らしめ、又犯罪人取扱規則を定む、當時の刑法局長は中村公知たり。

司法權委任の弊

當時開拓使長官に對する司法權の委任頗る廣汎なりしが、是れ時勢の必要上止むを得ざる者たりしと雖も、行政長官司法權を掌握するを以て、自ら其弊なきを得ず、屯田兵一箇中隊武裝して進擊喇叭を奏し、白晝札幌警察署を襲ひ、警官十數名を負傷せしむるも何等處分する所あらざりき、又黒田長官一日視津沖に於て玄武丸の實彈演習を爲し、一漁家と其産婦とを擊碎したる事件の如き、罪を船長坂本某に科して罰金百圓に處して結了したるが如き、行政權の司法權に干渉する者甚た多かりき。

第二節　監獄

札幌監獄は明治三年十二月、現時の大通西一丁目なる本府構内の用度庫を修理して、牢屋に充てたるに始まる、四年二月、徒罪人給與概則を定め、服役の日は一日精米七合五勺、味噌三十目、草鞋一足を給し、休日は精米四合とし、服役工賃は普通工賃の十分の一を給與する事とし、米搗、雪踏、草鞋作、道路普請等に使役せり。然るに該牢屋は元篠路村中島郷の二階建穀物庫なりしを以て、其構造牢獄に適せず。四徒逃走に便にして、且四徒漸次增加したるを以て、同年三月、現時大通西二丁目札幌郵便局所在地の處に新に牢屋を建築せり。蓋し札幌再經營につき諸人夫、職工、土方、等多數入込み來るを以て豫め備ふる所ありしなり。四年三月始めて獄舍心得を定め、翌月又獄舍内に掲示を掲げ、牢屋係其囚人を監守せり。

牢屋給與概則

獄屋新築

獄舍心得書

獄舍心得書

一徒罪人使役の時は首に鐵鎖を嵌し、鐵鎖を施して兩人を連繫し、午前十時より役を始め午後四時に終る、但日曜日休役及風雪は臨時休役とす。

一徒罪人外役の日は其罪人たるを標する爲、白木綿筒袖半纏、白木綿股引を穿しむ、但四季毎に之を給す、平日は柿色布子、單物、帶袢等亦四季に之を給す。

一徒役人使役の日は、一日一人白米七合五勺、味噌三十目、凡人雇工錢の十分一を給す、草鞋を給するは皆の如し。

一徒罪人は片髮片眉を剃落す、但毎月十日二十五日之を行ふ。

一同居徒罪人中一人を選て長と爲し、之を囚頭と稱し、若干の手當を給す。
一凡て徒罪人得る所の工錢は、其半額を給し、殘半額は官之を保管し、其放免の日を俟て之を給付す。

獄舍掲示

一徒黨を企へからす。
一喧嘩口論すへからす。
一使役を勉むへし。
一詐て病と稱すへからす。
一脫獄を謀るを告發する者は、司法省罪科減等法に據り處分すへし。

監獄署假置

黒田時代に至りては既に新律綱領發布せられ、又監獄則定められ、札幌の人口亦漸次增加し犯罪人又多し、因つて明治八年七月、今の北六條東二丁目の地を卜して、明治五年十一月發布の監獄則圖式に倣ひ、一獄舍を建築せり。先是監獄は是れを牢屋係と稱し、裁判警察事務等と共に刑法係内に混在せしが、六年六月囚獄課と改め、牢屋を囚獄と稱せり。同十一月囚徒監守の等外官吏を改めて邏卒の受持となし、九年二月民事局警察課中に懲役取締を置き、十年二月懲役係と改め、十一年十一月に至り、初めて監獄署と稱し、翌月懲治檻一棟を其隣地に建設し、十二年十月、苗穗村官有地四十七萬三千二十六坪を監獄署建築地と定め、十三年三月宮城集治監に模倣したる新築に著手し、傍に假檻を設け、獄則及檻内規則を設け、五月囚徒二十名、十月又懲役百日以下の徒十名を移して雜役に服せしめ、十二月に至り全部竣工せしを以て是を監獄本署と稱し、既決囚を拘置し、從前の獄舍を支署と稱し、未決囚を監する所となしたり。先是七月、刑法課内の囚獄係を廢し、未決囚の事務は民事局警察課所屬となし、十四年七月西洋形半鐘を設けて、服役時間を報じ、又同年十一月監守人の寄宿舍を設く、當時の監獄主任は畑一嶽とす。

監獄本署

特別取扱

獄内囚徒取扱は中央政府一般規定に基くは論なしと雖も、當時既に札幌本廳管内は其管轄既に特別取扱を受けて開拓使に屬せしを以て、政府の規定本道に適切ならさる者あれば經伺の上之を變更し、又開拓使限り特種の規則を發布したる者あり、故に獄制中其間内地府縣と大同小異なきにあらす。

給與品

食料衣服其他の給與品は、明治四年規定以來五年五月之を增加し、同十月外役囚衣服給與を年四回と定め、續て六年五月及九月又改正し、七年二月東京府監獄の制に照して又改正せしが、明治八年一月政府の囚人給與規則制定あるや、同年十一月、其規定中札幌監獄に適應せさる者を擧けて、太政官の裁を受け、給與品物品代價

を悉く倍額以上に增加し、又府縣監獄囚人給與の外、外役者及冬季の防寒具として、左の物品を特給する事となしたり。

府縣と異なる給與品

一草鞋	臥具	一枚	實地賂入代金七十五錢		
一綿入	柿色	常尺袖	一枚	同二四四十五錢	
一帽子	同色		一頭	同四十五錢	
一手袋	同色		一指	同四十五錢	
一足袋	同色	サシ付	一足	同五十五錢	
一袷股引	同色		一足	同八十五錢	
但以上六種冬時外役用					
一寒防手當薪			一人一箇月金十錢		
但十月より三月迄六箇月間給之					

右七品御規則外寒防增與之分

一座紙	實地賂入代金二千枚に付	金一四五十錢	
但巳決囚一日一人に付一枚半つゝ			
一草鞋	同	百足に付	金二四四十錢
但外役の節一人に付二日に一足つゝ			
一竹の子笠		一蓋	金十五錢五厘
一ワラ蓑		一枚	金二十五錢

但前同斷の節一箇年一人に付一蓋一枚を給す。

囚人の食料

右四品は御規則外從前仕來之通給與の分。

食料は四年制定以後種種增減あり。明治六年三月囚人取扱規則を定め、一日一人白米男間頭竝役囚八五合四勺、女間頭竝役囚四合、男平囚八四合五勺、女平囚八三合六勺、男女共十歳以下四歳迄二合七勺、朝味噌汁は男女共味噌十五匁、夕醬油壹男女共醬油二合八才、朝夕香物竝汁羹の實費男女共一人錢二十五文と定め、紀元節天長節には魚類を給する事となし、七年二月間頭役囚人の給與を平囚人同樣とし、麥飯の時は麥五割と定む、後物價の變動に依り、支給金額に異動ありと雖も、概ね此標準に據る、十一年四徒贈與品規則を定め、差入物は其同居の親戚に限り、一箇月三度を許し、其差入品は饅頭類二十枚以下、干雜魚一升以下、諸漬物類十本以下、梅干煎豆五合以下餅一升以下、鷄肉、牛肉、魚類見計、紙三帖、手拭一筋、下帶一筋に限りて之を許可し、病囚は醫師の診察により規定外の滋養品を許す事とせり。十四年六月醫局を署內に設く。

囚人の勞役

囚人の勞役は、明治四年以來、道路掃除及開墾給與米の米舂、藁細工の叺、草鞋、深靴

製造雪中道踏其他種種の雜役に從事せしめしが、囚徒增加に從ひ大工、木挽、彫刻、裁縫、蠟燭心卷、草履、並下駄職、及紙漉(初官營紙漉事業なりしを後囚人の業務となしたるが監獄署の紙と稱し當時札幌にて專ら賣擴めたり)其他種種の雜役を加へしが六年六月に至り、其賃錢を普通賃錢四分の三と定め、九年十一月に至り、各其職業技倆に應して等級を定め、一日二十五錢以下六錢を工錢と定め、其內五分の一を給與し、五分の四乃至九分の八を官收となし、給與額の半額を日給とし半額を預置き、放免の際之を給せり、其服役時間は八年五月の規定によれば春秋二季は午前八時より午後三時迄にして、夏季は午前九時より午後二時迄、冬季は午前八時より午後一時迄、春秋冬は正午より一時迄休役せしむる定めにて、十一年五月迄は、日曜の外土曜日を半休と稱し、半日の勞役に服せしめたり。

囚人の教誡

敎育は、明治十年十月より、囚人に餘暇讀書せしむる事になし、十四年に至り學校を署內に設けたり。敎誡は、十一年六月中央寺住職權大講義小松萬宗の請を許せしに始まり、同年十月札幌神社宮司大講義大貫眞浦の請をも許し、共に囚人に說敎

未決囚

せしめたり。

未決囚は、無籍者は衣食等諸費凡て官給なれど、有籍者は囚人自辨と定め、十一年十月四人中品行比較的善良の者を伍長と爲し、監內の取締を爲さしめ、十一月警視廳監獄の揭示條目に從ひ、監內取締方を改め、明治十五年一月に至り始めて改正監獄則を實施せり。

犯罪人の性質

當時犯罪人は重に平民にして、士族の犯罪は皆無と云ふも可なりき。又士族の犯罪者は假出獄を許せば再犯ある事なし。士族にして盜を爲し處刑を受けたる者僅かに一人のみ。犯罪の種類は詐欺取財、賭博、破倫罪等なりき。

斬首場

斬首場は始め偕樂園の北方に在り、後札幌監獄署內大樹の下に於て之を行ふ、梟首場は今の南七條西四丁目の處にありたり。

梟首場

第四編　縣治時代

第一章　緒論

明治十五年二月八日札幌縣廳の開廳より、十九年三月一日北海道廳の開廳に至る四年間を縣治時代となす。雄大なる開拓使の積極的經營を過ぎて玆に至れば、宛かも喬木を離れて幽谷に入るの感あり。蓋し縣治制度の然らざるを得ざる所にして、其人の消極なるにあらざるなり。開拓使時代の札幌は北海道十一州開拓の根據地にして、又開拓使の一大官營事業場とも云ふべき者たりしなり。固より其事業は模範と奬勵とを目的とし、營利を主とする者にあらずと雖も、事實は卽ち然りしなり。然るに開拓使の統一したる、此一大官營事業場は、其縣治時代に入るや、地方行政は札幌縣治に屬すと雖も、其以外に屬する屯田兵に關する事務は、陸軍省の所轄となり。司法に關する者は、司法省に屬して札幌治安裁判所、札幌始審裁判所となり。其鐵道、炭山、工業等に關する者は、工部省の所轄となり。其植民、山林、

開拓使時代との比較

官營事業場

統一主義

分割主義

農園、牧場、農業的各製造業、陸運事業、及農業高等教育に關する廣汎なる各事業は、悉く農商務省に屬せり。而して其行政廳たる札幌縣は、府縣同樣なる內務省所轄下の一廳となれり。之を往時各省と同等の地位に居り、府縣に對する制令權を有し全道を統一したりし開拓使の時代に比すれば、實に雲泥の差あり。想ふに斯の如く離離別別、統一なくして新創地の經營を爲さんと欲するは誤れり。而して尙能其一大官營事業場の全功を擧げんとす、抑、亦難しと謂べし。政府亦玆に覺る所あり。十六年二月二日北海道事業管理局を置き、工部、農商務兩省に所屬したる各事業を再び統一し。東京箱崎町に出張所を設け。札幌に農業、工業、炭礦の三事務所を置き、前、舊時の觀に復したりしと雖管理局は專ら開拓使の遺業を守りて更に發展を策せず。新設事業の企圖、經營固より期すべきにあらず。却て往往にして事業の衰退を來す者あり。而して當時政府の本道に費す所、三縣北海道事業管理局及樺戶、空知兩集治監を合せ、一箇年平均二百三十八萬七千餘圓之を開拓使時代に本道に投じたる、一箇年平均百五十二萬九千餘圓に比せば、實に每年八十五萬八千餘圓の多額に上る。固より廢使置縣の事たる、開拓使官有物拂下事件に淵源し、

北海道事業管理局

經費

當時の要路者權力平均の上より考按せし窮策に外ならずと雖も其國家進運の上に不利なる寡少にあらず。玆に於て本道の處分問題又起り。諸省卿逐次の巡視となり十八年には岩村司法大輔、金子參事院議官等の施政改革取調巡視となり、遂に十九年一月二十六日、北海道廳を設置し、再び殖民政廳の下に全道を統一する事となりたるが、縣治時代の札幌區史は、此間に於ける官營各事業の狀態及札幌縣が、沃野千里の寶庫に空しく多數の吏員を有し、而かも制度の上施すに處なく、工業は官營事業に壓倒せられて、民業の奬勵たに爲すの餘地あるなく、『官業のみ札幌に於て工業上の必要なきも他日民業隆盛の時もあるべければ參考の爲め云云』の令達を發し。僅かに農業の奬勵を事とするの外。普通行政事務を專一とし。府縣に模倣したる繁文なる法規を幾度か制定改廢したるが行政の歷史なり。然れとも開拓使が法規律令に拘泥せずして、積極的に猛進經營したる後に當り札幌市街を物質的及精神的に整齊したるの功や、沒すべからざるものあり。又此意味に於て極めて趣味あり。畢竟縣治時代あるは本道開發上の一波瀾のみ。

本道處分問題

縣治時代の成功

消極的縣治

第二章　札幌の諸行政

第一節　緒論

札幌縣勢

札幌縣管下は七國四十九郡に跨り、其面積實に三千八百八方里餘、四國九州を合せたるより大なるも、其人口は僅に九萬餘に過ぎず。其耕地亦僅に二千五百餘町歩のみ。人口一萬以上の都市は、唯我札幌の明治十六年に於て漸く一萬八百八十一人に達するあるのみ。而して其殖民行政事務及官營諸事業は、皆中央各省の直轄に屬し、札幌縣は唯内地府縣同樣の普通行政事務を司るのみ。此廣漠無人の地に於て、縣令以下諸官吏の定員配置、局課の部署、内地の府縣と異なるなくして、而して積極的經營に猛進したる開拓使の後を承く、札幌縣治の出づる所知るべきのみ。内地の府縣に等しき行政を施さんとするは、其唯一の目的なるも。廣漠たる管内に點點散在して未だ聚落を爲さゝる人民に對して之を試むるに由なし。唯其之を爲す、僅に我札幌あるのみ。茲に於て縣治時代に於ける諸行政、諸改正規則、

皆札幌を基礎として制定施行し。札幌以外の地に對しては土地の情況により、必ず強て遊行に及ばざる旨を以てしたりき。故に縣治時代に於ける行政は札幌市街の整理を主としたる者にして縣治時代の頻繁なる布達規則皆其旨趣に出たりき。今其重なる規定を擧ぐれば左の如し

札幌市街消防規則、札幌市街街路取締規則、遊覽順目、貸座敷並娼妓營業規則、旅人宿規則、札幌區及小樽、高島兩都市街掃除規則、學務委員事務章程中改正、鹹治灸點營業規則、牛馬放牧云云追加（以上十五年）貸屋並古物等渡世取締規則中追加、密賣淫罰則更定、料理屋飲食店取締規則、貸座敷娼妓營業取締規則更正、總代人の慣行認定、小學校規則、札幌市街街路取締規則中削除、學事規則、學務委員廢舉方、移住士族取扱規則、死亡屆並埋葬證書、墓地取締規則、火葬場取締規則、生産死産屆規則、死亡屆並埋葬證規則中加除、學區規則、小學校規則中改正、産婆營業取締規則、娼妓黴毒檢査規則、湯屋取締規則、（以上十六年）古物商營業取締規則、畜犬規則、札幌區學區改正、地方稅徵收規則、地方稅期限、地方稅營業規則、地方稅賦課法、死亡屆並埋葬證規則、貸屋取締條例細則、鹹治及灸點營業取締規則、賭博犯處分細則、小學校規則改正、酒造營業人心得、牛馬取扱規則、官林主副産物拂下規則、煙草營業人帳簿書式、炭燒營業出願規則、貸座敷及娼妓取締規則、貸座敷娼妓營業人及晴賣心得、製氷取締規則、小學校教員免許狀書式、葬地及埋葬規則（以上十七年）火藥類賣買營業者心得規則、改正、酒類營業出願屆書式、同業組合準則、墓地及埋葬規則、入齒齒拔口中療治接骨營業者心得、生産屆書定、地方稅營業規則、入齒齒拔口中療治接骨營業

規則(以上十八年)

朝三暮四の法規

此他縣治四年間法規の制定改廢頗る繁多にして、其甚しきは前月之を改め、更に翌月又之れを改むるものあり。殊に十八年發布縣令の如き其九割は皆改廢に屬せり。斯の如きを以て法規は法規たるに止まり、法規未だ慣習を作すに至らざりしと雖も。植民的粗放經營の後に於て、札幌の行政を整齊したるの功を沒すべからず。而して札幌の區域、區行政、豐平川の堤防、路傍樹、食物改良同盟、脫監囚害の減少及敎育衞生警察の設備等、皆縣治時代に於て稍、其緒に就きたり。

第二節　札幌の區域

札幌の區域。

札幌區の區域は開拓使以來、種種の變遷を經縣治時代に至りて漸、其確定を見たり。初め島判官の札幌を經營するや、南は大通北は北二條に至る邊、東西は創成川を挾み、三町四方の地を以て本府と定め。南方に柵門を設け、其以南を町地と定めたるのみ。明治四年岩村判官西村權監事等の再經營に於ては、札幌本廳の敷地を更に北方東創成通西四丁目南角に相して建築し、同年札幌市街の區畫を定むるや、該

廳を中心として方一里の地を以て市街と定め、其一里方內に在る辛未一の村を舉似に移し、又伊達將一郎等の移住豫定地を平岸に移し、以て現時の市街區畫測量を開始したり。而て翌明治五年、本廳大建築に著手するの頃、又更に西方に市街區畫割を爲し明治六年札幌本廳の大建築を今の北海道廳構內(當時本廳構內は西は西八丁目東は停車場通北は北五條、南は北一條に至り現時の道廳構內より更に大にして本廳は其中央にありに竣工するや、札幌市街の區畫は依然舊廳を中心として、新設區畫の測量を爲すべきや、或は新廳舍を中心と爲すべきやの議論起り。黑田長官經伺の上、新廳舍を中心と爲すべきに決したるが、之と同時に、札幌市街の區域も亦札幌本廳廳舍を中心として一里四方と改たる者の如し。本廳製圖の『札幌郡西部圖』には明かに此の新廳を中心として札幌市街を一里四方と記して採色したり。

中心點變更

明治四年測量の際は中田幸吉等不完全なる器械を以て著手したるを以て其區畫正確ならず。因つて新たに遙て新廳舍を中心として區畫の變更を爲すべきの命あり。屋外人をして新區畫を測定せしめしか其家屋の移轉改築に關し事務の取扱上開墾局と工業局と確執を生じ、途に人民の隨意改築に任せ、其費用を官給する事となしたる爲め、敢て直ちに改築する者なかりき。因つて火災毎に改正の事に改めたりしが。當初區畫制渡に當り、一區畫悉くを間口五間奥行二十七間の長

方形となす規定なりしも。現時其斯の如くならざるは當時不完全の測量を未だ改めざりしと。相互郡接地の從略の結果なり。（札幌史料）

然れども其一里四方の區域も亦嚴密なる測量を爲したるにあらず。其約一里四方の地に標杭を建てたるのみにして、南一條西方の市街門は、今の西十町目にありたりき。札幌市街と圓山村との境界は、明治三年移民初めて到來の節其村境見込上申の圖面には、南はハタリベツより西北は圓山峯添にて、ケネウシベツ、琴似川迄東札幌境は窮りなかりき。後明治四年札幌神社を奉遷するに當り、岩村判官宮地を圓山と名づけ、其山麓庚午三の村をも圓山村と名づくべしとて、歸途村民と共に今の師範學校前の凹地邊に來り、是より南北直線を以て境界と定むべしと命せし者縣治時代に至る迄其境界と定まりたりき。又後七年九月、豐平、上白石、山鼻三村を置くや、其布達中境界を記さすに單に『豐平橋以東月寒村界迄豐平村、同樣以北の河流の東岸に沿ふ上白石村石山道左右山鼻村』とあるのみ。本廳中心一里四方の境界の嚴密ならざりしや明なり。開拓使事業報告は札幌の境域を記すに『東豐平川を隔て豐平村に界し、西圓山村に接し、南山鼻村に鄰り、北札幌村に連る』

圓山村界

豐平白石山鼻界

札幌區は札幌全郡

札幌市街の名稱

とせり。境界如此頗る漠たり。蓋し其斯の如く久しく境界の嚴密を缺きたりしは當時札幌市街及附近村落は總て札幌區役所に於て管轄し。同一行政區域內にありたるが故なるべし。

七年二月大小區制を實施するに當り、其第一大區中に六小區を置きたるが、其六小區とは實に札幌市街の第一小區より第三小區まで、圓山、琴似、上下兩手稻、發寒、山鼻の六村の第四小區。豐平、上白石、白石、平岸、月寒五村の第五小區。札幌、雁來、苗穗、丘珠、篠路、對雁、江別七村の第六小區を指す者にして。小區に戶長あり、大區に區長あり、札幌に第一大區區務所を置き、札幌市街と共に、各村落をも其同一行政區畫として支配したりき。後十二年郡區編制法により、大小區を廢し、更に郡區町村を編制するに當りても。札幌區役所の所轄は依然札幌市街及以上の各村落を包容し、札幌に三戶長、各村に各戶長を置き、札幌區長之を統轄支配したりき。故に當時に於て札幌區と稱するは、札幌郡全部を指すものにして、今日の札幌區の區域と同視すべからず。官廳の文書類特に統計表等皆然りしやを見るに、大小區制時代には第一小區第二小區、第三小區と稱し、十二年以後は

札幌區札幌市街地に限る

札幌市街と呼びて、他の村落と區別せり。大小區以前に於ては、或は町と云ひ、或は市と云ふ。其町會所、市會所、市中會館、町役人、市役人の稱茲に淵源す然るに明治十七年に至り、四月一日以後札幌郡役所を置き、札幌市街以外の札幌郡及夕張、空知、樺戸、雨龍、上川各郡を分轄せしむる事となり。札幌區役所は、札幌市街のみを所轄する所となり、同時に市街内の三戸長役場を廢して、後初めて札幌區とは、札幌市街を意味する事となりたり。茲に於て札幌區境界の事始めて事實上の必要を生ずるに至れり。因つて十七年四月一日以前の札幌區と稱するは、札幌全郡の事たるは、當時の文書を閲する者の、注意すべき事なり。

境界の變更

札幌區の名稱は斯の如にして始めて其行政區域と其市街區域と合一するに至れり。而して其合一の時代は、往時の本廳を中心とせる一里四方の豫定とは頗る異なる者ありて犬牙錯雜の境界となり居れり。山鼻村との境界は、山鼻屯田設置の際に於て變更したり。即ち南は南七條を境界とし。西は西九丁目以西、北は南一條以南の地を以て、山鼻村と定めたり。（當時東本願寺敷地、及中教院敷地及綿羊場は特に、市街地に編成したり）而して其區域變更の際は、札幌市會所に於ては、西十

山鼻村界

丁目南一條を以て境界となすの希望なりしも。當時屯田事務局大佐大山重は、屯田地の狹隘を主張し、遂に市役人大村耕太郎、廳吏船越長善等と立會の上決定したるものなり。又圓山村境界は岩村判官の所定を維持し來りしが。縣治時代に於て高官某圓山村北部の地を私有地となさんとせしが、當時圓山村民等之を悦ばず。然るに土地拂下出願は戸長の奥書なきものは處分せざる規定なるを以て、圓山村長大堀忠八斷然奥印を拒絶せり。因つて高官の威を以てするも奈何ともする能はず。遂に其出願地所を札幌市街地に屬すと稱し、札幌區長山崎清躬をして之に奥印せしめ、漸く其私有地となしたるが。是より後圓山村との西北部の境界は、現時の如くに變更したるものなり。

第三節　札幌區行政

縣治時代に於ては區長以下區吏員は官吏にして、區役所費は、全部地方費支出に屬し、十五年度地方費支辨區役所費は郡部戸長役場費を除き、其額金四千百四十三圓なりき。當時札幌全縣の地方稅收入は、未だ法規上に於て地方費支出に屬する

全部に充用するに足らず。因つて他費目の流用及國庫補給を受けたり。今十五年度全縣の地方費經濟を概覽するに、支出總計二十七萬七千五百九十六圓なるに其收入は地方稅一萬八千九十圓、地方雜收入十三萬千五百八十八圓、出港稅收入一萬八千四百六圓に過ぎず。出港稅全部を地方費に流用するも、尙十萬九千五百十二圓の國庫補給を要せり。

行政機關の組織

縣治時代を通じ、山崎清躬區長たり。其管轄區域は初め札幌全郡を札幌區と名づけ、區內の各町各村に數多の戶長役場を置き、十七年四月一日始めて札幌市街のみを札幌區と改定せり。郡區合一時代は市街を創成川以東各町、創成川以西南二條以南各町、及創成川以西南二條以北各町の三區に分ちて三戶長を置きしも茲に至りて之を廢せり。又名譽公職者は開拓使規定に基く民選名譽職總代人八名、及札幌縣改定の民選有給學務委員、衞生委員等あり。其職務は事實上現時の區理事者の事務に屬する者あり。又其他區內をイよりセに至るイロハ四十七組に分ちて名譽職の各組長區長選定ありたり。（總代人は十七年六月十六日廢止學務衞生兩委員は十八年八月二十九日廢止區長其事務を扱ふ）。又其執務狀態は、尙今日に比すれば未だ整備の域に至らず。現金は區吏員又は學務委員、總代人、組長等の取扱及保管に屬し。十七年六月一日始めて三井銀行札幌出張所に現金取扱を託す。又區は當時大藏省の所管に屬する準備米戶數配當額を保管し、水火風震の災厄に遭遇し、輸入米缺乏、米價騰貴の際、困難者に分與拂下の處分を司れり。總代人の權限は、開拓使時代と異なる事なきも、協議費及公共事件評決の事加はる、此協議費公共事件評決は慣行により十六年四月七日公認せられ、區長は縣廳の認可を受け實施の事となる。十八年六月南二條西五丁目區役所の西鄰に八十五坪三合三勺三才の町會所を新築し其議場となす。此建築費千百八十五圓五十錢、備品費百五十二圓五十二錢とす。十五年十一月十日選擧の總代人は水原寅藏、武林盛一、今井良七、金三穗、田中重兵衞、工藤梅次郎、長谷川孝太郎、石川正叟の八名なるが當時其集會の狀況は石川日記十七年四月の條に左の如く錄せり。

事務狀態

總代人會

四月十六日、十八日より總代會開設之旨布達有之候事、右ニ付部下へ達ス。
同　十八日本日より總代會始ル、自分八番也、明日より午后二時出張之事、日曜日ハ午前八時より十二時迄ノ事。同十九日、午後二時より役場へ出頭。總代會議アル。同二十一日、午後より總代會

議ニ出張候處、不參人多ク過半數ニ不相成候ニ付休ミ。同二十二日、午後より總代集會、夜ニ入ル。同二十四日、午後より總代會ニ出張。同二十五日、午後會議止ミ。同二十六日、總代會出頭候處不參多ク附札也。同二十八日、午後より總代會議、本日ハ田中重兵衛等級ニテ議論多シ。同二十九日、月末ニ付總代會議ヲ休ミ云云

以て當時の總代人會の一般を想見すべし。

當時總代人の評決を經て區民に賦課する者を協議費と云ふ。今日の所謂區費なり。其額極めて輕く、之を土木費、敎育費、驛遞、役場新築修繕費、消防費及衞生費等に充てたり。十七年度協議費精算書及十八年規定の協議費及共有取扱順序は左の如くなり。

明治十七年度協議費精算書

科目	豫算	精算	過	不足
總代人集會費	一六六、〇五五	八二、九九〇	八三、〇六五	〇
藻巖學校及第一分校經費	一、七一〇、三一〇	一、四四一、七七二	二六八、五三八	〇
豐水學校經費	〇	四二九、七五〇	〇	四二九、七五〇
同校校舍竝地所買上代	〇	三〇〇、〇〇〇	〇	三〇〇、〇〇〇

藻巖學校新築費	五三三、二二二	〇	五三三、二二二	〇
同上開業式諸費	五三、九三四	〇	五三、九三四	〇
同上裁縫所新築費借入金利子	一三五、〇〇〇	一三、六三一	一一、三六九	一二三、六三一
學務委員諸費	一三五、三三〇	一五二、〇七〇	〇	一五二、〇七〇
同上十六年度追徵	六八、三九〇	六八、三九〇	〇	六八、三九〇
衞生事務取扱及道路掃除費	三一二、五九〇	二七〇、五九一	四一、九九九	二七〇、五九一
同上種痘諸費	〇	一〇、五〇〇	〇	一〇、五〇〇
消防費	八〇〇、〇〇〇	六五五、九五〇	一四四、〇五〇	六五五、九五〇
學田地割渡ニ係ル諸費徵收金取扱三井銀行手數料	〇	五六、四七〇	〇	五六、四七〇
組長給料	五、六三二	五、四一一	二二一	五、四一一
協議費徵收費	〇	六、〇〇〇	〇	六、〇〇〇
合計	三七六、八二六	四一三、〇五一	〇	四一三、〇五一
	四、二九七、二八九	四、〇一六、五七六	一、三六、三九八	八五五、六八五

過金二百八十四七十一錢三厘、但納人居所不分明に付徵收未濟の分

據算欄內の圖點五廉を、他の科目過剩金の內を以て流用し、藻巖學校裁縫所新築費及開業式諸費は、共有金を以て繰換支出致し置き、本書末項未納金二百八十四錢、納人居所不分明の分、精精搜査を遂げ之を徵收し、全く不足する金員は、明治十九年度の協議費に賦課する事に決す。

札幌市街協議費及共有物取扱順序

第一條　凡そ總代人に於て評決したる協議費は、區役所に於て賦課額竝に徵收期限を前以て部內

に告達し、且各戸へ第一號雛形の告知書を付す。但告知書の前部領收證に各自押印して役所へ差出し、後部告知書を受領すへし。

第二條　協議費賦課の科目左の如し。

一、地價割　毎一筆の券面地價(除租宅地は百坪五圓同上畑地は千坪一圓五十錢と假定す)を目安として賦課し、該所有主より徴收す。

二、建物坪數割　建物の坪數を目安として賦課し、現住人より徴收す。其乘率左の如し。

家屋土藏石藏平坪一坪乘率　一、

同二階三階板藏一坪　乘率　〇、五

雜藏物置一坪　乘率　〇、二五

三、戸別割　各戸現住者を目安として賦課し之を徴收す。但本籍寄留を問はす一竈を爲すもの及民有地にあらさるも其地内に現住する者へは悉く之を賦課す。

四、收得金割　左に掲くる營業者は一箇年營業の收益見積金諸官吏醫員教員等は俸給年額を目安として賦課し之を徴收す。但左の種目二業以上を營むものは毎業收益見積金を區分して目安となすものとす。

小賣、卸賣、質屋、古物、三業、湯屋、旅人宿、理髪床、飲食店、貸座敷、受取人、芝居、精米所、町醫、銀行、會社、金貸專業、酒醸造家、醤油醸造家、味噌製造家、馬車、牛車、人力車、豆腐屋、桶職、鍛冶、鋲鉸職、馬具製造家、紙製造家、印判師、寫眞師、提灯張、時計師、染物職、

第三條　賦課金徴收後地所賣買其他移動あるも既納金は都て還付せず。

第四條　協議費徴收は第二號雛形の通甲乙接續せる切符を製し賦課合金を四分せし金額を記入し第三號雛形の收入簿と割印し甲の方へ式の如く徴收役所印を押し納期前該切符を各戸に配付すへし。

第五條　各戸に於ては納金の期限を怠らす前條切符乙の方姓名の下と金員の下に押印して納金と共に區役所に差出すへし役所に於ては該切符に主務者小印及ひ領收印を押し中央へ割印分截して甲は納人に付し以て納金濟の證となし乙は納金と共に役所に領收す。

第六條　他より新入の者又は新に荒蕪地を拂受けし者又は建物を新營せし者又は新規營業をなす者又は新に俸給を受くる者等は納期前後を以て區分し納期前にあつては其期より徴收し納期後にあつては次期より徴收す。但建物坪數營業金高俸給額等に增減ありし時は各自區役所へ申出つへし此場合に於ては納金額を改め其徴收方は本條に據る。

第七條　徴收したる現金は一日毎に收入簿と照合し遲算なきを認め收入簿に主務者檢印す。但現金は三非銀行爲換方に於て取扱ふものとす。

第八條　徴收期限を超へ怠納者あれは脫漏を加へ若し猶完納せさるときは其筋へ訴出處分を受くるものとす。

第九條　徴收金額支出の都合に依り剩餘あるときは總代人會に於て其取扱方法を設くるものとす。

第十條　協議費一週年の出納精算は毎年五月十五日限り總代人に報告し市街人民に告達すへし。

第十一條　協議費の出納簿を市街人民に於て閲覽を乞ふときは之を示す

第十二條　市街共有の地所建物等は其坪數を原簿に登記し圖面を添へ區役所に備置くものとす。

第十三條　市街共有金穀は其員數を原簿に登記し貸付證書關係の書類は區役所に於て管守するものとす。

第十四條　市街共有金穀一週年の出納精算は毎年五月十五日限り總代人に報告すべし。

第四節　豐平川の堤防

豐平川治水は、札幌開始以來頗る苦心したる所にして、十四年既にダニーブ河の堤防樣式により、大水門及水門の上下に若干の堤防を築き、以て內地府縣に範たりと誇りたりしが。翌十五年の春水は、大水門を破り、其誇れる堤防を破壞して市內に溢水せり。該春水は一週間內二度の出水にて、被害又頗る多かりき。四月二十六日大風あり、曇天氣溫五十度夜に入り小雨となりしが翌二十八日は五十四度となり、大風に小雨を交へ夕刻より大風雨となり、夜に入りて益甚しく、融雪の水と相混じ忽ち大出水となり、二十九日拂曉遂に鴨鴨第一水門を破り、直ちに第二水門を洗去り激流二派となり、一は第三水門を衝て市街に汎濫し、一は豐平川筋を奔流して豐平橋臺を衝き橋側の堤防を破り、南四條東三丁目の道路を橫斷し、家屋三棟を

十五年の洪水

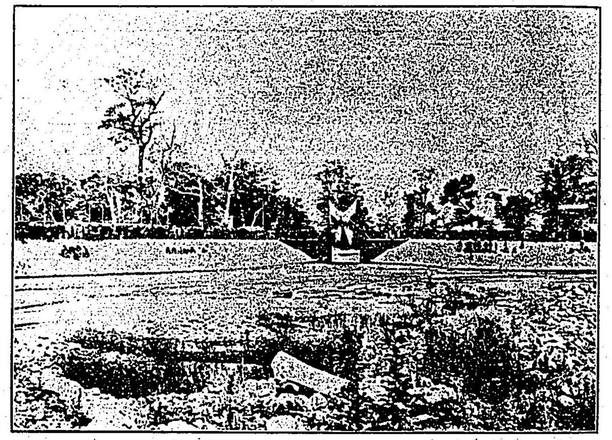

明治十七年九月豐平川堤防及豐鴨水門落成式

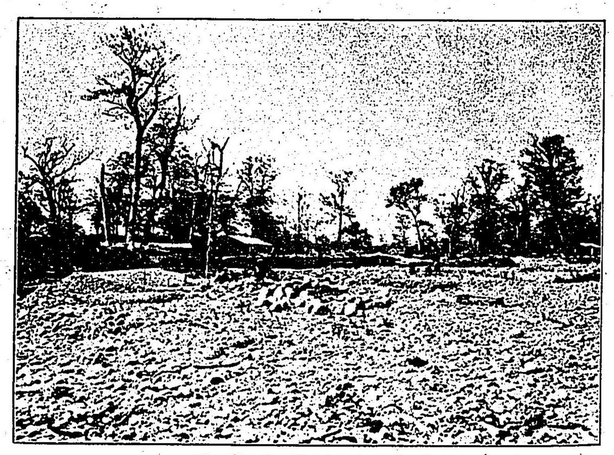

鴨鴨大水門の舊形

流失して分流し、古川筋に注ぎて再び橋の下流に合流せしを以て、爲に豐平橋は全きを得たるも、鴨鴨川筋は山鼻水原林檎園を浸し、創成川に激奔して大通西一丁目附近に横溢し、浸水家屋甚た多く、南六條以南一望湖水を爲せり。此日豐平川鐵道の架橋大破し、發寒橋又落ち鐵道不通となれり。茨戸附近も亦一面海の如かりき。

再度の出水

然るに夜來の暴風雨は朝來小雨となり、續て、天候恢復せしも、翌三十日又朝來大風雨となり、氣溫又五十五度に昇り、五月三日夜又又大風雨となり、四日稍、少雨となりしも、夜に入り又又大雨となり、時時雪を交へ、六日朝積雪三寸、氣溫俄に四十七度に低下し豐平川再び大出水となれり。鴨鴨第一水門未だ修築に遑あらざるに此出水あり。第三水門の假堤は忽ち破壞し、南四條東二丁目附近の家屋に浸水したり。

內務卿巡視

當時市內に於て家屋の流失六棟、大破九棟、小破十五棟、道路大破二箇所、小破八箇所、橋梁大破四箇、米穀の流失百十六石餘、雜貨流失損害二百七十餘圓にして、其他附近村落の道路、橋梁家屋の流失破壞及田畠の被害亦尠からず。因つて其歲十月內務卿山田顯義巡視して堤防の忽諸に付すべからざるを察し、札幌縣の請を容れ、古市公威に命じ、堤防及鴨鴨大水門の工事設計を爲さしめ、岡毅を監督技師となし、十六

堤防工事

年六月起工、豐平橋上流に十數町の長堤及現存大水門の建築に著手せり。當時該大水門建築中、創成川の水流を停止せしに、札幌全市渇水に苦み、疏水の嘆願を爲す者あるに至る。然れども市民は總代人會を開き、其工事を助くるに決し、手傳人夫を差出す事となり、十六年九月十六日は一の組各町人夫若干、翌二十日は二の組各町人夫二百八十七人、二十一日は三の組各町人夫三百七十六人、男女各揃の手拭を被り、伍長之を督して盛大なる千本突を爲したり。此工事費十萬六千四百十八圓餘。豐平橋下も亦新掘割を爲し柳堤防、枠堤防等を築き、十七年九月全部竣工し、其月二十一日全市國旗を掲げ、頗る盛大なる餘興を催して竣工式を擧たり。

第五節　路傍樹

明治六年六月札幌本廳は道路往還の左右に竝木の體裁を保持せん爲め、路傍十間宛の樹木伐採を禁止したりしが、是れ市街道路に對するものにあらず、札幌市街の天然木は寧ろ伐採し過ぎたり。街路上雜草の油油たる際、路傍樹の觀念なきは自然の勢と云ふべし。然れども當時市街北方の官舍所在地街路兩側には既に牧草を播種したりき。後明治十八年五月に至り始めて路傍樹の設計あり。大書記官佐藤秀顯等の著想に出で、區吏に命し、先づ東西通路は南四條迄、南北道路は先つ西四丁目に、明石屋櫻、柳等を二間の距離を保ちて兩側に植樹し、漸を以て、全市街に及さんとする計畫を立てたり。當時市民未だ路傍樹の必要を感知せず、兒童は花を摘み枝を折り、戸戸秋季落葉の掃除を難とし、苦情交、起り、其伐除を迫る者あり。因つて其歳十月若し路傍樹を毀損する者あらば之を處分すべく、兒童は父兄に於て之れを取締るべき旨諭告せしが、當局者も後遂に止むなく之を自然に放任し唯停車場通（西四丁目）の兩側のみの維持に力め、樹下に牧草を播種し、柵を結ひて人道、車道を分ちたりき。當時札幌縣廳の始めて發したる諭達は左のごときものなりき。

路傍樹保護の困難。

街路に樹木を栽植するは衞生上最も緊要の點とす。夫れ樹木は酸素を吐き、炭素を吸收するを以て、常に大氣を清淨にし、爲めに精神の爽快を覺えしめ又火災暴風の防禦となり、且市街の風致を美麗ならしむ。故に歐米各國に於て人家稠密の場所は樹木を栽植せざるはなし。幸に札幌は街路の設け廣濶にして樹木を植うるに宜に付、本年より漸次此有用なる樹木を栽植候樣可致此旨諭達候事。但樹木の種類及び栽植方等は、札幌區役所の指圖を受くべし。

路傍樹思想

後明治二十二年植物學者宮部金吾米國より歸朝するや、公開演說に於て路傍樹を論し、『路傍樹の有無は市街の品位を差別し、路傍樹ある市街は兒童の德育に影響あり、歐米に於て新市街は必ず路傍樹を植う、本道も亦倣ふべきなり。但し其樹木の選擇必要なり。札幌現在の假松、櫻は適當にあらず。路傍樹は花樹を要せず。葉と形の美なるを貴ぶ。本道產楡(赤ダモ)こそ其形美にして且つ永續すべき適當のものなるべし』と述べて、路傍樹思想を喚起したりき。後又幾度か區費を以て植樹をなしたりしも市民未だ多く路傍樹を重視せざる者あり。店頭の妨害物と爲し、甚しきに至りては暗夜私かに其根幹を鋸傷して其枯死を喜ぶ者あり。然れども創始以來幾多の植樹を爲し尙今日殘存する路傍樹の四十三年一月現在は全市內に於て楡百八十六本、山楓四百五十五本、柳三百三十本、落葉松百本、松百三十一本、榛二十四本、槐三十二本、櫻三百三十二本、明石屋二百三十四本、桐十本、ポプラ四十七本、楢六本、假三本、接骨木二本、梅十一本、水松十三本、梨十一本、桃一本、小櫻九本、谷月桂(ヤチダモ)八本、林檎十七本、李十四本、胡桃一本、雜木七本、合計千九百八十四本なり。

現在の路傍樹

第六節　食物改良同盟

食物改良論と非米食論

食物改良論は、開拓使時代に於て黑田長官及顧問ケプロン等の最も熱心に唱導したる所にして、先づ之れを官費學生の寄宿舍に勵行したりしも、當時唯奬勵に止まりしが、縣治時代に入りては、進んで其同盟者の團結を作るに至れり。然れども食物改良論は非米作論なるを以て、其得失の論議自ら起らざるを得ず。明治十五年第三回札幌農業假博覽會を開會するに當り、勸農協會員等札幌に於て農話會を開催したりき。蓋し縣廳の鼓吹に基き、其會員三十五名、內實地農業十五名協會員の名の下に出席せし勸業課吏員二十名。前者は中山久蔵、上島正、中田儀右衞門、澤茂吉隈元宗正、早山清太郎、坂野元右衞門等の老農あり。後者には札幌農學校出身の新渡戸稻造、足立元太郎、町村金彌、岩崎行親等あり。會長は時の大書記官佐藤秀顯にして、諮問委員は渡瀨寅次郎たり。諮問按八項。其談話の顚末は博覽會及勸農協會の兩報告書に發表したりき。而して該諮問中『農家常食の種類』の一項ありしが、議して茲に至るや、端なくも談話は米食論と非米食論とに岐れ、老農等

農話會

食物論の論爭

改良論の根據

縣令の改良奬勵

米作論の根據

は多く食物改良よりも、寧ろ米作を奬勵すべきを主張し兩日に亙れる一場の討論會を出現したる事ありき。當時其改良論を最も熱心に主張したるは新渡戸、足立等にして、其要旨は本道は米作不適當の地にして、到底水田の見込なければ、寧ろ玉蜀黍麥類其他本道産の穀物を以て、漸次に本道農家常食に改良すべし。人類の氣候に慣れ、植物の土地に慣るゝが如く、漸を以てせば、變食亦敢て難きにあらず。本道移民たる者は須らく本道の産物を常食となし、以て米の外國輸入を防ぐは、國家に對する義務なりと謂ふにあり。而して其說に反對したる坂野、澤、隈元、上島等老農の主張は、實驗上より札幌附近及本道は米作不適當の地にあらず、又倘確其他種種の經驗に徴したるも、遂に米食を廢する能はず、故に必ず本道の産物を以て常食となすの主義ならんには玉蜀黍、麥類等よりも寧ろ滋養分あり、又慣習久しき米作水田の開發を第一とすべしと謂ふにありき。而して此時本道米作の率先者たる中山久藏は、默して何等語る所あらざりしが。盖、其自己收穫の籾種を各地の希望者に配分して、米作の奬勵を爲し居たりき。然れとも縣令調所廣丈熱心なる食物改良論者にして、食麵麭を自製し、日日之を携へて登廳し、大に是れを部下の官吏に奬勵し、十八年秋、燕麥粉（クヮーカー）を勸農協會に下付し其常食に換ゆべき農産物及其調理法を諮問し、米食改良の急を諭したり。因て八月末同協會は食物改良談話會を開會せしに、燕麥論、馬鈴薯論等あるを以て之を宿題となし、更に再會せり、時に裸燕麥に砂糖を混じ堅粥としたるもの、或は蕎麥粉、稗粉、麥粉製の餅、或は生蕎麥等を提出する者ありたりき。而して當時縣廳諸吏の地方に出張する者、又皆盛に米食廢止を遊說し、其面從を博し歸り、食物改良を斷行するは當さに此機にありとなし、遂に勸農協會率先し、『當道海陸産物の調理法を講究して以て常食とし從來米食の習慣を一變せんとす』との目的の下に廣く同盟者を募り『北海道食物改良員の證』と題せる會員證を交付するの方法旨趣を發表組織したり。而して『札幌縣報』の公文は該會の旨趣に裏書して之を一般に廣布したり。然れとも、其結果は同盟者內に尚且つ從面後背多く一般社會に對して遂に何等の影響效果を見ざりき。

食物改良同盟

第七節　脫監囚の橫行

開拓使の當初熊、狼、鹿等に襲はれたりし札幌の良民は、開拓使の末葉より縣治時

代に亙りて脫監囚の爲めに劫かされたり。政府は曾つて佐賀亂以來其重罪囚を北海道に移すの計畫ありしも、其設備充分ならざるの故を以て、開拓使辭して之に應せざりしが。遂に十三年十月內務省の直轄の下に刑法上の島地と認めたる本道の地に一大監獄設置の事となり、本道に吏員を派して其土地を相し、海賀直常をして樺戸に牢獄を築かしめ、明治十四年に至り、先づ囚徒五十人を移し、續て多數の重罪囚を收容し、西南の役城山に於て西鄕隆盛と格鬪したる月形潔をして典獄たらしめしが、牢獄の設備今日の如く嚴ならざりしを以て、脫監囚頻出したりき。而して彼等の一度其獄を脫するや。强盜、竊盜、强姦、殺人等其猛惡なる暴行殆んど至らざるなく、良民の之を恐るゝ事、熊狼よりも甚たしかりき。當別篠津太等の地常に其衝に當り、彼等は先づ此等の良民を掠奪し、續て漸次石狩及札幌附近の農村より、札幌市街に浸入するを順序とせり。集治監附近の住民等高臥安眠を爲すを得す。因つて其警戒法として不眠番を交代し、又各戶の牖中に巨薪に火を絕たず。鄰家と線鈴を通じ、彼等の闖入に會すれば、直ちに其線鈴を牽きて警を鄰家に傳へ、更に轉傳して全村を警起せしむると共に、其巨薪を囚徒に投じて、格鬪防禦するの

集治監の設置

脫監囚頻出

其橫行

其防禦

慣習を作るに至れりき。

由來該監の收容囚徒は、全國の惡漢中の最惡漢を選びたる者、其獰猛兇惡想ふ可きなり。而して彼等は皆一齊に百方術を盡し、本道の島地を脫して、內地府縣に歸らんとするの情念猛盛にして。其牢獄の深山重林の間にありて、警戒の寬なるに乘じ、脫監する者頗る頻頻たりき。而して其頻頻たる脫監囚中深山重林の裡にある樺戸の地より、人跡曾つて到らざるの森林を橫斷して、能く人家所在の地に出で得る者は、其脫監囚中に於て最も兇勇者たり。故に脫監囚中には、武術膽力皆衆に超絕する者あり。隱顯出沒彼等の徒中に於て稀有の者あり。或は徒黨を組み部署を定めて兇行を逞ふする者あり。或は明治十四年中篠津屯田兵週番所を襲ふて殺されたる者あり。或は十五年春札幌警察署劒道首班の警部と鬪つて之に重傷を與へ、身亦斃れたる者ありき。或は三井銀行出張店屯田兵中隊本部等を襲はんと企てし者あり。當時札幌市街及村落人家在るの所一步を過ぐれば則荊棘榛莽たり。走つて之に投ずれば、殆んど索捜追捕に由なし。彼等が隱顯出沒して當時良民を劫かし、竊盜、强盜、强姦、殺人等暴行至らざるなかりし者實に想像するに餘

脫監囚の性質

七人組脫監囚

十二人組脫監囚

あり。縣吏有志等深く憤慨する所あり。集治監の廢止を建白する者あるに至れり。因つて集治監も亦漸次獄囚の取締を嚴にし、從つて其被害を減少じたりしが。當時最も札幌市民を恐怖せしめたるは、十七年七月樺戸集治監の囚徒七名凶器を奪ひて脫監し。厚田に出で丶、素封家豐澤某を襲ひ、强盜、强姦殺人、の暴虐を極め、同監の看守人夫等五十餘名、及札幌警察署の全力を盡したる應援を以て是れを逮捕せんとするも、容易に其目的を達する能はず。十數日を經て、漸く其六人を斬殺又は捕縛したりし際と。十八年三月札幌監獄の囚徒十二名、相率ゐて脫監し、札幌附近の山林を巢窟となし。隱顯出沒、竊盜、强盜、强姦、暴虐至らざるなく。警報頻りに至り、札幌警察署全力を盡すと雖も週日を經て尙悉く之を縛するを得ず。被害連日に亙りたる際なりき。該脫囚は九日目に至り悉く縛に就きたりしも、當時新移の良民等警察の設備尙未だ不完全なると。其居家榛莽荊棘の間に點點散在するを以て、戰戰競競として安眠するを得ざりしの狀想ふべきなり。

第八節　敎育

札幌農學校

卒業生

入學者募し

戴星義塾

縣治時代の札幌農學校は、農商務省の所轄に屬し、校長に森源三、敎師にブルックス、カッター二米人及宮崎道正、橘協等ありしも、敢て特種の發展を爲さず。然れども漸次其業を卒へたる第三、第四、第五期の卒業生輩出四十七人に達す。之を開拓使時代卒業の一期二期生に比すれば、基督敎徒なりし者極めて寡く、其卒業生中には高岡直吉、齋藤祥三郎、頭本元貞、渡瀨庄三郎、志賀重昂、菊地熊太郎、今外三郎、武信芳太郎、早川鐵冶、尾泉良太郎、野澤俊次郎、諏訪鹿三、福原鐵之輔、赤壁二郎等あり。當時高等敎育を受けたる者、需要甚だ多くして供給足らざるの際なりしを以て、各卒業生等皆或は本道內に或は府縣に散して樞要の地位を占め、第一第二期卒業生と共に漸く札幌農學校を世上に紹介して其聲價を揚げたり。然れども當時該校は其後繼入學者を得るに苦み、豫科を設置し、十三歲以上の者、英語初步算術丼數迄、漢籍日本外史の程度を以て募集したりしも、應募者寡かりき。本科入學者も亦校風を慕ふ者ありと雖も、容易に遠隔草創の地に來學するを許さゝる者あり、唯其官費生徒なるを以て、篤志苦學生等の遠く笈を負ふて來るあるのみ。茲に於て札幌農學校第一期卒業生佐藤勇は官職の傍ら大通西二丁目に戴星義塾を開き、又寄宿舍を

置き、農學校學生を助手となし、英漢、數學の教授を開始す。生徒百數十名に達す。

北海英語學校

時に明治十五年、札幌に於ける英語私塾の嚆矢とす。先是、既に敬業館及農振夜學校等小學程度以上の私學校ありしも、何れも十七年中に廢校し、藏星義塾亦幾もなくして休塾せり。因つて當時の札幌は小學校以上の教育を求むる者甚だ多くして益、其校舍なきに苦むを以て札幌農學校第三期卒業生大津和多理、藏星義塾の遺志を繼ぎ、南二條西一丁目舊農振夜學校の校舍を襲用して、私立北海英語學校を設立し、十八年三月豐平館に其開校式を擧げ、英語を以て普通學を教授す。生徒忽ちにして百四十餘名。農學校本科生徒等來りて其教鞭を採る。幾もなく和多理病を以て歸郷し、代言人小平元勞代りて校主校長となり。農學校本科學生等其幹部となり、以て其校運を維持して札幌中學教育の起原を爲せり。

師範學校

小學校教員養成の師範學校は、縣治時代に於て始めて其創立を見たり。開拓使時代に於ては創成小學校内に教科生を置きて小學校教員の養成を圖りたりしが、漸次學齡兒童の增加學校學級の增設と共に、教員に不足を生じ、府縣師範學校卒業生を採用せしが去就常なく且つ兒童に故郷の風月を說て本道を悲觀するの感念を生せしむるに至れり。因つて十五年中創成小學校を縣立となし、校内に師範速成科初等科に中學科を酌量し全學期三年を設け、稱して假師範學校と云ふ。三吉笑吾校長心得たり。縣費生徒三十名を養成す、同年既に卒業生十名を出し、翌十六年五月假師範學校を縣立札幌師範學校と改め、縣立創成小學校を其所轄の附屬となす、六月師範學校規則(初等師範科一學年、在職年限一年半、中等科二學年半、在職年限三年、高等科四學年、在職年限四年、給費月六圓、卒業證書有效七年)を制定し七月一日北一條西三丁目の校舍内に開校式を擧ぐ。時に生徒三十五名。其歳十二月創成小學校貯蓄金一萬餘圓の中一千圓を師範學校資本金に移し、其他を札幌區に附與し、縣立を廢し公立小學校たらしめ。翌十七年別に附屬小學校を校内に新設し二月十八日開校す。笑吾の後十八年佐久間順美校長心得たり。教員は農學士及東京師範學校卒業生を聘用せしも資格恰當の教員を充たすに至らず。生徒十六年中四十九人、十七年中等科二十六人、初等科三十八人、十八年始めて初等科卒業生二十一名を出し、生徒數高等科五名、中等科三十五名、初等科十名となる。蓋し新に私費生を置きたる爲め前年に比して十四名の減員を爲せり。今札幌縣公文によれ

ば、當時小學校教員不足にして年年檢定試驗又は府縣より聘用者多かりしも、入學試驗の際應募殊く、學力不充分の者を強て收容したるを以て、學力の進歩遲緩にして、其卒業生は府縣聘用者に劣れりとあり。十八年の歳費一萬二千六百四十五圓。

小學校

小學校は縣治の當初區内に公立創成學校(生徒二百三十五人)、公立藻巖學校(生徒百九十九人)、同分校(生徒五十五人)、私立洪澳學校(生徒四十三人等あり。其他札幌附近村落には、山鼻學校(生徒七十九人)、苗穂學校(生徒四十二人)、白石學校(生徒四十五人)、私立曉學校(豐平村堀内龍太郎十五年設立生徒二十六人)等ありしが、諸般の教育事務は總て開拓使の舊規に依りたり。始め開拓使は明治五年政府に於て學制制定の當時、北海道學制に對する意見の諸問に答へ開拓草創の地、府縣同一の實施を見るべからず、因つて漸を以て文部省と協議すべき旨を以てせしが、六年九月以降既に讀書習字等文部省の教則に準據し、七年八月札幌小學校假規則を定め、九年十月第一小學校則を定め、翌十年學校維持概則を規定し、區内の有望家を學校世話掛名譽職となし、學資增加、金錢出納、教員雇入就學奬勵等の事に與らしめたりしが、後明治十一年に於て文部省令下等小學教則に準して編制せる教則並に試驗法、及び十

小學校則及教則

三年一月發布したる小學校則並に教則等は開拓使より札幌縣治に亙れる教育制度たり。而して其大體は明治五年の文部省學制、明治十二年の教育令、十三年の改正教育令、十四年の國庫補助金廢止令等と自ら其淵源を異にし、其十三年一月制定の小學校則並に教則は、高尚に馳せ虚文に流るゝの弊を矯め、日用適實の教を施すを目的とし、農業養蠶等の科目ありて、正則は學期六年、變則は學期四年、學課を八級となしたりしが。創成、藻巖、山鼻學校は正則たりき。然るに縣治時代に入るや、明治十五年五月、小學校規則及學事規則を定め、同年六月三十日限り學事に關する從前の諸規則一切を廢止し、又學區規則を定めて學校經濟の整齊を計り、九月之を實施して札幌小學教育の面目を一洗せり。此時札幌市街は第一番學區となり、高中初等科一、中初等科一、初等科二を置き、山鼻村は第二番學區、中初等科一。豐平上白石平岸の三村を合して第六番學區、白石村は第七番學區、苗穂は雁來札幌兩村と共に三村を合して、九番學區となり、何れも初等科一宛を設置し、區役所内に學事專務の書記を置き、又區民より學務委員二名選舉せり。其選舉方法は年齢二十歳以上學區内に、土地又は建物を有する現住者を選舉人並に被選舉人と定め。定員の三

小學校規則學事規則學區規則

學務委員

藻巖學校第一分校

倍を選舉し、區長選舉長となり、意見を付して縣令に上申し、縣令其候補者中より選任辭令を交付する者にして、其職務は左の如し。

(一)町村立私立學校設置廢止等の件調査、(二)巡同授業の方法調査、(三)學校に入れず巡同授業に依らず普通教育を授くる者の調査、(四)町村立小學校に代用する私立小學校の調査、(五)學齡兒童就學の勸誘督責、(六)町村立私立諸學校教授の利害得失視察、(七)町村立私立學校教員生徒の褒賞懲罰調査、(八)町村立學校教員等慰勞の調査、(九)町村立小學校教員生徒の席簿監督、(十)町村立學校教員より指出す書面調査、(十一)町村立私立學校生徒試驗の臨監、(十二)町村立學校の寄付金物品授業料等の領收、(十三)學事に篤志盛力の者を具狀、(十四)町村立學校の協議費及補助金の領收、(十五)町村立學校の豫算調査、(十六)町村立學校の維持法設定、(十七)町村立學校の設置廢止の件調査、(二十)許可を受けずして開設せる學校の閉鎖、(二十一)學事に付區内人民の召喚、(十九)學事に付集會の件調査、(二十二)貧困兒童就學方法、(二十三)町村立學校長教員申請、(二十四)町村立小學校の校則及教則の調酌、(二十五)町村立學校の決算報告、(二十六)學事諸表簿調査、(二十七)學事に關する諸申牒に署名、(學務委員は十八年八月二十九日廢止)

縣治の初め札幌に創成藻巖の二公立學校あり幾もなく十五年四月十四日創成學校縣立と定められ、公立學校は藻巖一校となり。學齡兒童の增加と共に、教室增加の必要を生じ、十五年六月二十日、南一條西一丁目に第一分校を設置して開校式を擧げ、六十名内外の生徒を收容したり。十六年十二月二十五日創成學校縣立を

公立創成學校附屬小學校

廢され、札幌區第一番學區其引渡を受けて公立となし、再び公立二小學校あるに至り、又十七年縣立師範學校の附屬小學校の設立ありたり。然れども當時兒童の增加は頗る速かにして、十七年千二百八人、十八年千四百四十九人にして、其就學者も亦十五年は札幌市街及附近全區の百分率。三一、四七なりしもの十七年には。六八、三八。十八年には七五、五七となるの狀況なるに。私立淇澳學校は維持困難の爲め十七年中廢校し。益、校舍增設の必要あるを以て十七年十二月二十七日、藻巖學校第一分校を廢し、豐水學校設置の許可を受け、先づ其分校の生徒を收容せり。該校は小學初等中等科を置き、生徒二百名收容の豫定にて、十八年三月、南五條東二丁目十七八番地谷吉三所有地二百七十坪竝に和風平屋建坪九十三の家屋を買入れて其校舍に充用せり。茲に於て區内公立小學校三箇となる。當時該公立學校の維持は最も苦心する所なりき。

學齡兒童增加

豐水學校

創成學校維持法

創成學校は明治九年公立と定められたるの際既に其維持法に苦心し獨立の基礎確立する迄官の補助を受け、授業料の積立金及拜借金を資本となし、貸金法によりて利殖したる者、縣立廢止の際既に一萬十九圓六十四錢四厘に達せり。因つて

藻巖學校の維持法

同校縣立廢止の際其內金一千圓を師範學校資本に分與し。九年官借の元金一千圓の返濟に充て、殘金悉皆を同校の維持資本となし、是を區役所に託して利殖を圖り、尙該校の位置市街の中央に在り、通學の便、建築物等頗る小學校に適當なるを以て、特に區民の希望を容れ、學校建物、器具等一切を引渡し、尙十七年九月敷地二千八百五坪を區有となし、積金の金利收入十七年千八百四十六圓。十八年千九百九十五圓あるに至り。比較的維持に苦まざりしと雖も。藻巖學校の維持は頗る苦心したり。開拓使時代に於て未だ其維持法を確立せず、經費は十三年三千四百八十四圓五十六錢。十四年千二百十八圓三十二錢一厘の不足金ありしも、當時は文部省配當委託金學齡一人十四錢の割を倍し、二十四錢宛を給する特別保護あるの外尙開拓使會計中より貸與と稱して流用支辨の便法ありしも、縣治時代に至りては然るを得ず。十五年四月敎育補助金制定に當り、分校を併せて僅かに一年三百圓宛の地方費補助の配當を受けたるのみ。學務委員等頗る苦心し、十五年中今の南一條東一丁目元陸運改良掛の土地建物の拂下を受け、又十四年中出願の學田地は十六年八月月寒村字厚別に於て、六十萬坪の引渡を受くる等著著維持法を講じ、又

十六年に限り分校補助百圓の配當を受け又同年八月同校修繕に當りては特に一千圓の補助を受く。當時の學校經濟は、協議費、積金利子、有志者寄付、授業料、地方費補助、及雜收入を以て維持せしが。其地方費補助は十八年四月以後特別補助通常補助に分ち、通常補助は就學兒童一名三十錢、不就學兒童十五錢宛とし、特別補助は土地の狀況に依るものと規定せり。

又十七八兩年に於ける區內公立小學校の收支經濟は十七年創成學校收入、積金利子、一千八百四十六圓八十錢四厘授業料六百六十圓五十五錢、合計二千五百七圓三十五錢四厘。支出二千五百四十圓三十六錢一厘。藻巖學校收入、協議費千百四十圓七十四錢、授業料四百六十六圓四十錢、地方費補助三百圓雜納金十五圓、合計千九百二十二圓十四錢。支出千七百二十一圓八十四錢八厘。十八年創成學校收入、協議費三百七十八圓二十九錢、積金利子千九百九十五圓九十三錢七厘、授業料八百十七圓三十二錢五厘、合計三千百九十一圓五十五錢二厘。支出三千九十一圓五十四錢二厘。藻巖學校收入、協議費千七百七十五圓四十三錢九厘、授業料四百七十一圓二十錢、地方費補助八十九圓三十錢、合計二千三百三十五圓九十三錢九厘。支出

二千三百三十五圓九十三錢九厘。豐水學校收入、協議費千二百九十五圓八十五錢二厘、授業料二百三十六圓五十錢、地方費補助六十三圓二十五錢、合計千五百九十五圓六十錢二厘。支出千五百九十五圓六十錢二厘。生徒一人の費用十七年五圓九十八錢六厘、十八年七圓二十二錢五厘に相當し、區費の大部分は皆小學校費目に投したり。

山鼻學校

山鼻學校は屯田地なるを以て特遇あり。始め經費一切國庫の支辨なりしも明治十四年十二月以降は諸俸給のみ國庫支辨となり、縣治時代に入るや、國庫支辨を廢して、地方費補助となり。十五年六百七十二圓。十六年五百六十四圓、續て同年四月以降減して三百圓の補助を受く十八年又二百二十八圓九十錢五厘に減せり。同年の總經費六百七十圓七十七錢二厘、補助以外は皆協議費及積金利子を以て經營せり。

白石學校

白石學校は始め一箇年三十六圓の地方費補助あり十八年二十五圓二十錢に減す。同年の總經費二百九十六圓二十三錢。補助以外は協議費及授業料によりて支辨せり。

苗穗學校

苗穗學校も亦始め一箇年三十六圓の地方費補助を受け十八年に至り二十四圓七十五錢に減す。同年の總經費百八十九圓六十錢四厘、補助以外は協議費、授業料を以て支辨せり、豐平學校は十七年公立となり協議費授業料及有志の寄付金を以て經營し、十八年に至り初めて九圓六十七錢五厘の地方費補助を受く、此歳の總經費百六十一圓五十一錢とす。

豐平學校

創成學校は十五年佐久間順美校長心得たり。縣立中は師範學校の管理を受け、公立後十七年七月北村映吉校長となる。薄荒學校は十五年三月首席訓導佐久間順美。創成學校に轉じ、水谷直孝校長となり、十七年轉任、五十嵐玄七郎首座訓導となり、十八年創成學校長北村映吉同校長兼務となる。第一分校は十五年水谷直孝校長、十六年合田丑彦首席訓導。豐水學校は十八年小谷徹五郎首席訓導。山鼻學校は十五十六兩年新妻八彌十七年池上孝太郎、十八年內田幸太郎首席訓導。白石學校は縣治時代中名古屋熊雄首席訓導。苗穗學校は十五十六兩年笠巻義藏、十七年野田豐治、十八年草刈永吉首席訓導。豐平學校は十八年寺田次郎首席訓導たり。縣治中貴顯高官の參觀薄荒山鼻兩校に於て最も多し。薄荒學校には十五年七月三日四鄕從道(當時農商務卿)同年十月五日山田顯義(當時內務卿)十六年三月二十七日三好重臣(當時陸軍中將監軍部長)同年五月二十九日佐久間左馬太(當時陸軍少將)大島義昌(當時陸軍大佐)同年六月二十三日田中不二麿(當時參事院副議長)等の來觀あり。

民間の學術的團體は、札幌農學校卒業生の輩出と、普通教育機關の設備と相待つて漸次其萌芽を生せり。勸農協會、北水協會、北海講學會等は札幌農學校卒業生を

勸農協會

幹部とせる者なり。札幌私立敎育會、札幌司典祉は普通敎育從事者を幹部とせる者なり。勸農協會は明治十四年二月以來、同志者札幌農學校に會議し、尋て宮崎道正、井川列、加藤義乘工藤精一、荒川重秀、渡瀨寅次郎、中島信之(以上札幌農學校關係者)鈴木大亮、佐藤秀顯、細川碧(以上開拓使官吏等創立委員となり、本道農業の進歩を謀るを目的とし、演說、通信、質問、諮問等を爲すの規則を編制し、十一月二十六日豐平館に發會式を擧けたり、同年十二月より毎月一回報告書を發刊(當時二百部宛印刷)し、又常集會を開きしが、縣治時代に入り頗る農事に貢獻せり。道廳時代に入り報告

北水協會

書を「北海之殖產」と改め又會名を北海道農會と稱せり。今日法定道農會の前身と見るも可なり。北水協會は本道水產の蕃殖改良を謀るを目的とし、伊藤一隆等專ら斡旋し、十七年十月一日設立し、十八年三月より報告書を刊行し、縣廳の水產記事登錄及び各種の試驗事業の囑託を受け、若干の補助金を附與せらる。北海講學會は十五年一月創立、十八年春迄繼續せしが、農學士及び篤志家が每月一回通俗學術講談會を公開したるが其他、又貧民兒童敎育の爲め共濟三錢會社を企て、法律講談會を開き、官費醫學生の養成法を設くる等、聊か其端緒を開けり。札幌司典祉は水

北海講學會

札幌司典祉

札幌私立敎育會

谷直孝前野長發等斡旋し、十六年三月創立、他日の圖書館を期したるものにして、寄附金を集め、書籍を購入し、公衆に便覽せしめ、其書籍は僅か七百冊に過ぎざりき。札幌私立敎育會は明治十五年三月師範學校小學校敎員及學務課員等發起して、敎育上に關する談話演說等を爲したるに基き十七年六月以後敎育會彙報を發行す。十八年八月以後縣廳補助金百圓を付與し、縣廳の敎育通信事項を掲載せしむ。

札幌市街掃除規則

第九節　衛生及醫事

衛生の設備は漸次發達したり、縣廳は開廳の時既に衛生課を新設し、十五年六月先つ札幌市街掃除規則を定め、又衛生委員三名を公選し、區役所內に衛生主任書記を置けり。該掃除規則の要領は左の如し。

(一)居宅周圍の道路は不潔なき樣掃除し、其塵芥は區役所指定の場所に投棄し、降雪は通行の妨とならざる場所に投棄、道路の中央に積置又は川中に投棄すべからず。

(二)橋梁は戶長擔當便宜の方法を定め掃除す。

(三)下水及埋樋は每年春秋二季定期大浚を爲し、土砂塵芥流水を妨くる時は臨時取除く事。

(四)下水を浚へたる汚泥塵芥は人家遠隔の地に搬出、警察屆出の上燒捨て之を路傍に埋積し、又は

道路修繕等に用ゐべからず。

(五)炎天の候及烈風の節は可成路上に水を灑く可し。但し、溝渠の汚水汚穢物を洗滌したる水は決して路上に灑く可からず。

(六)市街掃除の責任は、官私の別なく地主地借店借を問はず總て現住者負擔。(ロ)家屋兩側に在るものは、道の中央を折半して負擔し、其片側なる場所は全路負擔。(ハ)空屋空地の周圍は其家主地主の負擔。(ニ)下水溝及修繕等は、地主負擔。

(七)掃除又は下水溝不行屆の時は戸長之を行ひ、其費用責任者より徴收す。

衛生局長來札

明治十六年九月、內務省衛生局長永井久一郎來札、區役所に於て區內衛生委員及市在重立たる者を集め、衛生上の演說を爲し、又諮問する所ありたるが、其歲十月該規則を廢し、更に規定する所ありたり。其改正の要點は、下水掃除の責任者を其淺方は現住者、其修繕は地主負擔と改め、炎天烈風の際に於ける撒水規則を廢し街路便所取扱方の新定したる等其他は多く文字句章の改正に過ぎざりき。後十八年六月札幌區役所又札幌市街道路掃除法なる者を定めたるが、該規定は稍進歩したる者にして、塵芥請負人を設き、該請負人は日日人夫及馬車を準備し、市街を巡回して塵芥を運搬する者とし、其費用は協議費負擔とせり。當時の規定要略左の如し。

市街道路掃除法

(一)街路の掃除に草根を除き塵芥を去り溝渠を浚ふ。(二)掃除は現住者又主管者の負擔たるべしと雖も、塵芥等運搬せしむる爲め四月より十月迄請負人を設く。(三)區吏及衛生委員巡視に當り不潔物あるか若くは根草を取り除かざるものあれば、負擔者に諭して掃除せしむ。(四)負擔者若し說諭を用ひず掃除を怠る時は、掃除規則第十條後段に據り請負人に命して之を爲さしめ、其費金を徴收す。(五)掃除したる塵芥は桶或は箱等へ各自適宜取纏め置く。(六)請負人は人夫及び馬車を準備し、毎日市街を巡回し、各戸に取纏め置く塵芥を便宜の捨揚に運搬す。(七)請負人の賃金は協議費を以て之を支辨す。(八)降雪を取り捨るは現住者及び主管者各自の負擔とす。(九)雨四五條四三四丁目番溝野原內は現住者別段の規約を設け負擔するも雖も、萬一掃除を怠る時は、第五條の例に依て處分す。但、街路は一般の方法に依る。(十)此方法施行の日より區吏及び衛生委員、隨時街路を巡視して掃除の整否を監視す。

衛生委員

又衛生委員は戸長選擧長となりて公選し、其結果を區長に呈出し、區長は縣令の認可を經て其當選狀を交付する規定なりしが、其職務は頗る繁多にして、區町村の便宜により、名譽職又は有給職たるありしが、札幌區は多く名譽職となしたり。十五年六月の規定の該委員職務條項左の如し。

(一)婚姻出產死亡流產の員數を取調、毎月之を區長に申出る事。(二)市街道路井戸、水道、下水、便所、厩溜、芥溜等を清潔ならしむる爲め、其掃除方に注意し、又建築修繕等に付き漸次改良の見込を立る事。(三)學校、病院、囚獄、旅籠屋、借屋、芝居、貸座敷、湯屋、温泉場等の掃除方竝に建築方に注意し、衛生上の利害

を考へ漸次改良の見込を立つる事。(四)市場、製造場、牧畜場、屠畜場、魚干場等は其位置及建造方に注意し、健康を害すべき事由あらば之を改良する見込を立つる事。(五)腐敗せる魚、鳥獣肉、蔬菜類、不熟の果物、不良醸造物及び贋造の粉類等の販賣に注意する事。(六)飲水、水牛乳の善惡、其他飲料の腐敗變造等に注意する事。(七)藥劇藥、賣敗藥、墮胎藥及製藥賣藥等の取締に注意する事。(八)飲食物、玩弄品等の著色料に注意する事。(九)墓地の位地經界を見定め、及埋葬、火葬の手續を考へ區長に通知する事。(十)埋葬場の地形、火葬場の建造方を吟味し、其取締の方法を考へ、殊に傳染病流行の時には埋葬火葬日日の員數を取調毎週之を區長に申出る事。(十一)虎列剌、腸窒扶斯、發疹窒扶私、疱瘡、麻疹、實扶的里亞、赤痢等の傳染病ありて、醫師より申出るときは直に之を區長に通知し、速に隔防法に取掛る事。(十二)家畜傳染病流行するときは、之を區長に通知し適當の隔防法を爲す事。(十三)各種傳染病の勢次第に盛なる時は區長の指揮を受け、町村の適宜を以て臨時衞生委員を增加し、消毒の方法及患者の引分け方等を協議し、其處分をなす事。(十四)傳染病の種類により消毒の方法患者の引分け方等に付其輕重を斟酌する事。(十五)人家稠密の町村に於ては避病院の場所を見定め、患者取扱の當否に注意し、患者の出入全治死亡等を日日區長に申出る事。(十六)町村内の未だ種痘せざる者を取調普く種痘せしむる樣盡力する事。(十七)疱瘡流行の時には說諭して再三種を促かす事。(十八)町村内の醫師より出だせる種痘の統計表を取纏め、毎朝之を區長に差出す事。(十九)獸毒檢査所ある町村にては、毎月其統計表を區長に差出す事。(二十)傳病、腐氣癘疾等地方病の有無其類別及び多少に注意し、之を區長に申出る事。(二十一)町村の便宜に從ひ其公購によりて町村醫を設け貧民救療の見込を立つる事。(二十二)衣食住其他習俗の健康を害すべきものに注意し區長に通知して改良の見込を立つる事。(畜生委員は十八年八月三十一日廢止し其事務は區戶長をして取扱はしむ)

始め該委員は選擧の結果、石川正藏等當選執務したりしが、後十八年公選制を官選制に改め、總て從前の委員を廢し、更に縣廳より區内に、二宮爲信、我妻友三郎の二名を官選したり。

當時産婦汚穢物等は人家近傍に埋むる習慣なりしが、十八年八月區民田中嘉助其取扱業務を出願せしを以て區役所は布達を發して該汚穢物等は成る可く同人に託し投棄すべき旨を諭せり。

産婦汚穢物

墓地火葬場取締

墓地火葬場取締は、十六年中規定する所あり、後十七年十二月之れを改正して管理者設置、墓地火葬場距離、埋葬時間、擴穴の深淺墓標建立等を定めたり。

産婆

産婆は、開拓使時代に於て明治十一年中既に産婆敎習所を置き、十四年一月産婆試驗法を設け、以て其改良を圖りたりしが、十六年十月又更に産婆取締規則を設け、醫學校卒業證書、産科醫師就學の證書を所持する者の外は、總て試驗を要する事となせり。

醫員の養成

醫員の養成は、開拓使の當時曾つて札幌醫學校の設けありしが、十八年三月縣廳

は醫師養成規則を定め、希望者を募り學資を給して、特許醫學校に入學せしめ、其卒業後は本道に於て醫業に從事すべきを誓はしめ、金澤醫學校に若干名を入學せしめたり。

札幌病院

開拓使の札幌病院は、置縣以後縣立病院となり、馬島渡院長の任に當り、副院長三田村多仲以下の醫員あり、札幌農學校雇教師カッターを顧問となし、專ら札幌區民の醫療に從事し、私立開業醫未だ起らず。

製氷

其他、豐平川に製氷を開始する者あり、因つて十七年製氷取締規則を定めて衛生上の注意を爲し、又十五年全道虎列刺病發生に當り札幌は患者僅に二名內一名死亡に過ぎざりしも、十八年の麻疹流行は其勢頗る猖獗を極むるを以て、各學校に二週間內外の休業を命して其蔓延を防ぐ等衛生上の施設漸次進歩の狀況を呈せり。

第十節　警察

札幌警察署

縣治の初札幌警察署は、縣廳の警察本署と合同し、札幌警察の事務は本署之を取扱ひしも、同年九月に至り之れを分離したり。署長は縣治時代を通じて警部東海林雄吉之れに當る。署員は縣治四年間の平均數、警部三人五分、巡査四十五人七分、附屬員四人八分にして、巡査一人は人口二百二十九人五分に當る割合なり。又十五年の巡査四十一人は十八年五十一人を承け區內五箇所（薄野、南一條西七丁目、北三條東二丁目、創成橋畔、南五條東三丁目）に配置せしも、直に減して薄野及北三條の二派出所となしたり。十六年更に創成橋畔を再興して三箇所となしたり。當時警察事故の比較的多きは證券印紙規則違反、官署の召喚に應せざる者許可なくして地方稅に關する營業を爲したる者、貨幣其他物品の遺失物、牛馬逸走、竊盜賭博等なりき。違警罪の種類は幾度か追加增補して頗る複雜となり、自宅前の街路を許可なくして善意の修繕を爲して違警罪に處せらるゝ者あるに至る。藝娼妓營業取締規則も幾度か改正せられ、士族の貸座敷娼妓營業を禁じ、賦金は十六年四月貸座敷は上等五圓下等二圓、娼妓は上等二圓下等一圓と定め。十七年十月之を減じて娼妓上等一圓五十錢、下等七十五錢となし。十五年湯屋の男女混浴を嚴禁し。旅人宿、料理屋、飮食店、密賣淫娼妓徵兵檢查規則等を發布したる等多く開拓使時代の規則を改廢したるが、此時改正したる消防規

警察事故

遊廓跡

三業

其他規則

則及市街街路取締の要領は左の如し。

消防規則の改正

消防規則の改正　十五年四月消防規則を改正し其事務を總て警察署の所轄となし消防器械及諸給與品等皆協議費の支辨となし、其給與額を一人一年金一圓宛と定め、洪水暴風の際も倘消防夫の防禦の務に任ずる事となし、洪水暴風は警鐘四つ打となし、別種の必要器具を給與し、尚出火等に當り消防夫の本據地を一定し、之を集合所と名づけ、警部巡査若は組戸長は必ず該所にありて消防上の駈引進退の評議は皆其處に於て爲す事と一定し以て、稍消防組織の秩序を立てたり。

街路取締

街路取締　十五年五月札幌市街路取締規則を發布す。其要目は街燈點燈招牌標旗等の建設は下水先一尺限の車道路端二尺を下水地と認むる事、日除け張出し、物品排列は下水より三尺限の事、荷車其他諸車は往來の妨害となる所に置く可からざる事、街路に於ける荷揚木挽及木材石材を工事の爲め街路に置く場合、板圍足場設置の場合、路傍に屋臺店を出す場合に警察署の許可を受く可き事若し此規則に違反する時は違警罪に處すべき者と定めたり。而して其翌月に至りて又縣廳の許可なくして街路の盛土土砂盛下水線の留土、新下水の開鑿等善意の行爲を爲したる者に對するも尚且つ違警罪に處するの追加規定を公布し、翌十六年五月其善意者を刑罰に處するの規定を廢す。

第三章　移民狀態及村落の開發

第一節　緒論

移民規則

縣治時代に於ける移民は、募移轉籍規則に因る貧民、及農商務省の北海道移住士族取扱規則に準據する者なるが、十七年度以降は移住士族は屯田兵に屬し、陸軍省所轄となりたり。因つて此時代に於ける移民は縣廳取扱に係る少數移民と、屯田兵募集に屬する者にして、幌內鐵道の開通、樺戸、空知兩集治監の設置によりて、奥地の開發を見たると、札幌の北方に山口村前田村の設置ありしに過きず。當時の移民狀態を見るに屯田兵は比較的良民にして、又移住後も困難寡なし、特に兵農兩備の便あり。移住士族取扱を陸軍省に移したる、其旨趣畢竟茲に在り。因つて縣治時代に於て他の多く消極的なりしに反し、獨り積極的なりしは屯田兵の事業にして、十八年五月には屯田兵條例を改正し、屯田兵事務局を屯田兵本部と改め、永山大佐を少將に昇任して本部長となし、家村大佐を次長となし、本部及第一大隊本部を

移民狀態

屯田兵

札幌に置き、大に其募集に著手し、根室室蘭等にも中隊兵村を設置したるが。札幌附近に於ては、江別及篠津に大兵村を設置し。兵事に於ては十八年九月函館要塞の中隊と、共に豐平川を挾んで對抗運動を爲すに至りしが、農事稼穡の事亦著著進歩したり、開拓使舊移民、縣廳の募移民及幌内鐵道と奥地開發亦自ら歷史あり。

第二節　舊移民の艱難及救濟策

資本の缺乏と、運輸交通の不便とは、縣治時代に於て札幌市民及附近農民を苦めたり。開拓使時代に於ては、資本に乏しき者あれは之を貸與し、道路の通せざるあれば之を開鑿し、物産の消流壅塞すれは卽産物買上の法ありたりしも、縣治時代は皆之を廢せり。資本足らされは新に業を起すを得ず、道路通せされは産物消流の途なし、産物壅塞すれは則ち資本益〻窮して、生活の難易に波及せり。

當時札幌附近に於て馬車道を通する者僅かに市街の近傍と、錢函、島松、石狩に至るの三線路あるのみ。其産物を市場に搬出する、既に高價の勞力を要するのみならず、移民の增加と共に農産物の産額亦增加し、札幌に於ける諸製造業の原料品及

小樽輸出原料品の供給、其需要に超過せしに、往時の如く産物買上の方法を以て其適格の價値を維持する能はすして、物價忽ちに下落せり。而して更に之を府縣に輸出せんとせは、府縣亦十四年來の全國不景氣の渦中に在るのみならす。十五年の調査によれは小樽港より農産物を東京に輸出せんとせは、一割四分乃至三割の運賃を要し、且つ又之を小樽に搬出する既に容易にあらす。到底收支相償ふ可きにあらす。試に菜種、大豆、大小麥の四種を東京に輸出せんとせは、平均百石に付七十三圓七十五錢の損失ある有樣なりき。唯小豆に於て二百五十八圓四十錢の利あるを見たるのみ。因つて翌十六年縣廳は、札幌近傍の小豆、百八十四俵を三井物産會社に託して東京に輸出し、大に聲價を博して將來の重要輸出品の濫觴を爲したるに過きす、而して加ふるに霖雨旱魃蟲害を以てす、當時の事以て想ふ可きなり。斯の如き農産物の不況に加ふるに、當時の官營事業は其規模を縮少して、民營事業尙未だ勃興の域に至らす勞働賃銀は益〻下落し、勞働者糊口に窮して漁業に轉する者あるを以てす。從つて商況振はす、人口の增加ありと雖も商店の賣上代金は漸次に減少し、金融は益〻壅塞し、三井銀行、第三十三國立銀行、山田銀行の各出張店ある

金融

も、官廳の現金取扱と僅かに爲替取扱を爲せるのみ。一般商業界に金融を圖るの信用程度に至らず。因て市民中一株五百圓宛を以て親睦舍なる金融團體を組織し、毎月會員會合、入札貸付の方法を設けたりしも是亦幾何もなく十五年七月に解散し、其他各所に小額の積金講あるの外唯高利貸借の個人間に行はるゝあるを見るのみ。

縣令の救濟案

茲に於て調所札幌縣令は、十七年五月内務農商務兩卿に其救濟策を建白せり。其要領は(一)縣廳は國庫より十萬圓を借入れ之を農業資本として農民に貸付の方法を立て、又(二)毎年國庫より十萬圓宛の下附を得て、陸運の道路を開鑿し、(三)毎年三萬圓宛移民渡航費を增額して、農民の移住を擴張せんとするにありたり。而して其道路開鑿初年度の計畫は、北は石狩市街に起て、石狩川沿岸茨戸、當別太、對雁、江別村に至り。東は千歳川西岸千歳太に起り、島松川西岸に沿ふて島松村に至り。南は島松村に起り、月寒の原野、平岸、山鼻、圓山、琴似、手稻、錢函村に至り西は錢函村に起り、石狩市街に至る間に位する平地に於て、概ね十八町乃至十二町迄を一區域となし、縱橫に線路を分畫し、延長里數凡そ百七十六里を開鑿せんとするにありき。又

北海道運輸會社

其農業資本貸付方法は、縣廳は其國庫より借入れたる十萬圓を資本とし、大小麥、小豆、菜種、麻、藍等輸出交易に適する產物を收穫する農民に限り、一把の麻、一俵の麥を採取するも、直に之を抵當として、相當の金額を貸付け、收穫の時に至れば、官吏村落を巡り、其輸出販賣に適する品種は、其數量を改めて、受領證を交付し、農民は其受領證を郡區役所に持參し、引換に現金の貸借を受け、縣廳は其受取たる現品を輸出便宜の場所に收集し置き、船積石數に達するを待ち、之を東京其他の市場に送りて販賣し、其收入金中より運賃保險料及貸付金を引去り殘餘を農民に下付し、其費用中取扱に關する諸費竝に藏敷料は地方費より補助すると云ふにあり。其倉預證を抵當とせず、又農耕地に在る未製品に對し貸出を爲さんとするは、現時佛國に行はるゝ青田貸付銀行の制度に似たる者あり。今日より之を見るも頗る進歩したる保護政策なりしも、政府遂に其建言を採納するに至らざりき。唯明治十五年春杉浦嘉七、堀基等の創立せし北海道運輸會社は、十六年三月資本金を增額し、陰に三菱會社の海漕業と競爭を試み、幾分の運賃を低下し、又廻漕數を增加し、續て十七年十月三菱と合同したりしが、開拓使時代に比し、稍運賃低落し、物產の消流を助けたり

しと雖も、尚未だ本道産物を東京其他の市場に搬出して、收支相償ふを得るに至らさりき。

去れど縣治時代の札幌及其附近は、開拓使の保護を放れて以來天災地變斯の如くなりしと雖も、而かも其堅忍不拔獨立の氣象は實に全く此時に養成したる者と云ふべきなり。

第三節　新移民及其慘狀

縣治時代に於ては固より開拓使時代の如き優渥なる移民保護の恩典なしと雖も、多少類似の者なきにあらず。其の一は十五年四月制定の轉籍移民手續にして、其一は、十六年六月規定の移住士族取扱規則なり。前者は專ら貧民に限り、其保護は給與主義にして、假家作料十圓營業器具代金八圓五十錢を給與し、尚農民には種子料をも給與するの制なり。後者は士族中の貧民にして、本道に移籍して農業に從事せんと欲する者に限りて適用し、其保護は貸與主義にして、其人員を百五十戸に限り、渡航費、米鹽、農具、農牛馬、種子、假家作料等一戸三百三十三圓を超過せざる範

轉籍移民手續

移住士族取扱規則

圍に於て、七箇年据置二十箇年賦にて貸與するの法なり。又移住者には先づ三町歩を貸與し三箇年間に成墾せしめ、成墾後は地積一万坪迄を貸與す、其墾成功程を一日二十坪と定め、若し其功程を怠る時は、貸與米噌等を停止する事あり。移住者は一戸中必ず强健なる男女二名以上あるを條件とし、移住後二十五年間は他業に移るを許さず、又其貸付地は素地代價千坪五拾錢以下成墾期間を七箇年と定め。滿期三年間に素地代價を上納するを待ちて所有權を與へ、二十箇年間は、素地代價を地價と定めて地租を納めしめ、若し素地代價を納めざる時は、地租同樣の貸地料を徴し又貸與金額も期日に至り返還を怠る時は、年一割二分の利息を付するの定めなり。

貸民收容主義

開拓使時代に於ては、北門の鎖鑰論を以て、國家的觀念を鼓吹して移民に獻身的渡道を奬勵したりしも。縣治時代に至りては轉じて貧民收容主義となりたり。樺戸に集治監あり、空知にも集治監ありて、本道は既に重罪囚の流島地となりたるに、今又十四年以後府縣に於て全國不景氣の結果、多數發生したる其貧民の收容場となりぬ。茲を以て明治十七年東京府知事外二

貧民收容主義の結果

十九縣令は、本道三縣知事及屯田兵司令官と連署して、移民增發を請求するに至れり。

縣治時代の貧民收容主義は其結果極めて惡し、貧民を移して失敗したる前例は明治初年千葉縣三本木に東京府下の貧民を移して歸農せしめたるあり。又開拓使の當初根室に移住せしめたるあり。殷鑑斯の如し。縣政豈獨り好果を得るの理あらんや。十五年春以來移住者の中篠路村百五十名、月寒村五十名、區內五十名の如き、皆無資無產、著後直ちに糊口に窮す。其內篠路移民の如く、其首唱者の爲めに渡航費一萬二千餘圓の保護金を費消せられたるものありしも、多くは窮して尙勞働を欲せず、坐して官廳の保護と他の救助を仰ぐのみ。翌十六年二月に至り、生計益、困難に陷り、寒天單衣食を路頭に乞ひ將さに飢餓に迫らんとする者あるに至る。茲に於て札幌小樽及村落の先住移民等、各金圓米穀を恤救して、僅に飢餓を免れしめたり。當時縣吏某月寒村に於ける福岡縣移民を訪ひ、其狀況を復命したる者、頗る其實狀を明かにする者あり。

福岡移民の狀況

月寒村に在る報告社員即ち福岡移民の如きは、未だ就產の道立たず、頗る窘窮にして其生命旦夕に迫るの間えあるを以て、路次親く、就て其現狀を目擊するに、果して其既に途はず。現戶數十二戶

ありと雖も、家屋は皆笹葉を以て葺ひ、薄漉な土上に敷き以て僅に風雪寒威を防ぐものゝ如し。此時戶主は皆當區役所に出頭せし趣にて、其詳細なる事を知るに由なしと雖も、現在婦女子二三名を招集して、目今の起居竝に將來の目的を問ふに皆曰く目今主として營業とするものは薪を伐り炭を燒くに止まると雖も、未だ炭釜の宜きを得ず、一日僅に十錢內外を燒製するのみ。之れを以て全戶を養はんとするも、唯數口を糊するに足らず。故に他に營業を求むるも、資本なく著手し難し、萬止を得ざるを以て、水の如き粥を吸て其生命を繫き、唯運を天に歸するのみと。而して其言ふ所を玩味するに、一を語て二に移らんとする時は、皆に資本の乏きを訴へんとするものゝ如く、固て盲語を和らげ若し人ありて其願ふ所の資本を貸與するものあらば、一事業を起すや否を問へば忽ち形を變じ喜悅の色を現はし、果して貴既の如く資本を貸與し玉ふものあらば、必ず立派なる事業を起し、將來の基礎を定め、以て其恩に酬ひんと答ふ、依て其事業を問へば圖踏淮盲答ふる能はず。宛も提風撮影の盲に似て、未だ確乎たる目的あるにあらず。頻りに其資本の乏きを口實として、他に救助を需め若し救助するものあらば、之を以て暖衣飽食の用に供するなきやを疑はざるを得ず。

既に斯の如し、縣吏田內捨六移民給與の規則廢止を當局に建白して曰く、『今日實施の狀況を察すれば、內地の破產、無賴餓饑に迫るも、自ら勞働して己を救ふの術を知らざる天下無用の人民を當道の寶國に移住せしむるの階梯に過ぎず。或は悧口奸曲の徒をして、欺言巧策を逞ふして數多の良民の一生を誤らしむるの具た

るのみ。或は忍耐有爲の民をして、政府に依賴するの怠惰心を起さしむるの器たるが如し。嗚呼開拓を奬勵するの器は、却て惡弊を生じ、開拓を退歩せしむるに至る云云』と。

移民減少

縣廳も亦爾來確實なる自費移住者は之を保護し、又十六年移住士族取扱規則に據れる岩見澤移民の如きは、斯の如き慘狀を呈するに至らざりしも、移民漸次減少、十七八年に至りては、區内の新移者、一箇月一戸或は二戸三戸に過ぎざるに至れり。

札幌附近移民表

十六七兩年に於ける札幌附近村落の移住者年月其他戸口給與表は左の如し

移住地	移住年月	戸數	内譯 士族	内譯 平民	人員	内譯 男	内譯 女	給與金（圓）	原籍
平岸村	明治十六年九月	九		九	四二	二四	一八	三四五七五〇	廣島縣
同	同月	六		六	二七	一三	一四		同
篠路村	同月	一	一		二	一	一	八九一〇〇	山口縣
同	同月	三		三	一二	七	五		同
圓山村	同月	三		三	八	五	三	六三八〇〇	長野縣
白石村	八月	二		二	八	四	四	四〇〇〇〇	同
同	同月	二		二	七	三	四	四三八五〇	同
同	明治十七年二月	一		一	六	四	二	三〇〇〇〇	青森縣
篠路村	三月	一	商	一	五	二	三	一八五〇〇	福井縣

移住地	移住年月	戸數	内譯 士族	内譯 平民	人員	内譯 男	内譯 女	給與金（圓）	原籍
平岸村	明治十七年十月	二		二	六	四	二	四五〇〇	廣島縣
同	同月	一		一	四	二	二	三三五〇	同
月寒村	同月	三		三	一二	八	四	六七五〇〇	同
上手稻村	同月	二		二	七	三	四	四三四五〇	山口縣
山口村	同月	二		二	八	三	五	四一七五〇	同
札幌村	同月	一		一	二	一	一	三〇〇〇〇	秋田縣
同	十一月	一		一	一	一	〇	三〇〇〇〇	福井縣
苗穗村	十二月	一		一	一	一	〇	三〇〇〇〇	山形縣
同	明治十八年一月	一		一	三	一	二	三〇〇〇〇	岩手縣

移住地	移住年月	戸數	内譯 士族	内譯 平民	人員	内譯 男	内譯 女	給與金（圓）	原籍
丘珠村	同月	二		二	二	二	〇	四〇〇〇〇	同
同	同月	一		一	一	一	〇	二〇〇〇〇	靜岡縣
白石村	同月	二		二	一〇	五	五	六三五〇〇	長野縣
上手稻村	五月	五		五	二一	一三	八	一〇六六五〇	山口縣
平岸村	同月	八		八	二一	一二	九	一七八七五〇	廣島縣
月寒村	同月	四	二	二	一六	八	八		同
同	同月	八		八	三八	二四	一四		同
同	同月	四		四	一三	六	七	四二八〇七五	同
同	同月	一		一	四	一	三		同
同	同月	一		一	五	三	二		同
山口村	六月	二九		二九	一二九	七一	五八	六〇九五〇〇	山口縣
同	同月	一三		一三	一〇三	五一	五二	四三八〇〇〇	廣島縣
雁來村	同月	二		二	八	三	五	四〇〇〇〇	山形縣
計 九箇村		一二六	三	一二三	四九七	二七二	二二五	二、五四五一五〇	七縣
月寒村	明治十七年八月	三		三	一〇	五	五	六七五〇〇	廣島縣
雁來村	同月	一		一	一	一	〇	二〇〇〇〇	新潟縣
札幌村	同月	一		一	一	一	〇	二〇〇〇〇	岩手縣
丘珠村	同月	一		一	一	一	〇	二〇〇〇〇	新潟縣
篠路村	九月	一		一	一	一	〇	二〇七〇〇	山口縣
同	同月	二		二	七	三	四	四五六〇〇	同
山口村	同月	六		六	一六	一〇	六	一三三二五〇	同
上手稻村	同月	一		一	二	二	〇	二〇七〇〇	同

移住地	移住年月	戸數	内譯 士族	内譯 平民	人員	内譯 男	内譯 女	給與金（圓）	原籍
篠路村	同月	二		二	三	二	一	二〇〇〇〇	新潟縣
雁來村	同月	二		二	三	一	二	二〇〇〇〇	兵庫縣
篠路村	四月	二		二	一一	六	五	四七七〇〇	山口縣
上手稻村	同月	一		一	七	四	三	三一〇〇	同
同	同月	一		一	一	〇	一	二〇〇〇〇	廣島縣
豐平村	同月	二六		二六	一二八	六三	六五	五七一五〇〇	福岡縣
札幌村	同月	一		一	一	一	〇	二〇〇〇〇	富山縣
同	五月	一		一	六	四	二	二〇〇〇〇	青森縣
花畔村	同月	一		一	一	一	〇	二〇〇〇〇	新潟縣
山口村	同月	五		五	三一	一六	一五	一〇一三五〇	廣島縣
苗穗村	同月	二		二	一二	六	六	四〇〇〇〇	福井縣
丘珠村	同月	一		一	一	一	〇	二〇〇〇〇	同
苗穗村	同月	一		一	四	三	一	二〇〇〇〇	山形縣
上手稻村	同月	三		三	一二	五	七	六一七五〇	山口縣
下手稻村	同月	一		一	六	三	三	二〇〇〇〇	同
山口村	同月	一		一	一	一	〇	二〇〇〇〇	同
篠路村	同月	四		四	一九	一二	七	九二六〇〇	同
山口村	同月	一		一	五	二	三	二〇〇〇〇	廣島縣
下手稻村	同月	一九		一九	九五	四九	四六	三八一八〇〇	同
苗穗村	同月	一		一	五	二	三	二〇〇〇〇	福井縣
同	同月	一		一	七	三	四	二〇〇〇〇	同
同	同月	一		一	三	一	二	二〇〇〇〇	石川縣

移住地	移住年月	戸數	内譯 士族	内譯 平民	人員	内譯 男	内譯 女	給與金	原籍
上手稙村	九月	一		一	二	一	一	國 三〇五五	靏島縣
同	同	一		一	二	一	一	三〇四〇〇	同
上白石村	同月	一		一	二	一	一	三〇〇〇〇	宮城縣
同	同	一		一	四	二	二	三〇〇〇〇	山形縣
圓山村	同月	一		一	六	二	四	三〇〇〇〇	靏島縣
平岸村	十月	九		九	三元	八二	一三	二四〇〇〇	靏島縣
苗穗村	五月	一		一	二	一	一	國 三〇〇〇〇	靏島縣
山鼻村	同月	二		二	四	二	二	三〇〇〇〇	新潟縣
同	同月	一		一	二	一	一	三〇〇〇〇	山形縣
計十四箇村		三九		三	一〇八	五四	五四	四五、一八〇〇	十四縣
總計		三九		三	一〇八	五四	五四	四五、一八〇〇	十六縣

第四節　幌内鐵道と奥地開發

初期の鐵道計畫

開拓使時代に於て開通したる札樽鐵道は、初め札樽間交通は寧ろ從たる目的にして、其主意は幌内炭山に在り。幌内より幌内太に鐵道を布設し、石狩川運に據りて搬出せんとしたる計畫を變更したるに過ぎず。幌内炭山開鑿は開拓使重要事業中の重要事なりき。明治九年三條太政大臣の御代覽は、初め幌内炭山巡視の豫定なりしも、大臣病痾の爲め伊藤博文山縣有朋をして代りて視察せしめしのみ。其重要視せる斯の如く、既に十二年より坑道の掘進に著手し、十四年末には三千四百六十六尺餘を掘鑿し、車道三里二十町八道千四百間隧道十四間、官舍、火藥庫、坑夫

幌内炭山の掘採

幌内鐵道の進行

小屋、器械場、木工場等成り、幾多の雇外人等巡視し、又常住執務者ありて、千餘噸を採掘し、其歳七月には工部卿山尾庸三、英人ゼー、チャンブルスを從へて、親しく巡視するに至る。而して幌内鐵道の進行は、十四年四月技師平井晴二郎監督の下に、札幌江別間線路切開の土功に著手し、創成川を新築線路の基點と定め、苗穗、雁來、岡陵起伏の間を過ぎ、上白石の平地より厚別の泥炭地に出で、野幌官林に入り、海拔百四十五尺の處を低下して江別平原に出で、十四年十一月には既に札幌以東、野幌陸橋迄八英里間の運搬汽車の運轉を開始し、十二月には豐平川其他二十八箇所の橋梁皆竣工せり。而して廢使置縣後は、鐵道は炭山と共に工部省の管轄と爲り後十六年二月又北海道事業管理局の所轄となりたりしも、事業の方針に變動なく、十五年十一月既に全部の開通を告げたるを以て、直に運轉を開始し、其月十八日炭山開場式を擧行し、官民を招待して、炭山に導き、歸りて豐平館に祝宴を開き、翌十六年九月十七日初めて鐵道の開通式を札幌に擧行せり。先是十二日小松宮彰仁親王、御來札あり、陸軍卿大山巖參謀本部次長曾我祐準、工部大輔井上勝亦來り、十七日試乘幌内に至り、午後四時歸札、直に式場に莅み、親王の祝詞あり、大山巖農商務卿に代り、又管

鐵道開通式

小松宮彰仁親王

理局長安田定則各答詞を奏り、式了りて、併及餞を群集に撒き、豐平館に夜會を開き、東京より聘したる音樂隊樂を奏し、土人女子舞踏を爲し、煙花數十を揚げ、頗る賑へり。

鐵道開通の影響

幌内鐵道の開通は、獨り幌内炭を市場に搬出するのみならず、札幌以東の奥地開發の因を爲せり。先是、對雁以東土人小部落の外、邦人の常住者なき奥地は、十三年以降月形潔典獄と爲り、樺戸集治監の經營に著手し、十四年海賀直常先づ囚徒五十人を率ゐ來りしが、此歳又篠津太に露國式丸太組兵屋二十戸を建築し、先づ十九戸を移植し、續いて二十戸を容れ、後又十八年に三十戸、十九年に二十戸を移植して篠津屯田兵村を作り、十六年四月には、字幌内幌向兩村を幌内村幌向村及市來知村と爲し、江別には同年二月、十七年に七十戸、十八年に百八十三戸、十九年に百五十戸を引續き移植して、江別大兵村を作りたり。又十七年七月より十八年九月に至る迄、士族移住規則により、山口、廣島其他十縣の士族二百七十一戸、千三百六十五人を岩見澤に移して、岩見澤村を開設し、次で又集治監所在地に月形村を置けり。幌内鐵道は漸次益、其沿道奥地の開通を促せり。

月形村
篠津屯田
幌内村
江別屯田
岩見澤村

第四章 農業

第一節 緒論

縣治時代

縣治時代四年、其前半は或は蟲害中の最も恐るべき蝗群に襲はれ、或は曾て經驗なき蘿蔔蕪菁果木等の特發蟲に苦められ、或は霖雨に洗はれ、或は旱魃に害せらる。而して能く彼等と奮闘し、其間に於て農業假博覽會、北海道共進會を札幌に開催し、其後半稍、僅に愁眉を開きたるもの是れ實に札幌縣治時代の農業歴史なり。

蟲害、霖雨、旱魃

物産共進會

開拓使時代に於て札幌附近に移住して、村落を組織したる農民は、皆開拓使保護移民にして、優渥なる扶助に浴したりき。彼等は當に其扶持保護を受くるの間に於て、夙に其新天地の新基礎を築設すべきに拘はらず、國恩の厚きに慣れ、安逸遊惰、徒に酒色に耽りて業務に精勵せず、袖手して四圍を悲觀し、扶持米に坐食して産を破り、遂に離散したる者寡からず。然るに縣治時代に入るや、彼等に對する保護期限既に終了し盡すと共に、惰民亦散し盡し、堅忍不拔の精神ある殘留者等、漸く其獨

縣治時代の特色

立の氣象を鼓舞振作し、大に發展を策して、土著永住の基礎を確立すべきの秋に際會せり。然るに天災地變の頻に到る斯の如し。天の將に大任を下さんとするや、先づ之を苦むる者、夫れ茲に在るか。

縣治の當初十五年夏縣吏石川某の札幌附近を巡回して、其農況を調査したる者あり、當時の狀況を詳にす。蓋當時札幌の四圍の開發之に過ぎずして、未た奥地に到るを得ざりしなり。

札幌附近村落農況

七月十七日札幌を發し、直に雁來村に至り里正に就き農況を尋ぬ、本年五月の交豐平川の洪水に際し、穀菜播種の季節爲に遲延せりと、然れども圃地は更に害なきが如し、唯愛育社の耕地は砂礫を流し、恰も磧原の如きを以て、植物豐穣せず、此地に最も能く適應する作物は大豆大豆の二種なり、路左折苗穗村を過ぐ、初め監獄本署の開墾地を見るに、雁來村に比すれば農況稍佳良なり、尚農事を里正に問ふに、穀菜皆能く豐熟すと、行て見る果して然り、以て農家の勉强なるを知るに足る、路尚左折札幌村に逢す、地味苗穗に次ぐ、作物は玉蜀黍を專とす、穀菜亦宜し、其農業に拮据するは苗穗に讓らず、轉じて丘珠村に至る、此村多く穀菜を作る所なり、大小參殊に能く產す、一段歩の收穫二石餘就中清國より移住輸籍せし許士泰の圃地四町餘は穀菜共に能く豐生す、士泰農事勉勵者の一人なり。

轉じて篠路村に逢す、耕地の實況を見るに、例年水害に罹り、爲に播種の季遲くして常に登稔なし。對雁村に至り村翁に就き、農事を尋ぬるに、村民多くは窓棒太土人にして、專ら漁業を營み、農事振はず、唯波邊寅吉なる者獨り能く勗勉して穀菜を栽培す、地味は眞土なり、今後開墾盛んなれば眞圃の村落となるべし。江別村に逢す、圃地尚未だ熟せず、往往灌莽を生ず、農民困苦せり、故に收穫多からず、假停車場を過き白石村に至るの間江別沿川に雜草を生ずる沃野あり、將來必らず農產を興起すべき所なり、又野幌を經て白石村を過ぐる處大谷地と稱する濕地あり、若し一大土工を起し、溜水を豐平川に排泄せば、數百町歩の良田を治すること容易なるべし、歩行上白石村に逢す、村民專ら農桑を業とし、農隙薪炭を市街に運搬して業を營むものあり、下白石村も亦同じ、豐平村を過ぐ、村圖下に接近せるを以て、農事を專にせず、傍ら雜業を營む者多し、又開墾地の標杭のみありて、更に耕地を見ず、實に驚くに堪へたり、路右折平岸村に逢す、地味磽确、壤土にして穀菜の耳收穫なし、唯野桑繁茂するのみ、轉じて月寒村に到り視察するに、雜業者多し、少しく大小參或は牧草を耕作すと雖好收穫を得ず、專ら薪炭木材を運搬して生活し農業の一途を以て生計を立つる者幾んど稀なり、故に他村に比すれば稍衰へたり、轉じて島松村に到るに、十三年以降蝗害に罹り、稻作蕎麥を收穫する能はず、僅に宿泊を業として糊口するも、旅客少くして生計の目途の至難なるが如し、前路を過き山鼻村に逢す、屯田兵員の耕地を見るに、桑樹能く豐茂し、蔘と豆を間作す、收穫の多且推知すべきなり、路右折四山村に到る、當村は札幌市街に販賣するを目的とし、多く蔬菜を培養す、琴似村を過ぐ、村を一見するに農業は盛衰之に反して屯田兵員の耕地は穀菜桑麻蔚然として野に雜草なし、去て發寒村上手稻村に到る、農民多くは蠶桑に從事し、穀菜登稔す、所在富民あり、下手稻に逢す、現今農事に拮据するもの

札幌附近農況

雁來村
苗穗村
札幌村
丘珠村
篠路村
對雁村
江別村
野幌
上白石村
下白石村
平岸村
月寒村
島松村
山鼻村
四山村
琴似村
發寒村
上手稻村
下手稻村

稀なり、一二年前は旅宿を業とし或は荷物を運搬するを業とせしが鐵道敷設後は旅客僅少にして、次第に他業に移り空家荒蕪の地多し、故に農業の一途に生計の道を立つる事至難なり、山口縣下より移住せし開墾地を過ぐ本年消雪の後五月より開拓に從事し、男女百餘人にして力墾し、三十四町歩を墾闢して穀と麻を播種せり、皆能く豐茂す、創業にして斯く培養の巧手なるは、移住者必す熟練なる農夫あるを以てならん、一宿其實況を目擊するに、幕村黎明圓地に出黃昏小屋に歸る、孜孜として農事に勉勵なるは內地の農夫に一步を讓らざるへし、三年の後必す殷富の一村落となり、又他の龜鑑となるは、敢て疑を容れざる所なり。左に表を揭て其一班を示す。

各村作付表

村名	戶數	一戶平均	作物	地味
厘來	二十二戶	四十九町餘	大小豆、蔬菜	砂交り眞土
苗穗	五十餘	百四十五町餘	大小豆、蔬菜	同
札幌	六十九	百七十九町餘	大小麥、大麻	同
丘珠	三十餘	百餘町	玉蜀黍、大麥、蔬菜、麻	同
篠路	百三十餘	三町餘	穀菜	眞土
對雁	未詳	未詳	大小豆	砂交り眞土
江別	三十	二十五町餘	大麥、大豆、麻、蕎麥	眞土
上白石	三十八	四十五町餘	蕎菜、麥、豆	同
下白石	七十九	百餘町	同	同
豐平	四十二	一町八町	穀菜少	同
平岸	六十三	二十六町	同	砂交り壤土
月寒	百十二	七十四町三段	同	礫交同
		一町一段餘		砂交り黑野土
		九段五畝餘		

村名	害蟲	害
島松		一町五段
山鼻	蝗蟲	三百九十八町
四山	三百五十五	一町九段
琴似	四十六	八十七町九段
發寒	二百七十	一町五段
上手稻	五十九	四百二十三町
下手稻	四十六	一町餘
		一町三段餘
		四段
		五十五町餘
		八十一町餘
		十九町餘
		桑、麥、豆
		蔬菜
		麥、豆、麻、蔬菜
		穀、菜少
		麥、桑、麥、豆、百合
		粟、黍、麻、蕎麥
		同
		壤土
		同
		砂質黃土
		壤土
		同

第二節　蝗蟲襲來

札幌開拓の當初、農產物に害蟲の夥多なりしは、今日農家想像の外に出づ。豆類麥類、蘿蔔類、蕪菁類等の害蟲、其他根切蟲蚜蟲等一一枚擧に遑あらず。農業雇敎師米人エドウイン、ダンは、本道の害蟲は、遙に害蟲の過多を以て世界第一となす米國の上に在りと評せしが、從つて農產物は被害の夥多なる想ふべきなり。因て夙に害蟲驅除に盡す所あり。勠業協會は其害蟲驅除調查委員を設置したりき。而して其蟲害の最も偉大なりしは、開拓使以來今日に至る迄、蝗蟲襲來の右に出づる者あらず。

蝗蟲

害の慘況

蝗蟲は明治十三年八月十勝國河西中川兩郡より發生し、西、日高に轉じ、又膽振の東端勇拂原野に至り、其餘群分れて二となり、一は海濱に沿ふて西虻田に至り、一は北折して札幌郡に及ぶ。其蕃殖の激甚なる、一蟲能く五十乃至百箇の產卵を遺し、尙或は一旦產卵し、又再び交尾して卵子を遺す者あり。而して其發生後各地に襲來して、農作物は勿論、草木等に至る迄、悉く之を喰盡し去るの狀況は、『蝗害報告書』所載、最も要を得たるを以て左に摘錄す。

蝻初生の時は大さ蟻の如し、全身淡黑色、其形狀は成長せし者に類して、羽翅を有せず、一週間日乃至一旬の間は發生の地に徐徐蠕動し、甲所を喰盡せば乙所に轉じ、漸漸青草を蠶食す、其蠕動するや、一群皆方向を同うす、孵化後大約七八週間にして、六七回の脫皮を爲す、(脫皮の度數は各員の報道少差あり今試驗中に係る)其脫皮の狀は青葉に附著し、頭背の上部薄皮自然に破れ、徐徐に脫出し、全身茶褐色に變ず、脫皮毎に其形軀の成長前に倍す、三四回の脫皮を經れば頭部茶紅色を帶び脚部稍〻淡黑となる、羽翅最初は黑色にして短且微なり、最後の脫皮を遂くれば外翅內翅一時に暢伸し、僅に一時間許にして能く振羽飛翔の狀を爲す、初は方位を定めず亂躍し、或は風に隨て飄颺し遠く他に徙らず、其狀振羽飛翔を習慣とするもの〻如し、斯の如くにして、二三日を經れば一群皆方向を同うし、天を蔽ひ日を遮りて群飛す、此期に至れば獨り麥のみならず、花も亦溫暖無風の時は能く飛行す、其性群集を好み、一群過中羽翅の具るを待ち共に飛行するもの〻如し、其飛下する所は青草爲めに

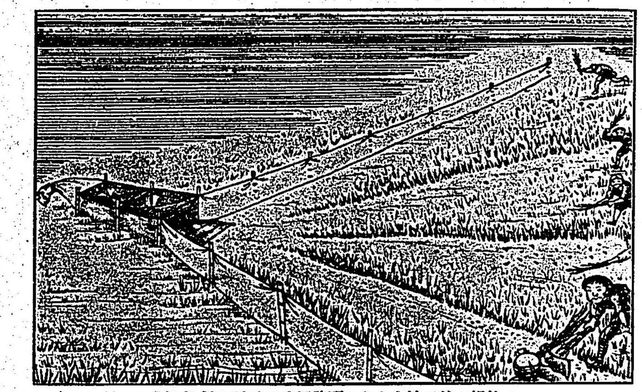

札幌に於て按出したる驅除器中に蝻蝗を追込む圖

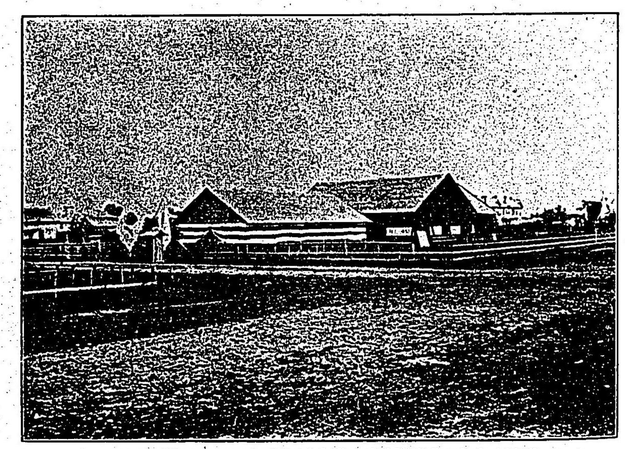

明治十七年の北海道物產共進會(會場現時札幌郵便局所在地)

色な變し原野も亦赤土に似たり。最嗜の植物は粟稗大小麥桑牧草なりと雖も、蝗るに及んでは、殆と喫食せざるものなし。試に毛布桐油紙等を投棄せしに、皆て喰餘を停めず。其狀見る人をして寒心せしむ。飛翔より孵尾に至る迄に一二週間日、此間を以て群飛轉徙の最も甚しき時とす。是の時に方て其能く颶風に乘ずるものは、山を踰え水を渉り、其速度大體一分時六町許此を以て算する時は、一箇年にして數百里外に達すべし。然れとも其群飛期の短きと、一たび飛すれば、食物盡るにあらされば皆て他に飛行せざるとに因り、其轉徙の行程を概計するに、一箇年中凡そ三十里乃至六十里に過ぎざるべし。

蝗害の偉大なる實に斯の如し。其初めて發生するや、諸人其何物たるを知らず、茫然手を束ね、到る處皆其慘害に罹る。舊記往往蝗蟲發生を錄する者あるも、事七十餘年前に屬し、其害狀を知る者なし。因つて土人は名づけて『カタタ』と稱し、邦人は『バッタ』と謂ひき。雇外人應吏等此凶報に接するや、直に其急に赴きて、驅除の方法に著手したりき。其方法は大略七種あり。(一)孵化後三四週間內は網中に追込む者(二)又手網を用ふる者(三)象皮或は葡萄柳等の皮を以て拂子を作り撲殺する者(四)樹梢上に在るものは、樹幹に大袋を置き、震落して埋殺又は燒殺する者(五)柴ハロー又はローラを以て潰殺する者(六)草原の中央に穴を掘り、四方より草を

蝗群宛ら寇敵に似たり

刈り、中央に追込みて埋殺又は燒殺する者七卵子を掘採して埋殺する者八害蟲を啄む鳥類の保護等なり。然れども其一旦飛翼を生じて飛揚するに當りては、又如何ともすべからず。唯石油鑵を叩き、或は空砲を發し、一時他に移轉せしむるの一方法あるに過ぎず。而して從つて散ずれば從つて集まり、殆と其效を見ず。札幌縣廳、內務省の特別認可を得て驅除費を特設し、各地に吏員を派出し、戶長及農事通信員等をして、一一蝗蟲の發生及聚散常なき蝗群の飛來移轉、其方向被害等を急報せしめ、機に臨み變に應じて驅除に從事せり。其狀宛も敵國外寇を防ぐに勞騈たり。其各地より本廳に報する警報の文體、亦頗る今日の戰爭公報に似たる者あり。

▲室蘭郡農事通信者泉麟太郎報(八月二十八日)

昨二十七日飛來の蝗蟲は一昨二十六日に三倍す、一旦飛下せしもの再び飛散せず、銃砲鳴物にても驚く景狀はなし、因て之を捕獲する極めて易し、昨夕は各自提燈を點し之を捕へしに、一人にして一斗を獲たり、又更に飛來するものは鳴物を以て之を追逐せり。

▲幌別郡農事通信者佐藤誠報(十月一日)

九月白老郡方面より蝗蟲飛來し、同郡アヨロト幌別郡登別村との間に群集す、人民晝て驅除すれども、登別村關法舉村は作物多少害を被ふり、幌別村鷲別村の畑は其害寡しと雖も、白老幌別兩郡の境界より關法舉村までの沿道竝に山野は多少產卵せり、白老郡蝗蟲は幌別郡に比するに其數幾倍なるを知らず。

▲平岸村鈴木保平報(六月二十八日)

本月二十六日より同二十七日に至り、平岸村私有地內就冬及芝草の葉上に許多の害蝗群附せり。

▲琴似村戶長菅野格報(六月)

本月中當村內害蝗發生するも恰好の驅除器械なし、故に人力捕獲の事に決し、先づ試驗の爲め三日間に一家一升五合を捕へん事を約したれども一家三合以上を獲るもの僅に數家のみ、他は皆一二合に過ぎず、因て此法は效なきものと認め村民相謀し更に撲殺法を施さんとす。

▲本課當別詰所報知の略(八月八日)

各耕地內に點點飛散するものあり、村民を役して之を捕獲す、其最日に五六升に及べり。

▲琴似村外三箇村戶長菅野格報(八月二十二日)

本月十七八日頃より害蝗錢函方面より漸次飛來、二十一日午後三時頃より同五時頃迄滿天飛翔、見るもの驚かさるなし、村民の園畑內次第に增殖せり。

▲山鼻村農事通信者荒木進之助報(八月二十三日)

本月二十一日午後六時より群蝗諸方より屯田耕地へ飛來す、乃ち驅除手配を爲す、二十二日午後五時頃四北より群來す、恰も雪花の天より降るが如し、村內耕地に散布し、粟の實及葉莖を啖ふ、同七時頃交番所より綿羊場近傍にも亦群集す、其狀華紙に蓋しがたし。(以上凡て十四年分)

蝗群札幌を襲ふ

而して、此恐るべき蝗蟲は、十三年既に懸群長飛して、十勝より札幌を襲ひ翌十四

蝗蟲の自滅

驅除狀況

年琴似、山鼻其他四方に發生し、又錢函方面より新に一群の天を蓋ふて飛來する者あり。又十五、十六兩年或は島松方面より、或は石狩方面より續續飛來して、札幌郊化者に加はるあり。以て連年札幌及附近の農作物を喰盡して、頗る慘狀を極めたり。諸民皆極力防禦に力め、或は空砲を放ち、空鑵を連打して之を逐ひ、或は夜間篝火を燒き、各村に驅除係を置きて、其產卵及孵化蟲を買上げて之を埋殺したるが、其買上代の收益、農作物の收益より多きを以て、農家中奸譎の徒、往往其耕地に播種せすして、却て蝗虫の產卵場を作り、翌年採掘して其買上を請ふ者あるに至れり。其空鑵空砲を以て之を逐ふの時に當り、一面の蝗群悉く飛揚するや、一種の飛音あり。四方上下に飛遊し、屠屠相重なり、日光爲めに地に達せず、行人の面を撲ち、屋內に飛入し、又路上道を沒する事あるに至る。明治十六年八月、其蝗群の大舉山鼻屯田耕作地を襲ふの時、屯田兵司令部長永山大佐、中隊の兵を率ゐ、巨砲を連發し、呼噪して追ひ拂ふに當りてや、砲煙飛蝗天を覆ひ、白日猶暗く、飛羽の音驟雨に似て、宛然戰時に異ならず。然るに翌十七年氣候不順の爲め、產卵の腐敗と共に、蝗蟲の體中に、一種の寄生蟲を生じ、此恐るべき害蟲は、遂に津輕海峽を渡るに、至らずして自滅せり。

蝗虫は、古來亞細亞に在つては波斯支那、印度、歐羅巴に在つては埃及、バーバリー、リバント等に發生せし事あり、史實記する所を見るに、阿非利加南部二千平方哩中蝗の蔽ふ所となる、死蝗河流に浮び、或は河岸に堆み、其高三四呎、延亙殆ど五十哩、惡臭百五十哩の遠きに達す（バーロー）土耳古マラッカの蝗は、亞剌伯亞より飛來し、次第に蔓延し、廣袤五百哩若天之が爲めに暗黑と爲り、淸地の樹木を赤裸と爲し、其飛翔の音枚を銜まざる戰馬の走るに似たり、カーピー及スヘンス）等の文字を用ひ、又其飛翔の音を『落る龍の如し』と云ひ、又其飛揚するを『雲煙の如し』と云ふものあり、亞剌伯亞人は之を煮て食せしが、本道に於て當時其食物とすべきを主張せし學者あり、又炙りて餌に食せし者もありたりき。（札幌史料）

第三節　霖雨旱魃蟲害

洪水

霖雨

蝗群襲來、札幌を蹂躙して、既に農民を苦境に陷れたるに、加ふるに霖雨旱魃蟲害踵を接して來るあり。明治十五年の春雨は、融雪と共に洪水と爲り、豐平川琴似川等札幌の諸川皆橫溢し、橋梁水閘堤防等を流失し、田畠に大被害を與たりしが、其年夏七月中旬以後に至るや、霖雨連日に彌りて、日光薄く、而して炎暑殊に甚だしく、空氣の流通亦惡しゝ。加之明治十一、二年以來、山林中の赤楊柏樹等に發生したるも

蛞蝓

各村の被害

未だ大被害を與ふるに至らざりし蛞蝓、方言**ガイダカ**なる害蟲は、此歳に至り頗る增殖し、山林を出てゝ村落に移り、林檎、梨等の果木の葉を蠶食し、又蘿蔔、蕪菁等にも一種の害蟲發生し、爲めに收穫を減ずること蝗害と相應じて頗る多し。此際唯谷地の水田のみは、能く登りて秋實多かりしと果樹の栽培者漸次增加の傾向を呈せるあるのみ。農家皆な悲境に沈淪す。翌十六年又農家多間の業務たる薪炭材、大下落を爲して其收入を減じ、夏季又前年に倍せる旱魃と蟲害とは、再び彼等を苦めたり。蛞蝓は電信柱又は草木に產卵せしもの、五月中旬に至り、漸次發生して林檎梨木を始め、蔬、扁豆、蠶豆の類に群集し、葉及蕾花を食し、七月蛾化して產卵し、又再び發生するものあり。尙且、甘藍、春蒔菜、夏大根、胡瓜、茄子等を損する別種の害蟲も亦大に發生し、皆札幌附近の田圃を蹂躙せり。而して未た其驅除の良法を得る能はずして、其爲すに委せり。

園山村　本年の蟲類は例年より多く、果木を害する蛞蝓及甘藍、春蒔菜、夏大根、胡瓜、茄、其他菜園を害する蟲殊に甚だし、該蟲は日出頃には目に見ろなきも雨至れば、自由に飛散して目的と見るべからざるの小蟲なり（未だ驅除の方法を知らず）而して其作物の葉は、恰も網を張りたるもの、如し（六月園山村農事通信員報告書）

山鼻村　本年の氣候は不順にして、雜草の生立宜しからず、麥、菽及大豆等段々發芽すと雖も其發生例年より惡し、本年の蛞蝓は實に甚だし、耕地に臨み熟見するに、蛹の巢の如きもの何となくチラツキしは皆是なり、右の蛞蝓果木の內林檎へ集ろもの尤も多し、畑作大豆及豇豆の葉を喰盡し、莖のみ殘したる狀恰も、蜻蛉の尾の如し（六月山鼻村農事通信員報告）

蟲害の狀況斯の如くなるに當り、其歳六月中旬より八月中旬に亙り、一滴の降雨なき事實に八十日間に亙る。札幌市街は井水涸渴して、飮料水にさへ苦み窮を縣廳に訴ふる者あるに至る。（此歳九月廿八日曉樽前山噴火の降灰札幌に及ぶ）札幌市街より附近農村に至る迄皆祈願灌水、百方力を盡すと雖も、奈何ともすべからず。意氣阻喪、四民皆菜色あり。此時屯田兵本部長永山中佐は、山鼻屯田一中隊の兵士を鼓し、**インカルシベ**山巓に大旗を樹てゝ旗取競爭を爲さしめ、大砲數十を發射して雨乞祈禱を爲したりしが、其夕微雨僅に至り、幾もなく降雨續いて來り、四民初めて生色ありしが、當時の苦慮想ふべきものあり。唯此年米及糯米の收穫頗る良好なると、養蠶業は山鼻を除くの外、皆平年より良收あり。されど其他の作物は皆何れも被害多く、殊に小豆の如き、滿蝦蟲害を被りて黑色に變じ、種子の缺乏を告げ、馬鈴薯も亦非常に減收し、總作物、白石、平岸村附近の如きは、平年の五分作をも得る能

はざりし程にして、低溫地に於て僅に登實するを見たるのみ。是、札幌開拓以來の大旱魃として、今尚口碑に傳ふる所なり。

第四節　農業の奬勵

札幌農業の天災地異の厄に罹る夫れ斯の如し。而して當時開拓使時代の如く保護の優渥なる者なかりしと雖も其民は既に堅忍不拔の精神を養ひ、其歳月は漸くに土著永住の感念を生せり。加ふるに高等農業專門の札幌農學校のあるあり、其教頭は農學專門の博士ブルックスなり、其一期、二期、三期の卒業生は、既に校門を出でて多く札幌に官仕し、以て農業に盡瘁する所あり。縣廳には勸業課ありて專ら農業牧畜の奬勵を爲し、眞駒内牧牛場、札幌農學校園は、絶えず奬勵改良の模範を庶民に示せり。又開拓使の末に於て、老農學者、篤志家等の團結したる勸農協會は、間接直接、縣廳の勸業政策を承けて活動するあり。爲めに札幌及附近の農業は、害蟲來れば之を驅除し、天災來れば之に應し、奬勵頗る勗むる所ありしと雖も、當時未だ十分の研究と經驗となきを以て、全く之を防止すべからず。十七年蝗群既に其

猖獗の勢を挫きしと雖も、其他の蟲害猶多く衰へず、殊に十七八兩年は氣候不順にして、十八年の如き札幌附近の蟲害、田畑實に九十五町歩に達せり。因つて農家は漸次其數を增加すと雖も、其不作付段別は比較的增加せず。實質上の收穫段別も、亦寧ろ減少せるの觀あり。然れども此間に於て進歩したるは、耕作方法、作付種類及種子の選擇と、水田事業となり。水田は十五、十六兩年の炎暑旱魃等に際し、谷地澤地に植付たる者頗る好成績を得たるを以て、十七年には約四十町歩の作付を爲したりしが、春來氣候寒冷の爲め、稻苗の成長稍遲く、插秧後尚溫度高からず、六月十五日の最下溫度華氏四十一度九分、明治十年以來無比の冷氣なり。七月初旬に入り、暑氣漸く加はり、稻幹稍繁茂せしも、八月中旬頃より俄然降下して、同月十八日、華氏四十六度七分に降り、遂に出穗せざるもの多く、多少出穗せしものも、亦結實に至らずして、前年大豐作の反動來り、稻田の大凶作を見たりしも、翌十八年尚、水田作付二十二町歩に及び、前年の約半數に減せしと雖も、猶之を十五年の四町二段の作付に比すれば約五倍の增加にして、被害亦前年の如くならず。之を其他の農產物全體が、十五年の千八百九十九町歩より、十八年に於て、僅に二千

五百九十六町歩に增加せしに比すれば、頗る優れるものあり。當時非米食論の隆なるに當り、却つて這の現狀あるは、寧ろ奇とせざるを得ず。

種畜改良は縣治農政の忘れざる所なりき。十五年八月管內に令して、勸業課に於て、人民の需に應じて、種畜の良否を鑑定して、其蕃殖上の參考に供し、又牛馬犬羊豚に限り、勸業課獸醫をして診察治療の需に應せしめ、十七年二月種牛馬貸與規則を發布し、種類改良、良畜蕃殖の目的を以て、牡牛は三箇年、牡馬は四箇年を期限として、人民の請願に依りて之を貸與し、又牝牛馬を貸與する場合は、其產出犢駒は初產は官納せしめ、次產は民有とす。斯の如く交互して貸付種牛七歲以下のものより、は犢三頭、七歲以上のものよりは、犢二頭貸付種馬よりは其八歲以下のものよりは駒二頭、八歲以上のものよりは、駒一頭を納めしめ、其定數を上納し了れば、其母牛馬を借主に下與するの制を定めしに、札幌及附近より出願者多かりき。次で十八年三月には一般民有牛馬に對し、官許を受くるにあらざれば、牡牛馬を種用とするを禁じ、又種牡牛馬の資格を定めたり。縣治時代は斯の如くして、牧畜の改良を圖りたるが、其結果漸次雜種馬の數を增加し內國種馬も亦漸次に增加し、十七年二月に

は、民有牛馬取締規則を發布するの必要に迫り、十八年末現在總數實に札幌區內に於て、民有牛百八十八頭、馬六百二十二頭、郡部に於て牛十頭、馬千六百九頭を以て算するに至れり。

縣治時代に於て共進會の開催二回あり。其一は第三回札幌農業假博覽會と稱し、十五年十一月札幌博物館內に開設せり。博覽會と稱すと雖も、農產物及家畜類等を出品せしに過ぎず。出品總數二千七百九十餘點、受賞者一等以下五等及褒賞に至る迄四百七十五名、開會日數五日、來觀者延總數七千七百十一名、一等賞以下優等の受賞者は、農業園其他諸官設事業場の出品、其重きを占め、殊に家畜の出品に至りては、民間殆と絕無といふも可なりき。唯農產物は四圍農村の出品甚だ多く、製麻製網、生繭等は、山梨琴似兩屯田の出品も多く、農業的工業の民業出品に於ては、僅に篠津兵村の織物、生糸、眞綿類ありしのみ。其一は明治十六年に至り、更に前例を變じ、根室縣も亦函館札幌と共に、交年開催の內に加はり、北海道共進會と改稱して、翌十七年十月大通西三丁目空地內に開催せしが、其出品數二萬八千〇九點、前回に比し十倍の多きに達し、來觀者一萬二千五百四十八人、受賞者三百五十四名なりき。

其結構今日より之を見れば、一兒戯に似たりと雖も、當時草創の際に於ては、實に一大事業なると共に、又農業の奬勵に多大の貢獻を爲したり。殊に其開催に伴ふて、四方より集來せし老農及農學者、篤志家等を一堂に會し、各種の諮問案を提出して、談話會十七年六月老農を集め、品川農商務大輔隨行船津傳次郎を聘し農話會を開き、又十八年八月札幌近傍の養蠶家を縣廳に集め、養蠶談話會を開きたる事あり)を催し、其筆記を公示したる者頗る有益なりき。前回の假博覽會に際せる農話會の諮問案は(一)畑地耕鋤の季節(二)牛馬の飼料(三)農家常食の種類(四)農産の將來に見込あるもの(五)牛馬力と人力と耕耘上の得失(六)農家多季の業(七)肥料(八)新墾の手續等なりき。後又十七年共進會に際せる諮問案は、(一)移住者の最も注意すべき事件(二)穀類登熟の等しきを得るは、全く選種法に歸する者か、將た肥料用法にあるか、(三)通常農家の移住後生計を得る迄の入費は凡そ何程を要するや(四)農家餘暇を以て豚を養ふの得失如何等なりしか、皆何れも當時に在りては適切の問題たりしなり。而して該諮問會に於て當時札幌農界のオーソリチーたりし、ウキリアム、ピー、ブルックス養豚の必要を談話し、尚札幌農業の既往將來を說きて、左の如く奬勵する所

ありたりしが、以て縣治時代の農業一般を推知すべきなり。

日本の農業は、作物循環、肥料用法、耕耘法等に熟練し、此點に於ては全地球農民中に高等の位置を占めたり。合衆國は之に反し、新開の國たるが爲めに、勞力は貴しと雖も、地價は甚賤し、故に農業の開發は日本と全く反對の方向に出で、若干の勞力中より收穫の最多量を得るに在て、園地積の廣狹は關係甚だ大ならず。此點に於ては合衆國の農家は高等の位置を占むるものと云ふべし。勞力の經濟に於ては、日本人は米人に學ぶべく。周到と注意及び、小地面より收穫するに必要なる件件に付ては、米人は日本人より學で得る所多かるべし。日本本道の農業法は往時に適せり。然れども今や形勢大に變し、道路汽船鐵道の運輸を便にするあり、外國の市場も亦開けたるを以て、農家も亦此變化に應じて自ら處せざるべからず。北海道の農家の如き、殊に然りとす。諸君よ、諸君は、保守に過たり。諸君は舊法を墨守するに過たり。南方に得たる方法は、當地の風土に適せず。諸君は紙を抛て、此寒冷なる風土に適する、勞力と收穫の經濟を、米人より學はざるべからず。諸君は此變化は難しと云ふ乎。其然らん、然りと雖も、成し難きの事に非ざるなり。諸君は、既に著明なる改進を爲せり。今より幾んと八年前二月に於て、余の初て札幌に來るや、該冬季に於て馬の聲橇を率くを見しもの僅に一同に止まりしに、今や冬季に於て札幌の一市街に通過するもの能く馬橇の衝突を避けんと欲せば、銳敏なる注意を要するは、諸君の親しく知る所なり。

余の初て札幌に來りしに當り、余の知る處によれば、一人の農家も、プラウを用ひしものを見ざりしが、今や當地附近の農家普通の用具となれり。

余の當地に來りし後、直ちに米國より農産各種類の種子を得、其純粹なる性質を保存せんと欲せ

しが、當時農學校附屬園のみにては、此目的を遂するに不足なりしを以て、近傍の農家をして各〻一種を耕作せしめんとせしに、南瓜の如き、各自の熟知せるものは、志願人甚多かりしと雖も、一段歩玉蜀黍を或る農家に耕作せしめんと說得せしは甚だ困難なりし。然るに其收穫に利益ありしが爲めに、翌年は該村の農家より、此耕作を請ひし土地は八町歩に及び、今や廣く之を耕作し、或る村落に於ては吸力の逮する所盡く玉蜀黍の波濤の如きを見るは諸君の知る所なり。

第五章　官營事業

開拓使の官營事業は縣治時代に入るや、幌內鐵道、幌內炭山及木工場、鐵工場、厚別木挽所は、工部省所轄となり、前者は煤田事務所、後者は工業事務所の主管に歸せり。又植民、山林事務、育種場、博物場、製網所、製粉所、札幌農學校及附屬農園、眞駒內牧牛場、綿羊場、麥酒釀造所、葎草園、釜鹽所、紡織所、味噌醬油釀造所及陸運改良掛等は、農商務省の所轄となり、農業事務所之れを主管せり。然るに此分割を爲し、作業條例に據る作業費立に變更したりし結果、開拓使時代の如く、各事業を統一する者ありて、其經費の相互流用を許さゝるを以て、事業に支障を生じ、收支相償はず、頗る繼續維持に苦みたるを以て、作業費の制を通常經費に改め、適宜流用供給の法を定め、十六年二月各官業を統一すべき北海道事業管理局を設け、農商務省所轄となし、安田定則を局長となし、東京箱崎町に出張所を設け、札幌には農業、工業、炭礦の三事務所を置き、多少舊觀に復したるも、規模計畫は開拓使時代の如く雄大ならず、頗る狹少消極の者たりき。

官營事業の分割

北海道事業管理局

事業の狀態

而して此時代に於ける事業の狀態は、純粹工業に於ては、水車器械所、木工所、蒸汽器械所は合併して札幌木工場と稱し、又鍊鐵所、製鐵器械所、鑄造場を合して札幌鐵工場と稱し、厚別器械所を厚別木挽場と改めたり。又農業的工業に於ては、製粉所は十五年原料品の購入を爲さず、前年の剩餘を以て製造を爲し、翌十六年亦麥作凶歉の爲め、漸く百八十石の原料を購入したり。然るに其製粉は頗る賣行善かりしも、當時需要者多からざるを以て、販路を海外に求めて其輸出の方法を講ずるにあらざれば、其事業を擴張する能はざるを以て、先づ海外輸出の方法を計畫し、又其製粉の改良を圖りしに、漸次精良となり、十七年に至り一番粉の如きは、前年に比し、大に販賣高を增加したり。因て益、擴張を計り、別に一年六千餘石を製出し得べき捲軸粉磨器一臺を米國に注文し、北一條東一丁目に製粉場を新設するに至れり。又製絲場は舊縣後產繭減少原料歟乏を告げ、器械運轉を繼續する能はざるを以て、之を廢止して、上州地方慣行の座繰製絲器に改めたり。然るに十七八年に至り、產繭稍、增加し、且つ品質良好となりたるを以て、十八年八月に至り、再び、製絲器械を運轉せり。機織業は十五年二月營業資本を九千圓と定め、十七年に至り大幅海氣織、

製紛所

製絲場

機織業

製網所

小幅琥珀織を始め其製品漸く前年に比し、數量を增せり。製網所は舊縣後資本額を五萬圓と定めたるが、開拓使設置當初頗る需要者あり。十三年の如き拂下總金額五萬圓に達せしが、爾來漸次需要を減じ、販路又昔日の如くならず。蓋し他道輸入製網の廉價なると、札幌製網の實地使用に不適當なる者あるを以てなり。故に製法改良代價引下の爲め、吏員を新潟、巖手兩縣に派して、其實況を調査せしめ、又職工を減少せり。爲に十七年以後累年漁場の不漁と共に、製造販路共に減少したり。

葡萄酒製造所

葡萄酒製造所は在來栽培の米國種葡萄を以て、米國種を廢して獨逸種に代へ、其接木十七年一萬五千二百餘本十八年三萬六千五百餘本十九年一萬二千八百餘本)を爲せり。又麥酒製造は資本金を二萬五千八百九十一圓と定たるが其販路年を逐ふて開け、創業當時に比すれば殆と五倍せり。而して其の製品は本道の需要多き爲め、東京其の他に輸出する能ず。且つ工場狹隘なるを以て、十七年に至り增築に著手し、又器械を購入せり。此歲本道夏季凉冷の爲め貯藏酒中一種の變味を生ぜしを以て、獨人を聘して改良を計るに決したりき。製物試驗場は十六年木酢乾溜器を設けたるも、原料

參酒製造所

製物試驗場

篠路味噌醬油醸造場

陸運改良掛

札幌味噌醬油醸造所

札幌桑園

木材に多量の水氣を含有し、單純の酢分を得る能はざりき。玉蜀黍酒の試驗は品位頗る醇良なるも、未だ全く成功に達せず。又幌内炭粉を乾溜して艦船橋梁等に用ゆる揮發油及粉炭に他燃料と粘液物を加へ一塊となしたる薪料等の試驗を爲したるが、十七年に至り札幌農學校附屬となり、分析業等亦同校之れを行ふ事となれり。篠路味噌醬油醸造場は一旦民有となしたりしを、十五年再び官業と爲し、十六年樺戸集治監の所轄となしたり。集治監は其收穫大豆及大小麥を囚徒の食料となし、餘れるを以て釀料となすを以て、年年作付段別の多少により、釀量に增減あり。其製品は專ら囚徒の食料に充て、其餘羸を札幌地方に販賣せしが、十七年頃より漸次聲價を得て、石狩小樽等より賣捌を請ふ者ありしも、製品不足にして、其需要に應ずる能はざりき。陸運改良掛は、其後專ら札幌室蘭間の貨物乘客の運送に從事せしも、民間に從業者增加したるを以て、馬匹車檻を沿道各驛に拂下げ、十七年に至り全廢したり。札幌味噌醬油醸造場は人口の增加と共に需要增加、收支相償ふに至りしが、十七年區民森彌市に拂下げ、對馬嘉三郎の事業となし、又札幌桑園は、十五年來嚴寒の爲め、桑樹に枯損多きを以て、十六年更に野桑一萬三千本を補植し、十

七年に至り第一號園の一部三十四町歩餘を、上島惣五郎等養蠶篤志家七名に貸付し、十八年又第一號桑園三千八百坪を、札幌農學校に交付せり。